

第2回 大山町議会定例会会議録（第3日）

平成29年3月13日（月曜日）

議事日程

平成29年3月13日 午前9時30分開議

1. 開議宣告

日程第1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏名	質問事項
1	3	大杖 正彦	1. 法令遵守と職場・職員間の協調性について 2. 小・中学校での障がい理由で体育授業の見学者はいないか
2	4	圓岡 伸夫	1. 大山寺診療所の位置づけは 2. 職員を告発しない理由は 3. 子育て支援の充実を
3	11	西尾 寿博	1. 監査の重要性 2. 町長の出馬表明について
4	10	近藤 大介	1. 職員の懲戒処分について
5	12	吉原 美智恵	1. 学習指導要領の改定の準備は 2. 地域自主組織の行方は
6	6	米本 隆記	1. 新聞報道の真実は 2. 内部報告の認識は
7	9	野口 昌作	1. 27年度決算の財産に関する調書の修正面積の調査結果とその背景 2. 大山町の発展と土地利用
8	8	杉谷 洋一	1. 定住化促進対策は 2. 学校教育の現状は
9	7	大森 正治	1. NPO法人との委託契約問題から得られる教訓は何か 2. 「住宅リフォーム」助成事業の継続を
10	2	大原 広巳	1. 家庭保育支援給付金事業について 2. 雪害対策はこれで良いか 3. 大山口・佐摩線県道の振興は
11	5	遠藤 幸子	1. 大山町らしいおもてなしをどうするか

本日の会議に付した事件

1. 開議宣告

日程第1 一般質問

通告 順	議席 番号	氏名	質問事項
1	3	大杖 正彦	1. 法令遵守と職場・職員間の協調性について 2. 小・中学校での障がい理由で体育授業の見学者はいないか
2	4	圓岡 伸夫	1. 大山寺診療所の位置づけは 2. 職員を告発しない理由は 3. 子育て支援の充実を
3	11	西尾 寿博	1. 監査の重要性 2. 町長の出馬表明について
4	10	近藤 大介	1. 職員の懲戒処分について
5	12	吉原 美智恵	1. 学習指導要領の改定の準備は 2. 地域自主組織の行方は
6	6	米本 隆記	1. 新聞報道の真実は 2. 内部報告の認識は
7	9	野口 昌作	1. 27年度決算の財産に関する調書の修正面積の調査結果とその背景 2. 大山町の発展と土地利用

出席議員（16名）

1番 加藤 紀之	2番 大原 広己
3番 大杖 正彦	4番 圓岡 伸夫
5番 遠藤 幸子	6番 米本 隆記
7番 大森 正治	8番 杉谷 洋一
9番 野口 昌作	10番 近藤 大介
11番 西尾 寿博	12番 吉原 美智恵
13番 岩井 美保子	14番 岡田 聡
15番 西山 富三郎	16番 野口 俊明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 手 島 千津夫 書記 提 嶋 護 大

説明のため出席した者の職氏名

町長	森 田 増 範	教育長	山 根 浩
副町長	小 西 正 記	教育次長	齋 藤 匠
総務課長	酒 嶋 宏	幼児・学校教育課長	林 原 幸 雄
人権・社会教育課長	門 脇 英 之	住民生活課長	森 田 典 子
企画情報課長	井 上 龍	建設課長	野 坂 友 晴
水道課長	野 口 尚 登	農林水産課長	山 下 一 郎
農業委員会事務局長	田 中 延 明	福祉介護課長	松 田 博 明
健康対策課長	後 藤 英 紀	観光商工課長	持 田 隆 昌
会計管理者	野 間 一 成		
地方創生本部事務局長補佐		大 黒 辰 信
教育委員長	伊 澤 百 子	地籍調査課長	白 石 貴 和
代表監査委員	後 藤 洋次郎		

午前9時30分開議

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（野口 俊明君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問につきましては、通告された議員が11人あります、ありましたので、本日であすの2日間行います。

通告順に発言を許します。

3番、大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 皆さん、おはようございます。いよいよ期末の最終の議会になりました。来月は改選の選挙が控えております。来月からこの場におれるかどうか分かりませんが、一生懸命頑張りますので、よろしく願います。

3番の大杖正彦です。通告に従いまして、2問の質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずですね、質問に入る前にお話ししたいこと、申し上げたいことが一言ございます。先日、大山中学校の卒業証書授与式に出席してまいりまして、校長先生がこういうお話をされました。自利他利という言葉についてです。他人の利益はつまりのところ、つまりのところ、自分の利益になるということ。その利益も物、金だけではなく、心の幸せ、そして満足感になるという仏教の教えだそうです。非常に感動いたしました。私たちは今、こうした思いやりの心が、に欠けてきているのではないかというふうに思い、聞きました。特に行政に仕える人はですね、町民の幸せ、喜びのため、いわゆるはやりの言葉じゃないですが、町民ファーストを考えるべきであり、決して組織や地位のためではないはずです。というふうに思いながら聞いて、質問に、のほうに、本題に入りたいと思いますが、先般、新聞報道に端を発したいわゆるNPO法人業務委託問題、議会では、真相究明のためにNPO法人問題調査特別委員会を設置し、執行部から調査を依頼された本町監査委員による報告、報告書のうち、疑いが残る部分と調査権限から調査不能など不明部分の調査を行っております。事の真実を明らかにすることは重要でございますが、しかし、もっと重要なことは、なぜこうした事案が発生した原因を探り、かつその原因を解消し、今後の再発を、に、を防ぐためには何が必要かを考えるべきではないでしょうか。町民ファースト、町民のために楽しさ自給率の高い明るいまちづくりを進める町政とは何かを考えなくてはならないと思います。

コンプライアンスといいます。いわゆる法令遵守と、わかりやすく言えば、決め事を誠実に守る。これは簡単なことですが、言葉見ると、なかなか難しいことですね。その前にですね、公の立場にいる人たちで最も重要なことは、倫理観ではないでしょうか。決め事を守ることは当たり前です。その決め事をどう捉えて対応していくか、こういう倫理観が必要だというふうにいろんな方から聞いております。

大手企業では、倫理規定や人権研修が毎年実施され、テストもあると聞いてます。それがまさに自利他利であると考えます。

公務員や企業には厳しい倫理規定があり、それを厳守することが大切であると思います。法令遵守は、公務員採用試験後、厳しく指導、教育されており、職員として当たり前のことであります。しかし、先ほども言いましたように、年月が経過すると、その意識が薄れ、なれた業務を満遍なくこなしてしまうというのが普通の人間性ではないでしょうか。職務規程など再教育は実施されなくてはなりません、重要なことは、倫理観から成る職場全体の協調性だと強く感じております。堅実に業績を伸ばす企業のスタイルで共通して言えることは、風通しのよい職場づくりだそうです。

先日、新聞で読みましたが、鳥取県は既に2013年から認め合い運動を開始しているということです。この狙いは、風通しのよい職場づくりとお互いのよいことを褒め合う、褒めて伸ばすことで、生産性の向上が目的です。役所においては、この生産性の向上こそ、住民への福祉サービスの向上ではないでしょうか。

担当外の仕事を認め合い、積極的に手伝う職員が多いことはすばらしいことでありま

す。1つ、お互いに認め、褒め合う。2つ目、お互いのよい部分を見つけ合う。3、手をとめて、同僚、部下の話を聞く。4、率先して挨拶する。そして5つ目に、一緒に業務を協力して進めるなどが、など5原則を実践する認め合い運動だそうです。先輩の仕事ぶりを見て覚える。叱られて学ぶというのは、そういう時代は過ぎたと、この運動は、職員の隠れた能力を発見し、意思疎通の手段として注目されています。いま一度本町職員の皆様には、職員間の融和、協力、励まし合いなど、心、志を一つにして担当する事業に取り組む姿勢を望みたいと思いますが、こうした観点から、事実、内容を明らかにした上で、職務規程に触れてもですね、刑事責任に問われることでもないとなれば、役場内部、職場内部で問題解決を図る考えはなかったのでしょうか。

本町は今、住みやすい町を目指して活性化を図っている最中であります。そのなかで観光振興は、大山開山1300年祭という100年に1度という大きな節目を迎えます。そして日本遺産、国史跡指定、国立公園満喫プロジェクトなど、周辺地域、市町村や県と協力して進めなくてはならない重要な事業と考えております。大山町はその中の中心的な立場におり、率先役を担わなくてはなりません。恥をさらすような動きは慎まなくてはならないはずですが、今回のいわゆるNPO法人の問題は、本町の失態を外部にさらけ出したような感じで、信頼を失う結果となっていないでしょうか。

この通しの、風通しのよい職場づくりを考え、これですね、町としてどう捉え、どう取り、取り組むか、お尋ねしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。おはようございます。本日からの一般質問、よろしくお願いを申し上げます。

まず、大杖議員のほうから、法令遵守と職場、職員間の協調性についてという御質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思います。

まず、このたびの事案につきましては、町民の皆様、議員の皆様、そして職員につきましても、大変な御心配と御迷惑をおかけしておりますことを改めておわびを申し上げます。

議員おっしゃいますように、事件の再発防止に向け、事務改善検討委員会を立ち上げ、現在再発防止に、その策について検討してまいっております。その結果につきましては、本議会中に御報告申し上げる機会を賜りたいと思っております。

また、職員に対する倫理観の育成、人権尊重の研修などにつきましては、職員としての行動のあり方、行動の規範、これをまとめた大山町職員コンプライアンス行動指針、私たちの行動基準というものを定めているところありまして、毎朝の朝礼、この際に行動規範を確認をし、徹底するよう努めているところであります。

また、人権教育につきましても、人権研修の実施や小地域懇談会への参加などにより、

人権感覚を高めるよう努めているところでもあります。

議員紹介されております鳥取県の取り組みであります認め合い運動につきましては、県では近年、毎年この運動について研修会を開催されているようでありまして、本町の職員も参加をさせていただいているところであります。これまでも不祥事が発生をしており、その都度改善を図っているところでありますけれども、職員一人一人の、特に個々の意識、これに不十分な面があったと考えております。

議員おっしゃいますよう、職員の能力を高め、風通しのよい職場をつくっていくことが、職員にとっても、町民の皆様にとっても重要であると認識をいたしているところであります。毎朝の朝礼の緊張感、これを高めて、職員間の意思疎通、これを円滑にすること、職員一人一人が行政サービスを提供するサービス業に従事する職員であるということ、奉仕者であるということ、これを自覚して、懇切丁寧な対応、そしてハウレンソウであります報告、連絡、相談、これに心がけて、トラブルなどに対してスピーディーに対応していくということ、これを今後さらに徹底してまいりたいと存じます。

県の取り組みも参考にさせていただきながら、コンプライアンスや人権についての研修など、これを実施をし、また、職場内での話し合いなどを通して、明るい、風通しのよい職場づくり、これに努めてまいりたいと存じます。

今回のことを反省をし、しっかりと取り組みを進めてまいりたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 今、お答えをいただきましたが、今回の問題は、本人のコンプライアンス精神の欠如、職務規程違反が主たる原因ではあると思っておりますが、今おっしゃいましたように、そういった職務規程や人権、倫理観の教育、指導、教育がどこまで職員の皆さんに伝わっていたか。お互いに尊重し合いながら業務が進められたかどうか、いま一度、その、職場内の体制について、反省といえますか、これからの課題についてお考えいただきたいと思っておりますと同時にですね、今回、長く同じ部署に勤務したなれ合いになった結果だと思っております。今後、幹部職員の異動期間、同部署の勤続年数ですね、勤務年数ですか、をどういうふう考えていらっしゃるか、お答え願います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。特に職員の長い勤務ということから発生をした案件ではないかという御指摘があったというふうに思って今聞かせていただきました。おっしゃるところ、非常に多い、重要なポイントであるというふうに認識をいたしております。特にベテランになり、いろいろな人のネットワークであったりとか、能力であったりとか、非常に進めている中であり、そうした位置づけにあるところの中から逆におっしゃるような部分について非常に問題が発生したというふうに思っているところであります。

期間ということでありませけれども、ここについては、まだまだ内部のほうでいろいろと検討していくことがあるかなというふうに思っておりますけれども、今回のように一つの部署で長く経験をしていく。重宝がられるポジションというようなことではなくってですね、しっかりとそういったところについては検証しながら進めていきたいというふうに存じております。具体的な期間ということは今申し上げられませけれども、この反省は大いに今後に生かさせていただきたいと思っております。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） この件はですね、この経験を踏まえて、適当なタイミングといいますか、年数にしても、そういった雰囲気早く察してですね、手早い、あの、素早い行動が必要じゃないかと思えます。そういった中で必要なことは、幹部職員の皆様同士の報告なり、報告会など、お互いの業務の理解、風、いわゆる風通しをよくして、お互いの長所や望みを、悩みをですね、相談し合える雰囲気づくりが大切だと思いますが、先ほどお話がありました研修とか指導、研修会をやっていらっしゃる、やっているということですが、なぜか形式だけになってはないか、そういった会をですね、上のほうからこういうことだと、研修とか、申し伝えるだけではなく、職員の人から問題提起を出すような、出せるような場所にするという考えもありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。実際に行っていくということについては、担当のほうから述べさせていただきたいと思えますけれども、おっしゃいますように、職員間の中のいろいろ気がついたことについての問題提起、あるいは内部通報制度といったものもありますので、そういったことを大いに職員のほうにも周知をしながら展開していくということはとても重要なことであるというふうに存じているところであります。内容について、少し担当のほうから述べさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 管理職の中での意思疎通という形ですけれども、あの、管理職会等で、あの、毎月話し合いを持っておりますけれども、あの、ある意味、その、事務的な連絡で終始している部分もあるとは思っております。以前、不祥事があったときにですね、プロジェクトというような形でですね、事務改善の検討会等をですね、課長、課長レベルの会、それから課長補佐レベルの会というような形でやって、あの、こともございます。最近ですね、非常に会議も多くなっておりまして、なかなか、その、全員で集まってそういう時間を持つということも少なくなっておりますので、あの、機会を設けてですね、あの、職員の事務的な部分での連絡調整以外の部分でもですね、あ

の、対応していきたいなというふうには考えております。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 今の答弁ですと、行政会、行財政改革で職員の皆さんの数が減、削減されていると、それに伴う業務が多忙になるというのは十分理解できますが、それだからといって、一番大切なこれからの方針について進めていることがしっかり吟味されなくては、意味がないとは申しませんが、何かの問題発生が起こる原因になるかと思えます。幾ら多忙で時間がとれなくても、これだけはやらなくちゃいけないというものはあるはずですが、その点についてはいかがでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほど方針について吟味されていないではないかというまあ御発言、あと示唆がありましたけども、各課それぞれ管理職を中心として、年の初め、今の時期には来年度に向けての課題や取り組みを話し合っております。特に新年度になりましてからは、その課ごとにヒアリングをして、課ごとの課題であったり取り組む方針等々、私どもを含めて聞き取りをし、その内容について確認をして取り組みを進めている現状があります。課の中においてもそういった課題を的確に捉え、あるいは職員間の中でもお互いに情報共有しながら、課にとっての課題解決や、あるいは年間通じの方針、そういったことについては共有しながら、お互いに連携しながら進んでいくということで、今も今日来ているというふうに存じております。この事案の冒頭の案件については、特に個々の、本当にこう、取り組みの中で発生をしてしまったことに非常に反省をしているところであります。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） そうですね。先ほどの総務課長からの答弁で、業務が多忙になりというあれがありましたけども、先ほどのお互いに認め合う運動、こういうことがあればですね、全部が一斉に、全部署がですね、忙しくて手が回らないということはないはずです。期末とかいろいろなところがあると思えますけども、その課の忙しいときにほかの課で、もし気持ちがあれば、協力して仕事を早く進めるというようなことが考えられると思いますので、これはぜひ今の幹部会なり報告会など、相談会などのやり方を検討していただいてですね、よりスムーズな風通しのよい職場づくりに励んでいただきたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

2問目ですが、町内の小・中学校での障害においてですね、障害などの理由で体育の授業が、時間に見学者はいないかということについてお尋ねします。

障害者のスポーツにかかわる人からの言葉ですが、その中で、町、大山町内の、で気になることがあるということです。それは、最近、障害を持つ児童生徒がふえているこ

ともあり、町内の小・中学校の一般学級や支援学級に通う障害児や生徒の体育授業のことについてでございます。これははっきりした県や、恐らく大山町のデータもないと思いますが、障害があるため体育を、体育の授業を見学している児童や生徒がいる話をよくほかのところで聞くからです。仮に、大山町の小・中学生で障害を理由に体育を見学している児童や生徒はいない、ゼロでしょうか。仮に見学をしているのであれば、それが義務教育の中で正しい方法とお考えでしょうか。

また、先生もですね、障害を持つ児童や生徒にどのような方法で体育の授業を進めてよいのか悩んでいらっしゃるのではないかというふうに考えております。障害を持つ児童生徒に生涯、生涯スポーツにつながるような指導をお願いしたいと考えますが、町、そして教育委員会として、どのような準備あるいは考え、体制を考えていらっしゃるか、お聞かせ願います。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） おはようございます。きょうもよろしくお願いいたします。

ただいま大杖議員さんからの小・中学校で障害を理由に体育授業の見学者はいないかという御質問にお答えをいたします。

まず初めに、大山町におきましては、小・中学校で障害を理由に体育を見学している児童や生徒はおりませんということを申し上げたいと思います。中には肢体不自由特別支援学級というものに在籍している児童もいますが、同学年の児童とともにきちんと体育の学習を行っており、もちろんゆっくりとしたペースであっても、友達の声かけや励ましを受けながら、楽しく体育の学習に取り組んでおります。

個々の障害に応じた配慮や支援というものはもちろん必要であり、各学校では、一人一人の教育支援計画、また指導計画をもとに、計画的な指導を行っております。その上で、障害のある児童生徒に生涯スポーツにつながるような指導をお願いしたいと考えますが、町、そして教育委員会としてどのような準備、体制を考えているかという御質問についてお答えをいたします。

議員のおっしゃっています準備や体制が具体的にどのようなものかわかりませんが、障害のある児童や生徒を対象にして、特に生涯スポーツにつながるような指導というものをを行うための準備や体制というものは、今のところは考えておりません。

それぞれの学校では、障害のある児童や生徒一人一人につきまして、担任と保護者、それから特別支援教育主任等が話し合いを行いまして、今後どのような、その子の目標に向けてどのような指導や支援を行っていくかといったことを長期的な視点から整理をいたしまして、個別の教育支援計画というものを作成しております。そしてそれらをもとに、年度ごとに個別の指導計画というものをつくりまして、さまざまな配慮や支援を

行いながら、計画的な指導を行っているところです。場合によってはそれらの話し合いに基づき、障害の実情に応じた校舎内の施設の整備を行ったり、特別の教材や教具などを準備したりすることもありますし、チームティーチングや個別指導など、人的な面で支援の体制を工夫することもございます。

また、大山町では、4つの小学校、1つの中学校に町独自で学習支援員というものを1人ずつ配置をしております、個別の支援を要する場合などにある程度対応できるような体制づくりも行っております。

このような配慮や支援のもと、障害のある児童や生徒も各教科等の目標に即して学習を行っております、体育におきましても教科の目標である生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるような学習を進めております。

議員も御存じのとおり、昨年4月から障害者差別解消法というものが施行され、大山町の教育委員会でも障害を理由とする差別の解消の推進に関する大山町立学校教職員対応要領というものをこのたび策定いたしました。これはスポーツに特化したものではありませんが、これからはこの対応要領も踏まえながら、学校とともに、合理的配慮や特別支援教育につつまして考えをさらに深め、引き続き適切な準備や体制を整えてまいりたいと考えております。以上です。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） 障害者を抱えている児童生徒に対しての指導の仕方、あるいは考え方については理解をできました。私がちょっともう一つお聞きしたいのはですね、先日、新聞なんですが、政府は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを機会に、障害の有無にかかわらず互いに支え合う共生社会実現を目指した行動計画案を示しています。これは御存じですね。政府立案段階から障害者がこれに参画するというものだそうです。それでは、1つ目に、社会インフラのバリアフリー、バリアフリーだけではなく、障害者の方たちへの意識を変える心のバリアフリー促進が狙いだということです。また、2020年の、以降の指導要綱では、障害者との共同学習や道徳、音楽などで全ての子供に心のバリアフリーを、教育を実施して、教職員の皆様に対する研修も充実することが目的と明記してあるということです。

そこでですね、心のバリアフリーという課題について、こういった事業でなされるのか、要するに普通の子供たちが障害を持っている子供たちの気持ちになれるにはどうしたらいいか、そういったことをまあ話す、あるいはお互いに生徒同士が話し合いながら理解していくということも大切ですが、そういった道徳の時間なり教育の方針なりについてはどうお考えか、お聞かせ願います。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。ただいまの御質問にお答えをいたします。教育長

がお答えしますが、その前に私からも一言申し上げます。

本当に、あの、児童や子供たち、生徒たちは、人権学習というものに大変、今、学校では力を入れておまして、人権もさまざまな、幅広い分野において取り組んでおります。その中の一つにやはり障害、障害者に対する取り組みもその一つだというふうに考えております。年間を通しまして、あの、あるいは教材を通しまして、いろんな話し合いの場もつくりながら、あの、さまざまな取り組みをいたしておりますけれども、その中で確実に子供たちは、今、議員が危惧をなさっていることについては、あの、かなりしっかりと理解をし、心のバリアフリーも、あの、できているのではないかと私は認識をいたしております。

教育長のほうからお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。お答えします。

議員おっしゃいますように、心のバリアフリー、やっぱりこれは人が生きていく上でどうしても大切な、一番大切なことではないかなと思います。ましてや学校教育の中で、今、委員長が申し上げましたように、大山町はとて人権学習には非常に頑張っている町村だと私は自負しております。それは、やっぱりそれぞれのいいクラスをつくるためには、人権学習をしっかりとやるということが一番基本になってくるからでございます。

で、議員おっしゃいましたように、ハンディキャップを持つ子供たちっていうのは、今、大山町で、の町内で学習しておる皆さんが34名おりますし、それから、特別支援学校で勉強しておる生徒が6名おります。全部で40名の生徒がそういった形でございます。大山町でいいますと、学級が13ありますので、13人の特別支援の学級の担任の先生がおられるということでございます。

やっぱり目の前におる子供たち同士が仲よくなるということが全ての心のバリアフリーのまず一番大事な、しかも、議員御存じだと思いますけれども、特に体育とかですね、美術でありますとか、音楽でありますとか、あるいは技術家庭っていうのは、そのできる範囲ですけれども、もとの学級っていいですか、もとの学級と交流学習を常にやっております。そういった形で、その中でですね、やっぱり心のバリアフリーっていうものは少しずつ、目の前の子供たちが仲よくないとですね、いいクラスっていうのができませんのでですね、どこの小学校、中学校とも頑張ってきて、頑張っております。以上です。

○教育委員長（伊澤 百子君） 済みません。議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。もう一言追加でお答えしたいと思います。

これは小・中学校ではありませんが、保育園の方で、議員ももしかしたら運動会などに、あるいは子供たちの発表会などにおいていただいたことあるかと思っておりますけれども、

本当に、あの、肢体、特別、特に肢体不自由児の子供さんを、が通っておられる園では、もう本当に普通の子供たちと同じように運動の、運動会でも、そのわからない、見ていてもわからないようにその子供さんの障害に配慮して、そして仲間とともにちゃんとした役割が与えられ、しっかりとそれをこなし、そしてそれをみんながその子の名前を呼んで、あの、応援をし、無事にゴールしたときにはみんなで拍手をして励ますとか、発表会の場でも、その子供さんが、歩けない子供さん、車椅子でもちゃんとステージで舞台衣装をつけて、そして車椅子の中で表情豊かにぐるぐる回ったり、そしてその子供さんを周りの園児が上手に主役として支えて発表させるというような、見ていて本当にすばらしいなという、あの、一体となって、その子供さんの持っている、今持っている能力、足のほうはうまく歩けないけれども、ほかの表情や表現や手やなどによって発表する力というものをしっかりと出していただく。子供たちが、ほかの子供たちもそれを応援をし、励まし、そして感嘆の声を上げるというような場面もきちんとつくっていただいている。これは保育園ですけれども、この流れは小学校にも中学校にももちろん受け継いでいかれているというふうに思っております。以上です。

○議員（3番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大杖正彦君。

○議員（3番 大杖 正彦君） ただいまの答弁ですね、町内の小・中学生に34名、4人の何かしらのハンディキャップを持ったお子さんが、特別支援学級には6名、合計40名もの、多いと、私びっくりします。それに対してやはり心のバリアフリーといえますか、そういう人たちが将来に向けて夢を持って学習なり暮らしをしていくように導いていただきたいと思います。

皆さん御存じのように、ハンディキャップある人が世界的なピアニストであったり、画家になったり、芸術、いろんな面で活躍された。私、あの、前にも申し上げましたけども、2006年のトリノ、冬のオリンピックで、パラリンピックのチェアスキーとか、片足スキーとかですね、ハンディキャップスキーヤーの指導、コーチをした経験があります。最初に何でこんなことができないのかというふうに思いました。それは障害のあることがどういう状態であるか知らなかったからです。そして、あ、椅子に乗ってみて、いかにそういう椅子の上でもってスキーするのはとてもできません。やれないと。それでもう一つ、そういうことになってみないとハンディキャップを持った人の困難さが理解できない。これをわからないと心のバリアフリーにはならないと。それで、私が思いましたのは、もう一つ、そういう障害を持った人たちの思い、熱意というのはね、普通の人の何倍か、もうはかり知れない心の強さ持ってます。しかし、周りが理解してあげないとですね、それが生かされないと思いますね。

この点について、例えばですね、野外活動か何かでですね、障害のある方がスポーツ活動を支援する体制として、例えば、普通の子供たちが、障害と同じように、先ほど申しました。同じコースを走ってみると。言い方によれば、やり方にはちょっと、その、

故障するようなことになるかも知れませんが、その子供が障害を持ったことはどんなに大変かを知らせていくためにも、学習や体育などで同じようなことを実施させてみると。そういった方法で障害者の子供たちの気持ちを理解するような考えはお持ちでないでしょうか。それをちょっと、これは県のモデルにはなっていくんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） では、ただいまの御質問には、次長のほうが詳しいかと思しますので、お答えいたします。

○教育次長（齋藤 匠君） 議長、教育次長。

○議長（野口 俊明君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 匠君） はい。ただいまの御質問についてお答えします。

恐らく障害のある方と、の体験的な学習をとということだろうかというふうに思っております。で、全ての学校で同じようなカリキュラムでというようなことではございませんが、いろいろな形でゲストの方をお招きしたりしながら、例えば車椅子の体験をするであるとか、あるいは、ブラインドウオーク、目を、目隠しをして校舎内を動いてみる、歩いてみるだとか、いろいろなそういう体験につながるような学習を取り入れながらやっているところもございます。ただ、どの学校でどういうふうに取り組んでいるのか、詳細をちょっと今把握しておりませんが、ただ、今おっしゃられますようにですね、そういった、学習というのは非常に、大切なことだというふうには認識しておりますので、もっともっとこれを取り入れていくようなことは考えていく必要があるのかなというふうに思っております。以上です。

○議員（3番 大杖 正彦君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（野口 俊明君） 以上で3番、大杖正彦君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は10時25分といたします。休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時25分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、4番、圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。おはようございます。4番、圓岡伸夫です。通告に従って、今議会も3問の質問を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、大山寺診療所の位置づけはということで、町長にお聞きしたいと思いません。

県の僻地保健医療計画を見ると、本町には4つの国保の直診診療所があることになっています。これまでの予算審査や決算審査では、大山、大山口、名和診療所の3診療所だけで、大山寺診療所が議会に説明されたことは一度もありません。

1つ、3が正しいのか、4が正しいのか。2つ、3が正しいのであれば、県に対し訂正を求めるべきではありませんか。町長にお聞きしたいと思いません。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。圓岡議員より3点質問をいただいております。

その1点目であります大山寺診療所の位置づけはということで御質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思いません。

質問の中で、鳥取県僻地保健医療計画に記載されている大山町内にある僻地診療所の数は3施設が正しいか、4施設が正しいかということでありますけれども、県が策定されています鳥取県僻地保健医療計画には、大山町国民健康保険大山診療所、大山寺診療所、大山口診療所、名和診療所と4診療所が記載をされております。これは鳥取県に大山町国民健康保険診療所として開設を届け出ている診療所でありまして、僻地保健医療計画にはこれをもって記載されているとのことでございますので、4診療所が正しいものと認識をいたしております。

大山寺診療所のこれまでの経緯などを申し上げますと、大山町国民健康保険大山寺診療所は、本町が合併する前の旧大山町の時代から大山寺診療所として開設をされており、開設当時から国民健康保険大山寺診療所の名称で、現在と同様に、冬期間のみの開設となっております。

国民健康保険大山寺診療所の名称でありますけれども、当時から大山スキー場管理組合が米子市内の病院に運営を委託いたしており、その病院から医師や看護師などを派遣していただいておりますが、平成25年に当該病院から医師等の派遣が困難になったとの申し出がございました。そのときは大山寺診療所の閉鎖も考えたところでありますけれども、鳥取県西部広域行政管理組合消防局から、大山寺診療所を閉鎖すると、休日の、休日の救急搬送が増加するため、継続して診療所を開設してほしいとの強い要望があり、同年12月に西部医師会に医師派遣を依頼いたしたところであります。同月に鳥取県西部福祉保健局、西部広域消防局、そして西部医師会及び大山町とで打ち合わせがあり、継続して開設していくことや、看護師、事務員、薬剤等の確保と診療報酬関係について協議されたところであります。

これを受け、西部医師会常任委員会で医師の派遣について御協議をいただきましたけれども、整形外科医、整形外科医会として、協力は難しい旨の回答がございました。

その後、平成25、25年の年末に、大山寺診療所での勤務経験がある医師に管理者になっていただくことや、看護師、医療事務員の確保などにより開設する運びとなり、現在に至っているところでございます。

なお、大山寺診療所の運営の状況を申し上げますと、開設状況はおおむね1月から2月の土曜日、日曜日、祝日の午前10時から午後4時までの営業となっております。診療所運営の経費につきましては、ホワイトリゾート、大山スキー場管理組合が全額負担をいたしており、町からの支出はございませんので、診療所特別会計には、名和、大山、大山口の3診療所で提案をさせていただいているのが現状でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。大体わかりましたけれども、あの、通告をしてからですね、実際きょうのための原稿をつくるまでの間に、こう依頼、いろいろ調べてたところですね、町の大山町直診診療所条例、あの、たまたまこれを見たところ、あの、驚いたことに、保健福祉センターだいせんも直診診療所の条例で位置づけられているんですね。なおかつ、県の医療機関、福祉施設等情報公開サービスというものも県のホームページ上にありますけれども、これを調べても、実際5つの診療所というふうに書かれています。で、まあ、今こうやって一般質問で取り上げて初めてそういうことがわかったわけですが、まず聞きたいのは、なぜこれまでこういうことを、あの、議会に報告されなかったと、されなかったのかということが1点です。

それからですね、先ほど答弁の中で、ホワイトリゾートが全額負担をしており、町からの支出はございませんということですが、町はこの診療所の運営にどのようにかかわっておられるのかお聞きします。

それからですね、この大山寺診療所ですが、県のホームページを見ると、土日、祝日の開催で、1日当たり6.7人の受診があるというふうに県には報告をされています。そういう報告すら議会にされなかった、これまでされてこなかった理由は何なのか、お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。3点質問をいただきました。担当のほうから述べさせていただきます。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） はい。御質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の大山町の直営診療所条例につきまして、保健福祉センターだいせんもこの条例の中に含まれているけれども、そういったことが議会に報告されていなかった

のはなぜかということでございますけれども、実はこの保健福祉センターだいせんが診療所として記載されておりますのは、平成8年に保健福祉センターだいせんが、当時の名称は大山町総合福祉センターということになっておりますけれども、その際、保健と福祉と一体化が進められていた時代でございます、その流れに沿いまして、福祉センター内に健診や予防接種もできる診察機能を持ったものとするため、診療所の設置を申請したということで、条例にもその旨に沿って記載されているというふうに推察しております。

なお、この診療所につきましては、診療行為を実際に行うということが当面ないということがございまして、所管する鳥取県のほうには休止届を提出しております。したがって、この保健福祉センターだいせんにおきます診療というものはございませんで、現在のところ、議会等への報告はいたしていないということでございます。以上…

あと、2点目、3点目につきましては、大山寺診療所が町とどのようにかかわっているかということでございますけれども、この件につきましては、実際に運営に携わっておりますのは観光商工課の関係ではございますけれども、現在、町のほうでは、答弁のほうにもありましたように、事務員あるいは、事務員等の確保につきまして協力をしておるところでございます。

また、県の報告はこれまで議会のほうにもなかったということにつきましては、現在、条例のほうにも載っておりませんでしたし、保健福祉センターだいせんの中にあります診療所につきましては、休止ということでございますので、報告のほうはいたしていませんということでございます。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。1つ確認して、1つというか、確認しておきたいと思っておりますけれども、答弁の中にあつた看護師、医療事務員というのは町のほうで手配をされているという認識でいいかということが1点です。

それから、あの、ちょっと細かいところが聞き取れませんでしたけれども、あの、県のホームページを見ますとですね、休止、休んでいる、休んでいる、とめているという、休止というふうに書いてありました。今後、今、先ほど答弁では当面ないという表現をされましたけれども、あの、将来的にあるというふうに解釈していいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） はい。2点御質問をいただきましたけども、看護師といますか、事務員のほうを町が手配しているということでございます。

2点目の休止ということ、これは保健福祉センターだいせんでの診療所の件でございますけども、将来ですね、例えば新型インフルエンザ等が流行した場合に、そういった際に予防接種あるいは健診をする場があるやもしれません。そういった場合にそういった施設ということ、そういった診療施設ができる場所ということで、将来的には活用することもあるということ、踏まえまして、当面という言葉を使わせていただきました。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。実際、あの、議員としてですね、こういう話を聞くのは、4年間いましたけれども、初めて聞きました。本当に、まあ先ほど大杖議員が言われたように、4月に選挙があって、それこそ新しい方も出てこられることだろうと思いますけれども、そういった中でですね、やはり、こう、初めの部分にある程度の話、説明をしてもらわないと、一から十まで全て知っているわけではないので、こういうことを聞く場が必要かなと思いましたがけれども、そのあたり、今後どのように取り組まれるつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当のほうから答えさせていただきます。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長、初めに。ちょっと待ってくださいよ。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長。では、失礼いたしました。

まず、直営診療所につきましては、町民の保健、福祉のための、充実のための施設でございますので、そういったことが発生しました際には、やはり民間、町内の医療機関と連携して、町民の健康維持、保健維持のために尽力していく施設だというふうに考えておりますので、そういった内容につきましては、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 診療所の関係だけではなくて、全体的な答弁だということ、させていただきますが、全てのことを一から十まで全て皆さんのほうに報告するというふうなことは基本的には無理だというふうに思いますが、できるだけの情報を皆さんのほうに提供したいというふうに考えております。

また、具体的な質疑があったら、直接お聞きいただければ、答弁させていただきます。

というふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） はい。次に行こうかと思いましたが、もう１回聞いておきます。先ほども言いましたように、県のホームページを見ると、ちゃんと１日当たり6.7人の受診があるって県には報告しているんですよ。それをですね、なぜ議会に説明できないのか。再度お聞きします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えをさせていただきます。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤保健対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 御質問にお答えいたします。

○議長（野口 俊明君） 待った。

○健康対策課長（後藤 英紀君） はい。

○議長（野口 俊明君） 後藤福祉、福祉、健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） はい。失礼します。県のほうに報告しております大山寺診療所の人数につきましては、町の条例に入っておりますものの中からのことではありますけども、県のほうに届けております診療所、大山町内にあります診療所につきましてはの報告でございますので、今後、大山寺診療所の活動、活用、人数のほうにつきましても、報告のほうはさせていただくようにしていきたいと思っております。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） はい。次に移ります。

次に、職員を告発しない理由はということで、１２月議会に引き続き、町長にお聞きしたいと思っております。

刑事訴訟法第２３９条の２項では、官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があったと思料するときは、告発しなければならないと定めています。

特別委員会の調査でも不透明なお金の流れなど、公務員が行う事務処理とはかけ離れたお金の取り扱いは行われていることが明らかになりました。刑事訴訟法第２３９条の２項では「しなければならない」となっているのに、告発をしない理由は何なのか。

関連して、平成２７年にＮＰＯ法人に委託されたみんなの大山賛歌作成委託業務仕様書にはプロモーション映像を作成とありますが、経費の関係から取り組まれていません。ＮＰＯ法人を行政処分しなかったのはなぜ、なぜなのか、町長にお聞きしたいと思っております。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。2点目の質問であります職員を告発しない理由はということについてお答えをさせていただきます。

これまでも委員会等で御説明をいたしているところでもありますけれども、現在、告訴あるいは告発に向けて、関係機関、相談をしながら準備を進めているということもひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

あわせて、NPOを行政処分にしなかったのはなぜかという御質問でありますけれども、本町は、NPOに対して行政処分を科す権限がないものと考えているところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。12月議会でのおさらいをしておきたいと思えますけれども、12月議会の答弁の中では、今は事実関係を調査中であり、その状況を踏まえて対処すべきと答弁されています。12月以降、調査の過程でわかったことがあればお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。特に12月末に監査委員さんのほうから15ページにも及ぶ監査報告をいただきました。その中で2つの大きな指摘があったと思っています。

1点は、いわゆる事務改善、町行政としてこれまで慣例的に進めてきたような視点について、たくさんのお示唆をいただいている、その内容について、現在、事務改善の委員会等々を立ち上げながら進めてきているというのがまず1点であります。

それからもう1点が、会計、経理の関係であります。議会のほうでも調査していただいているということでもありますけれども、町のほうでもその会計について、膨大なものがあります。今、それぞれチェックをして、現在進んでいるというところであります。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。実際、まあ、それぞれチェックと言われましたけれども、そのチェックの過程でも何か出てきたものがないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当のほうから答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） チェックの過程ということですがけれども、議会のほうでも特別委員会を設けてやっておられると思いますけれども、領収書の日付、それが無いものとか、あの、宛名が無いものなども見受けられるというような状況があるというふうに把握しております。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。本当に、まあ業務も忙しいでしょうから、なかなかね、根を詰めて見るということができないのかもしれないかもしれませんが、たまたま、たまたまです。町長、これ、見覚えはないですか。職員の方、見覚えはないですか。これです、これ。たまたまこれ、領収書をチェックしていたときに見つけたものですがけれども、これ、実は平成23年度、NPOへの委託事業として、東日本大震災での被災地支援のため、まあNPOに委託をされてますけれども、その中で、女川町から仕入れたかまぼこの中、かまぼこ等、そういう物品の仕入れの中に領収書が紛れ込んでました。消してありましたけれども、よく見ると、香川県の業者さんから仕入れられたものです。で、議会のほうに提出された支払い一覧の中には、手拭い、手拭いデザイン料作成ほか18万4,100円というふうに書いてあって、しかも、まあ施設の名前も書いてありましたけれども、それはちょっと言いませんけれども、えんじって書いてあったんですね。で、ぱっと見た瞬間に、えんじの手拭い、どこかで見たぞと思ったら、やっぱりこれ、これが多分そのものです。（現物を示す）しかも御丁寧に、祝開湯大山町って書いてあります。本当に領収書を、先ほどまあ日付、宛名が無いものというのはなるほど我々が見てもたくさんありましたけれども、そうやって、こう、どこから出てきたものなのかよくわからないものが実際紛れ込んでる。そういった中で、実際執行部としてももっと本当に、真剣に領収書を見る必要があると思いますけれども、今後どのようにされるつもりなのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 今、いろいろと御指摘をいただいております。議会のほうでもいろいろと調査をしていただいているということでございます。特にNPO法人のほうでいろいろな取り組みをされているということであると、その一端であるというふうに思っておりますけれども、特に委託をしている趣旨と合うか合わないか、そういったことも当然我々のほうもチェックをしていくということであると思っております。必要な場合には返金を求めていくということもあるというふうに考えているところであります。ただ、そのものがそれに該当するかどうかということはまだ私どものほうでは確認を多分してないだろうというふうに思っているところであります。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） はい。答弁の中に告訴または告発に向け、関係機関に相談、準備を進めているところでもありますというふうに言われましたけれども、実際、非常にお金の流れは複雑です。私は、実際、まあ行政側に全ての資料があるので、その全ての資料を実際、我々経済建設の常任委員会の中では、もうこれは議員の調査範囲を超えている、専門機関に任せるべきだというふうにまとめたわけですが、そういう資料、町長、自主的に提供されるつもりはありませんか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議会のほうでも内容についていろいろとチェックをさせていただいているということであろうと思っております。行政のほうについては、担当のほうから答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。今、告訴、告発の準備という形でやっておりますので、警察のほうに資料のほうは提出するというふうになるというふうに考えております。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） はい。言って、新聞に出ましたから、言ってもいいと思いますけれども、それは商工会の話だと私は思ってますけれども、このNPOとのまあ契約問題、これについても全ての資料を出されるつもりですか。改めて確認しておきたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当のほうから答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 失礼しました。商工会のほうにつきましてはそうであると思います。

それから、関連してですね、警察のほうはいろいろ調べられると思いますので、あの、必要に応じて要求があれば、書類は出していくという形になると思います。商工会だけで、終わるという形ではないのではないかなとまあ推測はしております。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） はい。実際、議会がしております特別委員会の中でも、私は本当に、驚いたのは、先ほども言いました。震災のためのまあ委託料ですよ。こ

の中で、義援金を、当の本人は女川に直接持参したけれども、その、向こうからもらった受け取りですか、仮領収ですか、これはなくしたというふうに議会で答えられました。まあこれはNPOのことですから、町長に聞くのは、こう、筋が違うと思いますけれども、実際、調べる中でですね、それに似た事案、特に例えば町でいえばですね、平成27年度、我々経済建設常任委員会で担当した27年度の大山だいせんという事業の中で、報告書には、27年度ですね、大山をキーワードとした旅行業商品の開発とマスコミ等へのプロモーション、プロモーションを行ったというふうにありますけれども、実際、旅費の領収書も確認できなければ、相手側に、こう、相手側からの、もとへ、相手側に対する例えば発注書であったり、こう、請求書であったり、そういうものも一切確認、まあ一切という言い方は悪いですね。正確に言うと、よその業者さんの名前で1万円の領収書が3枚見つかった。それだけしか見つかりません、逆に。そういう意味で、町長、これまで多くの事業をNPOにまあ委託されてきたわけですがけれども、これを振り返ってですね、本当に損害を受けたという認識はありませんか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。金額の損害、あるかなしかということも含めてですけれども、現在、担当のほうで一つ一つチェックをしているところでもありますので、そうしたことを踏まえて判断をしていくということになろうと思っているところでもありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。実は、これ別件ですけれども、金曜日に実は、県庁にまあ行く必要ができましたので、行ったついでに県のこのNPOの担当ともちょっと話をしてきましたけれども、まああるところから仕入れたNPO法人大山・中海観光推進機構の2017年2月27日現在の登記情報によるとですね、平成24年の4月1日から施行された改正NPO法及び改正組合等登記令により、登記、この町職員がですね、登記上、平成24年4月1日、代表権喪失という登記が平成26年3月12日に登記されてました。ということはですね、平成24年4月1日以降は石村理事長が契約したもの以外は無効であるということです。で、ちょっと話を戻しますけど、その、金曜日の日に県庁でまあ担当の職員が言われた、言われたのはですね、あの、こういう法改正があったので、これまでとはそのあたりが大きく変わりますよということで、全てのNPOに対し、県から御注意くださいという文書を出されたそうです。ということはですね、逆に言うと、平成24年4月以降、NPOに町は委託をしていますけれども、本場でこの契約というのは、まあ石村理事長も、あの、自分は知らなかったというふうにならずと言われているけれども、よかったのかどうかですね。

それから、もっとすごいのは、その、職員は理事ですから、当然まあ鳥取銀行の口座

が、県に報告されてないということは知ってたはずなんですね。それを知りながら町に要は鳥取銀行の口座に振り込ませ、そのNPOの鳥取銀行の口座から、なおかつ理事会も通さず、理事長の了解も得ずに勝手に自分の口座にお金を振りかえて事業を行ってた。

で、そういうことを考えるとですね、本当にこれ、今のまんまでいいのか。こういう事実というのは、町長、大体どのあたりで、いつごろ把握されてたのか、お聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 県庁のほうに行かれて、法改正のことを確認されたりということでもあります。この事実、今初めて聞かせていただいたところでもあります。おっしゃるようなことがどうなのかということの事実の確認というのは、私どものほうでももう一度させていただきたいなと思って、今、聞かせていただいたところでもあります。議員が今勉強されたこと確かさをまず確認をさせてもらう作業を時間をいただきたいというふうに思っているところでもあります。

NPOの口座の関係等については、以前からありますように、NPO内での関係で実施されているものというふうに承知をしておりますので、ここでお答えをすることはないと思っております。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。ここに、みんなの大山賛歌ボリューム2制作業務委託の契約書の控えをいただいております。これ、第1条を読むとですね、甲及び乙は、信義に重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないというふうにありますけれども、町長、これ、誠実に履行されていると思われ、思われていますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 今、今回、いろいろと大きな問題となっているこの事案であります。なかなかその部分には該当しないというふうに思っています。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。ではですね、第6条で、乙は、業務完了後30日以内に受託業務に要した費用明細を添付の上、業務完了報告書（以下「完了報告書」という）を乙に、もとへ、甲に提出しなければならないというふうになってますけれども、あの、実際、費用明細書は出ているのかどうか。それから、完了報告書が出ているのか。それからですね、議会に、もし出ればですね、議会に対しNPOから提出された費用明細書と完了報告書が提出されてないのはなぜでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当のほうから述べさせていただきますけれども、特に監査委員さんのほうからも指摘がたくさんあります。その案件の中の一つであるというふうに思っております。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。実際この業務を調べたところですね、第16条、再委託の禁止で、乙は、委託業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせて、請け負わせてはならないと、ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではないというふうにあるんですけれども、この文章からいくとですね、NPO法人から委託料として出ているものがありますけれども、当然書面による承諾があったものだと思います。承諾願、ありますかどうか、お聞きしたいと思います。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） ちょっと通告のない内容でありますので、担当のほうで答えられるかどうかわかりませんが、担当のほうから述べさせていただきます。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） ただいま御指摘の再委託の禁止のところでのNPOからの届け出の書類が出ているかということにつきましては、私は把握しておりません。以上です。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。
- 議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。通告にないと言われましたけど、通告の中ではこの大山賛歌に対するものについては一応まあ通告しているつもりですので、それなりにどんな質問が出ててもですね、答えられるのかなというふうに思ってさせていただきましたけれども、前回の、副町長、聞かれてましたよね、たしか。おられなかったかな。もしかしたらおられなかったかもしれません。その場合はごめんなさい。実際、特別委員会の中で、私、聞きました。これ、ありますか。ありませんって答えられました。ねえ。私も建設、もともと建設業者ですから、毎回まあいろんなことで協議事項が発生します。当時はまだ、ファクシミリでしたから、こっちから送ったもの、それから向こうの返事、検査書類に当然変更根拠として打ち合わせ簿というのをね、結構なボリューム、求められました。そうした中で、本当に、契約書を、にはこう書いてあるのに、物が無い。ねえ。時間もなくなりましたから言っちゃますけれども、協議書すらないんです。さっき、最初に言いましたように、なぜ行政処分しないんですかって、本来だと、副町長はあのときに言われましたよね。減額の変更契約がって言われましたけど、そういうものすら

議会にはそれ以後出てきてないんです。ねえ。業務が減ったのに、普通だったら減額補正で出てくる、減額の変更契約が出てくるはずなんですけども、請負金額は変わらずに、そのまんまで業務量だけ減る。これって絶対普通の考え方からいったらおかしいと思います。そのあたりで、あの、さっきの本当に第1条に戻りますけれども、あの、適切に、この、誠実に本契約が履行されたかどうか。町長、再度、どのようにお考えですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほど申し上げたとおりであります。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。このみんなの賛歌、本当にまあ、いいものだというふうに思ってますけれども、領収書を調べるとですね、レコーディング委託料として188万8,800円の領収書はありますけれども、それに対する内訳書はありません。ねえ。だからそれが正しいのか、費用なのかどうかも確認できません。で、調べるとですね、100万円はNPO以外の口座から入金されてます。それから、50万円も同じ口座からまた日を改めて振り込まれています。ところがですね、町長、契約は、ええと、領収書の日付というのはね、実は平成28年10月25日なんですよね。で、これを見ますと、契約委託期間は平成28年3月25日までとなっているのに、さっきも言ったように、領収書の日付は、10月、10月なんですよ。そういうことって本当にありますかって言いたいんです。町長、本当に、この業務、適正に行われたと思われませんか。再度お聞きします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議会のほうでもいろいろと資料を提出を求められながらチェックをされてきたということの中からお話が今あっているんだろうというふうに思っておりますが、この内容については、当然担当していた者との聞き取りの中で、どのような動きがあって、どのような形のものなのかということが、特に技術関係、必要だろうと思っております。そこの中から疑問があることなのか、正当性があるものなのか、そこはしっかりとチェックをしていかなければならないというふうに思っております。まあ議員のほうでいろいろと調べをされて今いるところの中からの御報告かなというふうに思いますけども、行政としては、やはりそのことについても、おっしゃる視点について再度確認をしていく必要性はあるというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。最後にこの問題について一言言っておきたいと思

います。

ハインリッヒの法則というのがあるんですね。1件の重大な事故や災害の裏には29件の軽微な事故や災害があり、その裏には300件の異常があるという、まあ、我々建築、まあ建設業界では、本当に1件の事故、まあ一番ひどいのは本当に死亡事故になるわけですが、それを防ぐために日々、まあ作業員の方とですね、努力をして、こういうことがないように、まあ努力をしているわけですが、あの、職員の方も、まあ先ほど大杖議員の答弁の中でもあったかと思いますが、実際このあたりですね、どのように、こう、取り組まれているのか、最後にお聞きします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。おっしゃる部分について、今、改めて思いをめぐらせているところでありますけれども、今回の弁護士さんを通じて告訴あるいは告発を進めているということについて、まさにそのことではないかなというふうに思っているところであります。いろいろな視点の中で皆さんといろいろと御議論させていただいたり御示唆をいただく中で、弁護士を通じて必要な、すべき案件であるというふうに判断をして、今、準備を進めておりますので、そのことについて御理解をお願い申し上げたいと思います。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。次に行こうと思いましたが、今の答弁を聞いて、最後にちょっと確認をしておきます。

それは商工会の問題とは別に、この問題も含めてという認識でよろしいですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） その件については、先ほど担当のほうからも述べたところでありまして、そのような流れになってくる可能性もあるんじゃないかなというふうに思っております。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。可能性ではなく、もうはっきりと、ここまで来たら、するって、あの、断言していただだけませんか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 既に御承知と思っておりますけれども、告訴あるいは告発をしていくに当たりましては、それ相当の情報、資料の収集等々が必要になってきます。その集めた資料を含めて、告発状として、訴状として届け出を出していくということであります。

ので、広く広く広げることによって、そこにはまた膨大な時間がかかっていくのではないかなというふうに思っています。できるところから始めていく中で対応していくというもののほうが、逆に皆さんのほうから望まれているところでもないのかなというふうに思っているところでもありますので、この点についてお願いしたいと思ひますし、担当のほうからも少し述べさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。ただいま町長が申しましたようにですね、あの、弁護士、それから警察のほうとも御相談を申し上げておりますけれども、告発なり告訴をする場合ですね、かなりの資料を持ってですね、いかないと、受けていただけないということが現実問題としてあるということです。それからですね、一度にたくさん持ち込みますとですね、怪しいというものだけを持ち込みますと、警察のほうとしてですね、どれから捜査するか、職員も限られますので、たくさん一遍にかかるわけにもいきません。なので、まあやっている中で、新たな発見もあるかもしれないということもありますので、その辺を、相談しながらやらせていただくということで御指導は受けております。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。言われることはよくわかります。だからこそ、結局行政側に全ての資料があるわけですよ。だからその全ての資料をそもそも提供するべきなんです。で、その中で、相手が、ならこれでいきましょうか、あの、まあ言いませんけど、あの、私は、あの、法の専門家でもありませんし、まあプロでもありませんけれども、あの、こう指を折ってですね、5本の指じゃ足りないですよ。何本か、こう、さらに、こう、出てくる。それぐらいのこれ可能性のある案件だと思います。それを判断するのは専門家に任せればいいんです。我々が判断すべきことじゃないんです、逆に言ったら。だからこそ、あの、刑事訴訟法でね、ちゃんとすべきだというふうに書いてあるわけですから、そのあたり、あの、全ての資料を提供されるつもりはあるのか、もう1回確認しておきたいと思ひます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。全ての資料をですね、もって相談と言われましたけれども、警察のほうはですね、そういう形ではなくてですね、あの、町として用意をして持ってきていただきたいということです。こういう資料があるので、あの、かかれる

ところからかかっていたきたいというような形では動いていただけないということとして、あの、今、商工会の案件を、なっておりますので、それについて書類を用意して持ってくるようにというようなことを、あの、伺っておるという状況でございます。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（４番 圓岡 伸夫君） １０分を切りましたので、最後に移りたいと思います。

最後に、子育て支援の充実をということで、少し夢のある話をしたいと思います。

子育てに力を入れる自治体が各地にありますけれども、大山町もその仲間入りをすべきだと思います。保育所での完全給食の実施や学童保育の時間延長など、まあ各地で取り組まれていますけれども、保護者からの要望の多いこれら施策の実施を大山町でもすべきではないか、あえて町長にお聞きしたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。３点目の質問をいただきました。子育て支援の充実をということであります。

予算の関係があるので私のほうに質問をいただいたのかなというふうに思っているところではありますが、まず、子育てに力を入れる自治体が各地にあるが、大山町もその仲間入りをすべきであると述べられましたけれども、本町は、これまでずっと子育てへの支援、そして幼児教育に力を入れてまいっているところであり、その点については議員御承知のとおりというふうに思います。

初めの御質問であります保育所の完全給食の実施ということについてでありますけれども、町内の保育所では、３歳未満児には主食及び副食給食を、そして３歳以上の、以上児に、３歳以上の子供さんには副食給食を提供いたしているところであります。子ども・子育て支援新制度に基づく利用者負担額には給食材料費相当分が含まれており、３歳児、３歳未満児につきましては主食費及び副食費、３歳以上児には副食費とされているところあります。

このことから、３歳以上児に主食を含めた完全給食を行うことになると、主食部分の費用は保育料とは別に保護者から徴収することになります。また、子供が成長する上で、乳幼児期が、乳幼児期に親が十分にかかわり、子供が望んだような愛され方を十分にされることにより、親子の人間関係の基礎をつくること、これが大切だと考えているところあります。子供たちにとって保育所は社会の場になります。幼い子供が親と離れて一日頑張っている中で、自分の弁当箱に家族が自分のために入れてくれた御飯は、大人が思う以上に子供にとっては愛着があり、うれしいものではないでしょうか。そして自分の子供が食べる量を考えて御飯を弁当箱に詰めること、これも家族の愛情でありましょうし、子供が持って帰った弁当箱の中身を家族が見たときに、きれいに食べていれば、

きょうはきれいに食べたね、そういった子供を褒めたりするコミュニケーション、言葉を交わす機会、そういったことをふやすことでの家族のコミュニケーションが深まっていくものではないかなというふうに思っているところであります。

今後、社会の情勢や生活の環境の変化により、検討する必要があるかもしれませんが、本町の保育所では、このような取り組みを続けていくためにも、3歳児以上への完全給食の実施は現在考えていないところであります。

次に、放課後児童クラブの時間延長についてでありますけれども、この件につきましては、昨年の議会6月定例会で議員の御質問に教育委員長がお答えをいたしましたとおり、とおりでありますけれども、私のほうから改めてお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブは、保護者が勤務などの理由により、放課後及び長期休業中に家庭において養育に欠ける児童に対し、遊びを中心とした生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としているところであります。

平成29年度の放課後利用希望者は現在、町内5カ所の放課後児童クラブで139人です。児童クラブの開設時間は、通常の場合は放課後から午後6時までとし、長期休業中などは午前8時から午後6時までといたしております。保護者が午後6時までに子供を迎えに来ることができない場合につきましては、ファミリー・サポート・センターの御利用を勧めているところであります。ファミリー・サポート・センターの利用は、平成27年度に35件、本年度は12月末現在で3件というところであります。

放課後児童クラブの時間延長につきましては、ファミリー・サポート・センターの利用状況や資格を有する指導員、指導補助員の確保が、難しい現状などを考慮しますと、今の時点では難しいなというふうに考えているところであります。

今後もふるさとを、大山を愛し、そしてみずから学び続ける、心豊かでたくましい大山の子を育てるため、幼児教育と学校教育、これを連携した取り組み、さらに進めてまいりたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 圓岡伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） はい。全部使われるのかなと思って冷や冷やしましたけど、ちょっと残りましたので。

この問題、保護者の方から言われるのはですね、完全給食の自治体から転入があった場合は、えってまず思われるということです。それから、この間、まああるお母さんから言われたのは、夏は腐ることが心配であると。ねえ。冬は、これは冷たいだろうなと思うと。で、子供もですね、保育所に通っている子供も、おかずはおいしいけど、御飯が冷たいから嫌だ。ねえ。で、学童保育については、こう、時間延長はできないんじゃないかって言われます。それから、あの、米子に通っておられる保護者さんはですね、山陰道ができたとはいえ、通勤に時間がかかるんだと、そういう声だってある。町長も多分聞いておられると思いますけれども、そういう声に

応えることこそ行政ではないですか。町長に答弁をお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 私のほうに質問いただいておりますので、予算の関係のほう、特にありますけれども、教育委員会のほうともいろいろと協議をする中で、こういった取り組みを今進めさせていただいております。個々それぞれにいろいろな保護者の皆さんの思いもあると思いますし、現状として、そういった声もあるのかなというぐあいに今お聞きをしているところでもあります。まあ教育委員会のほうと議員がおっしゃいましたようなことも含めて検討させていただいたり、話を聞かせていただく中で、今後の課題ということにさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で4番、圓岡伸夫君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） 次、11番、西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長、11番。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 申しわけありません。笑いがとれました。ほんに申しわけない。

じゃあ始めます。笑いをとってしまいました。

それでは、通告どおりお願いいたします。

監査の重要性ということですが、私たち議会は、住民の代表として、限りある予算の中、いかに効率よく、公平、公正のもと、住民福祉の向上に貢献しなくてはなりません。また、監査は、行財政全般について、不正あるいは適切事務、適切な施策等、幅広くチェック機能のかなめとして重要な機関であります。

このたびの不適正事務についてもしっかりと監査していただきました。きょうも申告の中、ありがとうございます。

町長も信頼と同時に期待されていたものと思われませんが、今回わかったことは、町監査の限界を感じるところであります。

一つ、今回の不正会計疑惑について、町長は、監査報告を受けて判断したいとおっしゃっておられました。今回の不正会計疑惑についての監査報告書では、全般的に解明できないという報告であります。解明できない場合は、解明に向け、監査のあり方を改善する必要があると思うが、どうでしょうか。町長に対しても若干まじっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（野口 俊明君） 代表監査委員、後藤洋次郎君。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 代表監査委員の後藤でございます。今、あの、西尾議員のほうから、今回の不正会計疑惑についての監査報告書は全般的に解明できないという内容であり、解明できない場合は監査のあり方を改善する必要があるのではないかと、いった趣旨の質問がございました。そういったことですので、お答えさせていただきます。

12月に報告書を出させてもらったんですけれども、この報告書につきましては、西山監査委員とともに力を傾注して監査を実施し、その結果を取りまとめたものでございますが、御指摘のように解明できないものが多くございました。

地方自治法第199条第1項で、監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査すると、また、同条第7項で、監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他財政的援助を与えるものの出納その他の事務の執行で当該財政援助に係るものを監査することができるというふうに規定されております。したがって、事業委託につきましては、補助金等の財政的援助でないため、大山町に対する監査はできるものの、事業委託先に対して監査することはできません。ただし、今回の問題となった事業委託につきましては、契約条項の中に大山町がいつでも証憑書類を調査することができる旨が記載されておりましたので、これらの契約条項に基づき、大山町に大山王国から証憑書類を取り寄せてもらい、これらの証憑書類を検査するとともに、関係人からの事実関係の聴取を行ったところでございます。

今回の監査においては、提出された証憑書類の範囲内で検査を実施しておりますが、未提出の資料があるかどうかといったようなことを強制的に搜索したり、あるいは大山王国の帳簿を直接検査することは許されていないところであって、監査委員には制度上の制約があることを御理解願います。

今回の監査につきましては、町長より監査報告を受けてから対応を検討するとの意向がありましたので、ずるずると時間をかけて監査を長期化することはよくないと考え、大山町経由で提出された証憑書類に絞って監査を行い、報告書を短時間にまとめることに重点を置かせていただきました。したがって、監査の内容に不十分な点はあったのではないかとお考えかもしれませんが、監査の制度上の制約、あるいは時間の制約があったことを御理解願います。

監査のあり方についての改善ということでございますが、ただいま説明いたしましたように、制度上の制約があり、地方公共団体の職員の協力あるいは財政援助団体等の協力を前提とした監査制度であることを御理解願います。

ただ、今回の監査を通じて痛感したことはございますけれども、それは、監査に投入する絶対的事務量が不足しているということでございます。その結果、私ら監査委員に超過勤務という概念はございませんが、相当な事務負担となったことを御理解願いたい

と思いますし、今回のような監査においては、例えばプロジェクトチームを組んでの対応が必要ではなかったのではないかと思料しているところがございます。改善すべき点といえば、この点であると考えております。以上でございます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。いやあ、本当ですよ。量がね、多いんですよ、むちゃくちゃ。もう一つの新聞だけでもね、これぐらいまありますよね。ほとんど毎週というか、10月17日からですね、疑惑が発覚しまして、10月1日、新聞報道から始まり、12月14日、NPO理事長からの弁明書、このころは承知していた旨を実は書いておられます。12月22日、監査報告が出て、出していただきました。それに従ってですね、私たちもその監査報告を注視といいますかね、いろいろやってきまして、疑惑がだんだん広まってきたというふうに思うわけです。

そしてですね、29年に入って、1月の13日、このときにNPO法人にですね、県が立入検査をしております。これはまあ認可の関係で入ったんだろうなというふうに思われます。町監査ではこれはできないことだったというふうに先ほどの答弁でもありましたので、そういうことでしょうか。このときにですね、実は理事長は、本当は知らなかったと、弁明書では承知していたという旨を文書で送ってきていますが、このときにですね、本当は理事長は知らなかったというようなことをおっしゃっておられます。

そして、この1月号の広報だいせんでは、町長がおわびということで、町民に対してですね、このようなものを入れております。（現物を示す）このようなことで、とりあえず特別調査を依頼してですね、解明に努力するというような趣旨だったと思いますが、もうちょっと長い文章ですね。

そしてですね、1月の20日、これは初議会ですが、臨時議会ですね。ここで行政処分といいますか、処分をされました。降格、そして10分の1減俸、3カ月、監督されている町長、副町長、総務課長も自分ら、自分でですね、処分しておられます。

ところがですね、1月号の話をする、このころ、次から次とですね、出てくるんですよ、おかしげなことが。理事長との話が違うとか。理事長には話を聞いたと言いながら、実は理事長がですね、議会の特別委員会調査、不正疑惑調査特別委員会の中で、町からの説明依頼はなかったと。ほいでそこでもうはっきりと、新聞報道どうですか、県の報道でどうですかと言いましたら、やっぱり知らなかったということでもあります。ということは、弁明書はどうしたんですか、と言いましたら、実は某課長が持ってこられて、このようなことですので判を押してくれと。その某課長はどうしてそんなのを持っていったのかと言いましたら、私たちの特別委員会の中で、執行部、町側から、言葉ではだめだと、何か形として残るようなものをもらってきてくれというようなことだったというようなことを聞いております。

何かね、あの、ずっとね、思うんですけども、ずっと後から後から出てくるんですけ

れども、監査委員さんね、その後から後から出てくるこういった事実、もともとがまあ監査報告の中からいろいろ出てくるわけですけども、このようなことを知っておられましたかいね。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 後からいろいろ出てくる事実というのは新聞報道を通じて知っておりますけれども、その新聞報道が事実かどうかということは私は知りませんし、それから、あの、議会のほうで、その、理事長が答弁された内容についても、その、議会のほうに出席しているわけではございませんので、どういった内容のことを話されたのかは知りません。ただ、私ら監査について、いろいろ報告で指摘した事項については、大山町から、いろいろ、この指摘に対してどう対処したのかといった報告を求めることとしておりまして、ええと、それは、あの、つい先週末で報告を求めています。これに対して報告書が、きょういただきましたので、それは、自治法ですか、地方自治法でそういった報告書をもらったときには公表するといったことがうたわれておりますので、近日中に報告はしたいと、公表はしたいというふうに考えております。以上です。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。そのようなことがあったんだと。いろいろな事柄がね、次々まあ出てくるわけですけども、さて、この2月の7日過ぎてですね、今度は2月の20日、大山町の民間団体の方が住民監査請求をされております。この結果はまだ私も知りませんが、これは交付金の返還を求めるものということになっておりまして、なぜそうなったのかといいますと、新聞報道ですけども、領収書がですね、まあおかしげな領収書がたくさんあると、それも最初になかったものが後から出てくるんでしょうね。見つかったと。机の中に入っとったとか、いろいろ言いわけをされておりましたけれども、実はちょっとコピーをしておりますけども、ひどいものになるとね、何も書いてないんですよ。ただ1万円というだけ。名前も印鑑も宛名も日付もない。これ、お聞きしたいんですが、私たちはですね、普通、良識として、ただ紙切れ1枚で書いてるだけの領収書を領収書と扱わないんですけども、そのような領収書がね、たくさんあります。おまけに、領収書、まあ書いたんでしょうけども、ほかにもですね、使途不明金とを合わせて1,200万ぐらいあるわけですわ。そうすると、また、委託で経費の二重計上がまた700万ぐらいあります。

そのようなことがね、次から次からまあ調べていくと出ていくわけですけども、さて、行政がですね、その説明をどうやってされるのか。私たち議会もですね、ええと、今定例会中に特別委員会の報告を出すことになっておりまして、案ができております。しっかり監査しようと思えばですね、これ、あの、NPOだけの特別監査という名前だ

ったんですけどね、中身について、実ははっきりと説明ができたわけではございません。しようと思えば百条なり、いろいろ設置してですね、やることができないことないわけですが、いかんせん、多数決の世界でありますから、難しかったのかなと私的には考えております。中にはですね、町のためにならない、いいかげんにこの辺でしたらどうか、おかしげな認識といいますか、私としてはですね、町のためであれば早く解決すべきで、1300年祭に向けて走っていかなきゃならないなど、ちょっと後すぎりしたけども、頑張ろうじゃないかなと思っておりますけども、いまだかつてですね、解決できないので、町民の方は1300年祭よりもこっちのほうが関心がある。これじゃあまずいなど。私以外の方でも多分感じられると思いますよ。そういった意味でですね、逆に、いいかげんにせえという意味じゃなくって、もう早く解決しましょうよという気持ちが私にあるわけですけども、そういった気持ちに対しては、町長、どうですか。

○議長（野口 俊明君） 西尾議員。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。

○議長（野口 俊明君） あなたは監査委員に対しての、あの、質問で……。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。わかりましたけど、まあ町長答えんかったらいいですよ。

○議長（野口 俊明君） ございますので……。

○議員（11番 西尾 寿博君） はいはい。了解です。

○議長（野口 俊明君） 議運の中でも調整して、きちんとしておられますので……。

○議員（11番 西尾 寿博君） わかりました。町長が答えられたら答えて……。

○議長（野口 俊明君） ほかの方がおられますから、またその方向でいかれる人もあると思いますよ。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。でも町民の方はね……。

はい。はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） 答えていただけなかったらどうしようもありませんが、町民の方はそれぐらい関心があるよということを私はちょっと言っておきたかったんですけどね。

そしてですね、まだあるんですよ、これがね。2月28日、新たに商工会に出した補助金が使われてなかったと。実はそれは返ってくるはずなんですけれども、個人口座に入っていたことが発覚しました。普通、それはですね、平成15年から16年、3回振り込んで、340万円が返ってくるはずが……（「通告にないぞ」と呼ぶ者あり）いやいや、流れを言っとるんですよ。流れを言ってますよ。そうしたら、それは返ってこなかった。実際は、一時期、一時的預かりだというようになっておりましたが、実際何に使ったのかわからない。それもですね、複数回出し入れしてますよ。そして、2月の、後で聞いた。これは後で、新聞報道ですよ。ところが2月の中ごろにはね、現金を持っ

ていっとるとちゃんと書いてあるんですよ。後の話ですよ。

監査委員さん、そのあたりはよくわかりませんが、あの、実はね、地方自治法の2条10項において、告訴、告発することによって準司法機関である検察によって裁判所への起訴されずに起訴猶予扱いと処理されようとも、法的に前例として犯歴管理をしっかりとできるとあります。これ、難しいことが書いてあるわけですけども、これ何が言いたいかというと、町のほうで経費的な、あるいは司法的な判断はできないと、したがって、どこかに預けなさいということが書いてあるわけですよ。ね。公務員の世界では、お金の手をつけたら、行政処分と刑事告発はセットになっているというようなことであります。まあ監査委員さんの立場でなかなか答えができないと思いますが、しかしながら、こういった事件、事件性のあるものについて、公金を個人の口座に入れながら、それを複数回出し入れをしながら、現金を持って、役場に持ってくる。それを今度は次の年の雑入か何か知りませんが、それに入れ直すというようなことを、これって普通あり得ますか。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） ただいまの質問は、あの、商工会の金の件だと思えますけれども、ええと、私自身もこの商工会の問題については新聞報道を通じて知っただけのことです。それで、まあ今までの監査で気づかなかったというふうな点はございます。その点は反省したいと思いますけれども、ただ、あの、まあそれを含めて監査、あの、告発するかどうかというのは、あの、町長がさきに答えられたとおりでございますけれども、私が答弁する立場ではございません。

それから、あの、金の流れについては、その、現金で入金できるかどうかといった点については、私、まあ、今、専門家でもございませんし、それは、あの、担当課のほうで答えていただければというふうに考えております。そういったことが許されるのかどうかというのは、今、手元に資料もございませんので、お答えはしかねます。担当課のほうでお答え願えたらというふうに考えます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） ええとですね、あの、監査の方がそうおっしゃっておられますが、担当のほうではお答えできますか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 事務の適正化ということでは不適当な処理ということにはなるとは思いますが、全協でも申し上げましたように、職員等が不適切な処理をして、年度をまたがったときの会計処理ということで、そのお金というのは基本的に議会の承認をいただいて、平成29年の9月の議会の中で予算計上し、皆様に説明をして、入金

処理しようというふうに考えておりました。

といいますのは、今も平成28年度末まで担当、関係の補助事業というのを継続しておりまして、この部分の末が3月31日まで商工会の商品券が発行できるというふうな状況になっております。その商品券の有効期間が6カ月という対応でございます。そうすると、29年の9月にならないと精算金額が確定しないというのがあります。例をとって言えば、28年度の例を申し上げましたが、こういうふうなことで、年度をまたがっての計算、あの、精算処理がひっついてきているということで、つつい担当職員のほうが事務をきちっとしなかったというのが実情でございます、その部分の精算金ということで、私どものほうもこれまでの過年度の分も含めて一括で議会のほうに御承認いただいて、9月の補正で提案させていただいて、説明した上で、入金処理しようというふうな計画で、考え方でおりました。

しかし、あの、こういうふうな事件というふうなことでございますので、この預かったお金というのは、2月の24日付で商工会の名前で預かり、あの、返還金、精算金ということで入金処理をさせていただいております。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） そういう説明はですね、あの、金銭的に、あの、こういったお金が入るのに時間がかかるよというような、副町長、意味合いなんでしょうけど、そういうことでなくて、ええとね、これ、この340万円については、11年から13年度分の約……（発言する者あり）から13年度分。（「2011年」と呼ぶ者あり）2011年です。済みません。の340万について、15年と16年の3回に分け、商工会に振り込ませていたというんですよ。この振り込ませていた先がね、よく見ると、公的な振り込み先の頭がついていて、公的な振り込み先だと商工会の方は思ったということなんですよ。それで、ところがですよ、男性職員は公のものではない、公のものではないと認めていますよ。そして金銭を実は出したということで、一時預かりにはならないんじゃないかなと私は思いますよ。でなかったら何で340万円現金で持ってくるわけですか。

私が言いたいのはですね、商工会であれ、NPOであれ、町がね、このような、町民全体が、皆さんがおかしげなことしとるんじゃないかいということで、今、憂っていますよ。そうするのであればね、私はもう少し、後出しじゃんけんじゃなくて、積極的に、先ほど言われましたよ。プロジェクトチームでも組んで、しっかりとしたことをね、やってほしいなと町民は思ってますよ。これ監査委員さんのこの気持ちはね、私、よくわかります。そうしなければ、何かいかにも、出てきたことに対しては出しますよというような雰囲気もう町民に伝わっているんじゃないですか。監査委員さんの指摘みたいなことをね、もう今からでもできますよ。出せばいいし、もうちょっと頑張ってもらえたらわかりやすく、町民の方は納得します。私はそう思いますが、監査委員さ

んの御指摘はどう思います。

- 議長（野口 俊明君） この質疑については代表監査委員が中心でありますので……。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 指摘されたことをどう思いますかと言っとるんですよ。
- 議長（野口 俊明君） だから今の質疑、代表……。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 答えるのはね、執行部ですよ。
- 議長（野口 俊明君） いや、静かにしてください。代表監査委員からの指示で次の人は答えるわけにありますから。これはもう、あの、ルールでありますので。

後藤代表監査委員。

- 代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。議長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。
- 代表監査委員（後藤洋次郎君） 執行部の対応方針について私のほうに、あの、質問されてもちょっとお答えできませんので、これで答弁は勘弁させていただきたいと思えます。
- 議長（野口 俊明君） 今、代表監査委員は答弁は勘弁してくれということですから。指示がありません。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。
- 議員（11番 西尾 寿博君） 先ほどの圓岡君の質問でもそうですが、あの、本当でね、私たちは町民の代表でありますので、本当で町民福祉のために必要不可欠な事業について、どのような予算で、そしてどのような目的に向かってですね、しっかりと施行できた。そして結果としてどうなったかということをおね、町民の皆さんにお知らせする義務もありますし、あるいは調査、確認する実は義務もあるんです。そういった意味で、私は、立法行政、司法とありますが、司法もありませんし、まあ立法の中で説明していくわけですが、先ほどおっしゃったように、物すごく膨大なんですよ。何せね、ええと、21年からですからね、とてもそんなん追い切れませんよ。私の個人の意見ですけどね。監査委員さんに聞いてください。一番早いのはね、これ通帳の出し入れなんですよ。金の流れなんですよ。こんな領収もらったってね、とてもよう見ませんよ。分担して見ましたけどね。問題はね、怪しいのがあればね、本当はアウトなんですよ。たった1枚であろうが何しようが。おかしいでしょう、それ。じゃあそれについて調べりゃええじゃないですか。で、私はね、簡単に、そんなに、こんなやつを、おまえ、だから一つを見つけたので、これについてしっかり見られたら、この一つの中には後ろにいっぱい尾ひれがついとりゃへんか、尻尾がありゃへんかなというようなことを私は感じております。監査委員さんの見方というのはどうかは知りませんが、私はね、あれを見ただけで、こんなこと通用せん、普通はとまあ思いましたが、もう1回お願いいたします。
- 代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 私ども監査委員が監査したのは、12月時点での領収書を監査させていただいております。その結果については報告書で、あの、まとめさせてもらったんですけども、全般的に感想ですけども、歯抜けの部分相当あると、で、まあ事実上、その、部分的に、その、事業に関連するかどうか疑わしいものもあると、そういったことを指摘させてもらいましたし、実績報告自体が出てない部分も相当ありました。そういったことで、実績報告を求めて、さらにその中でもう一度、その、よくその報告書を検討されるべきじゃないかといったような指摘をさせていただいたところです。そういったことで、それから以降、大山町のほうでも監査を、監査ではなくて、実態調査をされていると思いますけれども、この私が、どもが、その、指摘した事項について、金曜日、先週、先般の、先週の金曜日付で報告をいただきました。その報告内容についてはまあいずれ公表させていただきますけれども、まあ現実的にはまだ、あの、調査中だといった内容の答弁でございました。以上です。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。ありがとうございます。

午前中ですばんと1問目は終わろうと思いますが、もう少し若干時間があるので、ええと、じゃあ最後にですね、あの、これはすごく重要だと思いますが、あの、12月にも言ったんですよ。出し手と受け手と、あるいは、その、実績報告書、出す方が同じだというような場合に監査委員さんとしてはどのような指摘をされます。まあここで、文書でちょっと読んだんですけどね。はい。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 出し手と受け手が一緒だというふうな話をされましたけれども、あの、要するに出し手といたら相手のことだと思いますけれども、それは、あの、報告書でもまとめさせていただきましたけれども、このいろんな諸事情、いろんな事実関係を見て、それは大山王国というふうに判断させてもらいましたし、で、受け手のほうというのはですね、これは大山町という形で、組織で、誰も一人がやっているわけではなくて、決裁という形です、何人もの方が目に届かれます。そういったことで、あの、同一だというふうなことではなくて、やはり、あの、実績報告とかですね、それは、あの、やはり条例で決められてる、あるいはその契約条項です、きちっと、その、実績報告を出すというふうになっとるのにもかかわらず出されてないと、あるいは出された分についてですね、検査が行われてないと、検査についてはですね、やはり一人でやるのではなくて、やっぱり決裁という形で何人もの形で目が通るという形になっているはずですので、まあ、あの、そういった形式上の瑕疵については報告書で、あの、まとめさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（野口 俊明君） 今の答弁が終わったところで、ここで休憩いたします。再開は

午後1時といたします。休憩します。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、11番、西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい、議長。時間がちょっと若干足りなくて、終わりの挨拶ができませんでしたが、1番目の監査の重要性については終わらせていただきまして、2番目に移りたいと思います。

町長の出馬表明について、2月14日に新聞報道で知りました。議会は、町政の車の両輪だと皆さんがいつもおっしゃっておりますが、議会には出馬するような意向もありませんでした。ここで改めて、この場で、出馬の意欲、施策について、町民に表明されるべきと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。西尾議員より、2つ目の質問であります、2つ目の質問であります、町長の出馬表明についてという御質問をいただきました。ありがとうございます。

出馬の決断に時間がかかりましたために、議会での出馬表明というタイミングがなく、2月の13日にマスコミを通じて出馬の表明をいたしたところであります。改めて出馬の意欲、施策について、議員の皆様、そして町民の皆様に説明する機会をいただいたところでありまして、感謝申し上げたいと思います。

町長として、平成21年から町政にかかわらせていただいているところでありますけれども、これまで住民にとって、町民にとって一番身近な役場へ、そのためにも現場や住民の皆さんの視点に置く、軸足を置く、軸足を置くという考えのもと、町政を実行してまいりました。国立公園大山から日本海まで豊富な資源を有する、そして歴史、文化、さまざまなものを有する大山町でありまして、本町の将来は、こうした町の財産を活用して、そして町民の総力で大山の恵みを生かすまちづくり、地場産業の強化、育成など、産業活性により、人が集まり、そして地域が元気になり、若者が定住をし、子供たちのにぎわいが生まれる。また、子育て支援や教育環境の充実を図り、お年寄りの方々のやりがい、また生きがいある福祉の充実した元気で安心の大山町、これが着実に実現できるものと考え、積極的に議会の皆さんの御理解いただきながら、施策を進めてきたところであります。この8年間で、農林水産業あるいは保健・福祉・医療を初め各分野で充実した事業展開ができていますものと思っております。

具体的なことの中で、ほんの一端ではありますけれども、公共交通ではスマイル大山

号の運行、また、住民参画では地域自主組織の育成など、また、施設面での整備としては夕陽の丘神田の整備、また、3園の拠点保育所の整備や保育料の無償化事業、これは第3子からというところでありますけれども、さらには移住交流サテライトセンターによりますところの空き家への定住促進、また、若者向け住宅や分譲宅地の推進も行っておりますし、地域自主組織や大山未来会議、さらには地域おこし協力隊、そういった方々によるさまざまな地域活動あるいは催し物、また、農業関係のほうでもアグリマイスター制度の取り組みによる担い手育成を進めさせていただいておりますし、企業誘致のほうでは、特に菅公学生服のほうの取り組みにも成果を上げることができました。特に民間力を活用した健康づくりでありますカーブスジャパンの誘致であったり、また、映像会社でありますアマゾンラテルナの事業発信などを展開しているところでありますし、さらには、最近でありますけれども、防災無線のデジタル化におきましても、中山間部でもキャッチできるなど、IT無線を県内でも先駆けて実施したところであります。

昨年度からは、大山町未来づくり10年プランとして取り組みを始め、さらには大山町しごと・ひと・くらし創生総合戦略、地方創生の取り組みも進めております。

本町の自然を生かした大山エコトラック事業への取り組みや大山エリアの日本遺産認定、あるいは大山寺の旧境内の国史跡指定、さらには国立公園満喫プロジェクトの選定によりますところのナショナルパーク化、また伯耆国大山開山1300年事業祭の事業など、観光や農林水産業を初めとする町内産業が連携をすることで、地域でもうける仕組みづくり、この形が少しずつですけれども進みつつあると感じているところであります。県も含めた広域観光も進み始めているところであります。

次の4年間で、これまで取り組んできましたこの取り組み、さらに前進をし、着実に発展をさせ、実らせてまいりたいと考えているところであります。

目指すところは、大山のさまざまな恵み、これを生かし、若者から年配の方々までみんながいつまでも暮らし続けたい、楽しさあふれる、魅力あふれる元気な町、これを目指したいと存じます。

具体的な取り組みといたしましては、1点目は、みんなでつくる“楽しさ実感”大山町であります。住民活動の活性化をさらに進めたいと考えております。

2点目が、子育てしやすく若者定住、教育力の高い町であります。結婚から子育てまでの総合支援、教育力の向上、移住定住促進を進めたいと考えております。

3点目は、大山の恵み、財産、資源、これを生かす元気な町であります。農業の担い手育成、農産物などの大山ブランド化の推進、大山開山1300年祭事業を生かした大山ブランドの全国、そして世界展開ということも進めていければなというふうに思うところであります。

4点目は、人に優しく、安全・安心、生涯幸せを感じる町であります。人権尊重のまちづくり、そして待ったなし健康づくりの官民を挙げた取り組み、健診事業の推進など、

町民の方々が安心して健康で暮らせるまちづくりを進めたいと考えております。

そして5点目が、財政的に安定、持続するまちづくりであります。多くの事業を進める一方、基金の増加、借金の減少、借入金の減少と、町の財政状況はこの8年間で改善されているところであります。今後も安定的な運営を推進してまいりたいと存じます。

現在取り組み進めておりますこの一つ一つが芽生え、着実に成長、進展している現状であると私は思っております。さらに大きく成長させ、結実させるべく、全力で町政のかじ取りを行いたいと、その思いでございますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

この機会をいただき、まことにありがとうございます。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。議長と、あ、私たち議員とですね、町長は、こうやって施策についていろんな立場で話し合っております。執行部の中でもですね、いろいろ意見があるでしょうけども、実は議会の中でもいろんな意見があるわけですし、そのたびにですね、こうやって話し合いをしながら進めていっとると私は思っております。

私、いつも言いますのは、町長、本当でね、うまいこといっとるところもあると思うし、だめなところもたくさんあると思うんです。その中で、町民の一番の代表は町長であります。私たちは、いろいろな意見をおっしゃられる。一部の方かもしれませんし、大勢の方かもしれません。しかしながら、そうやって意見を議会に持ち上げて、施策で何か反映できないか、財政の問題があり、あるいは、他方、違う意見もある。そういった中で私たちも町長、執行部に対していろんなことをまあ言っていく、あるいは先ほど1問目で言いました、チェックしながら課題を解決していくと、どのように金が使われたのかということも一緒に考えていかなというところでいつも思ってます。

町長、いろんないいことがたくさん書いてありまして、ああそうだろうなと思います。私は、私も実はね、夢を語りたんですよ、本当はね。こんなこともあります。こんなこと、こんなことしましょう。今、五十七、八億、基金もございます。ええ。他町からうらやましがられるというわけじゃないでしょうけども、何とか皆さんのお力といいますかね、まあ恵まれたところもあるでしょう。そういったこともあるわけで、本当でね、これ実現できそうな気がします。

その中で、私もいいことや夢を語りたわけですが、あの、町長が先にこんなことを言っちゃ、おっしゃられるので、私は逆にマイナス面も言っておかなければならないと思います。

大山観光局、恵みの里公社、2本柱と言いながら、なかなかうまいこと機能しない。大山観光局には6,000万、6,000万ぐらいの補助金が出ておりますし、恵みの里も最初はそれぐらいあったわけですけども、今となって、3,000万ぐらいに減っとなすね。何とか軌道に乗せたいなというふうに思ってます。

そして国保については、本当で困っているという今状況でありまして、一般財源から補填しなければ運営できないという状況であります。ただ、これについては国の施策が大いに関係しとるといふふうに私も認識しておりますが、国のせいにはばかりはまあしておられませんので、診療所も含め、大山町でやることをやっていくということであると思いますが、そういった中で、実はこんなことがあるんだよ。国保だって大変ですよ。皆さんのお金から、一般財源ですよ、そこから出していかなきゃならない。民間で違う保険の、簡保であったり、方は、俺らが払ったお金からまたもう一遍出すんかよというような批判もあつたりもします。やはりそのあたりもですね、はっきりさせながら、施策は進めていってほしいと思っております。

そして、まだまだ言うなれば、少子化によって学校の存在が危ういような時代も来るような気がしてなりません。そういった中で、じゃあ2年後、3年後だよと言われても、なかなか皆さんぴんとこない。まして準備もできない。もうちょっと早目にですね、こんな状況なんだから、こういったことを頑張ろう、こういったことをしましょう、それに対して幾ら予算つけましょう、どのぐらいのお金が要るんですとかね、もう少し危機感を持った政策といいますか、町民に対してそういう発信をしてほしいと私は常々思っております。

事業会計でいいますと、下水道の処理施設の改修などが始まります。相当なお金がかかるわけで、人口減に伴った計画性のある計画を今出そうかなというような今状況だと思えます。建設業については、業者自体が減少する。仕事がなくなってですね、県内でも相当減ってます。そういったことが起きるとですね、なかなか除雪というようなこともですね、難しい。何とか知恵を絞りながら、残していきながらやっていくということも考えなければならない状態だと思えます。

あるいは橋。そうですね。道路。橋に至っては、1本で4億も5億もかかるような橋もございますし、その修繕リサイクルがもう既に来ているというような、修繕サイクルですね。修繕サイクルが来ているというようなこともあります。

いろいろ言いたいわけですが、全部言ってしましましょう。地域自主組織の方がですね、3年目、あるいは4年目ということで、いろんな部署に張りかえちゅうかね、というようなことが始まっております。何とか経験のある方に町のために力になってほしいというような町長も考えはお持ちだと思います。ただ、その自主組織自体の自立がまだなかなか見えてこないのではないかと。今後どうするのか。実は私だけではなくて、自主組織、今、9つですかね、あるわけですが、彼らのほうがですね、今、危機感を持って、心配しております。今後、これってどういうことで成り立っていくのか、自立できるのかというようなことをね、もう既に考えております。耐震補強であったり、いつまでもこのままの状態にいけるかどうかともわからない。

そのようなことをですね、町長、この際ですよ、そういったこと、困ったことを実は言っただけなんですけども、まあ、私も夢を語りたいんですよ。何遍も言うように。

高みを目指しながら上がっていきたいというのはまあ私も同感でございます。先ほど言ったようないろんなね、課題があるわけですし、そういったことにも少しでも触れてほしいなというのが私の、あの、気持ちです。町民の方もそのあたりはですね、どうなのか。夢を見ながら、あるいは先を見ながら進んでいくというのはわかるわけですけども、そういったことについてももう少しおっしゃっていただければと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。議員のほうからいろいろな思いを持って御指摘あるいは御提案をいただきまして、ありがとうございます。私も同様な思いを持っているところでありまして、特に一番念頭に置いてかからなければならないのは、人口減少社会が本格化するという大前提であります。これから、これまでは少子化、高齢化ということをや叫んでおりましたけども、その前段として、国を挙げて人口が減少していく時代に入ったということでありまして、パイが小さくなっていくということでもあります。そういった中で、特に現場でのいろいろなお話をいただきました。自主組織の関係であったり、あるいはこのたびの除雪の関係、集落のほうでもいろいろと活動してもらったりしております。防災関係もありますし、子育て支援、定住といった問題もあります。その中で、特に30年問題ということについて一つ触れさせていただきたいなと思っています。

それは、平成30年に、農業の関係でいきますと、米のいわゆる生産調整、これが終了する。フリーの状況になるということでありまして、この取り組みについて、本当に関係団体、あるいは私の経験も含めて、しっかりやっていかなければならない問題があります。

あわせて、観光でありますれば、先ほど触れていただきました1300年の問題もあります。大山開山1300年に向けて、次の扉に向けていく。そのステージをつくり上げていくというのがこの観光事業を含めたこの地域のあり方であります。

そして、触れていただきました国保の関係、これも財政の中で、国が管理をする形が始まります。まさにこれもこれからの国保会計を含めた、健康づくりを含めて、大きな節目の年になってまいりますし、高齢化が進む中での福祉の問題としての地域の支え合い、見守り、地域ケアというテーマが、これも大きな課題になってきております。

そうした大きな大きな課題として捉えながら、まずは、おっしゃいますように、身近にあるさまざまな課題、あるいは目標、あるいは夢、そのことについて取り組みを進めてまいりたいと思っています。私ばっか、ばかりしゃべるといけませんので、取り出していただいて、またお願いしたいと思っています。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 西尾寿博君。

○議員（11番 西尾 寿博君） はい。まあ、そうですね、余り具体的なことをね、言っても、私も次どうなるかわからない身ですから、今後のことを余りはっきりと、これを

やります、あれをやりますというようなことはまあ言えないわけで、町民の方も、それはまあ重々承知ということになっております。そういった中で、こうやってですね、町長が今までやってきたことについて、成果並びに夢をおっしゃられております。私、とりあえず、町長も今、先ほどおっしゃいました。本当にね、あの、同僚議員もいつも言いますが、お金はですね、本当は幾らあっても足りないぐらい夢を持ってもいいと思っ
とるんですよ。そういう意味で、あの、今大変なことに対して、今しか使わない、今しか使えないというような、あの、施策、あるいは、あの、こうやったらこうなるんだ、
じゃないかという、連続的につながっていくようなね、ことがあれば、町民はね、案外、
あの、これは無理なんだろうかなと、しかし、こっちに沿っていくらしいぞという、ま
あ私も今、おんぼらとした話しかできませんが、そういったことがね、まああるのであ
れば、案外、町民の方もですね、方向性でこっち行くのかなと。もう若干ちょっと話が
おかしくなりますが、例えば米子市だってこれから合併というような話も出てくる可能
性があるわけで、もう大山町はその辺はしっかりと、もううちの中でやっていけるとい
う自信持ったね、大山町であれば幸いだなと思っておりますけども、あと時間が来まし
たので、町長、軽く言ってくれたらありがたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） まずせないけんこと、4点述べさせていただきます。

1点は、やはり子育てへの支援の充実であります。と同時に、若い方がこの地域に定
住していただくための移住定住に向けての施策と、あるいは民間の方々にも今お世話に
なっておりますけども、分譲地、あるいは集合住宅、そういった取り組みが一つありま
す。特に子育てについては、いろいろな場面で説明をさせていただいておりますので、
かなり近隣の町村と比べても充実していると思いますし、今、他町村からも、大山町の
ほうに入り込んできたいな、移り住んできたいなという方が多くなっているというこ
とも御承知のとおりと思います。

2つ目が、農林水産業の関係であります。農業の関係、厳しいということがあります
けれども、特に園芸関係、ブロッコリーやネギや、あるいは牛の関係でもそうですし、
芝でもそうですけれども、それぞれの農業の基盤で今頑張っている方々が非
常に活動を活発にいただき、また、担い手もふえつつあります。これをしっかりと
した魅力のある、本当に格好いい農業の展開というものを若い方々に提案していけたら
なというふうに思っています。

それから、やっぱり町民参画ということが大きなテーマであります。町民の皆さんに
まちづくりにいろんな場面で舞台に上がっていただいて、一緒に汗をかいて、そうした
取り組みということが非常に大切であると思っておりますし、福祉の関係につきまし
ても、特に地域での見守り、支え合い、日曜日も福祉推進員さん、保健推進、保健推進委
員さんを集まっていたらいいの合同研修会をさせていただきましたけども、集落の中で

の見守り活動や健康づくりや、そういった取り組みということも、今、とても重要になってきております。そういったところもしっかりとやっていきたいなというふうに思っているところであります。

たくさんありますけれども、当面、あるいは今、しっかりとやっていくテーマとして述べさせていただきました。よろしくをお願いします。

○議員（11番 西尾 寿博君） 時間が来ました。終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で11番、西尾寿博君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） 次、10番、近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。近藤大介です。通告に従いまして、今回は1点、職員の懲戒処分についてということで、町長にお尋ねをいたします。

先般、平成29年1月でございましたけれども、公表されております大山町の役場職員の懲戒処分について、特にNPO問題に絡んでですね、処分されました職員の処分が随分軽過ぎたのではないかという声が町民からも多く聞かれております。

この件に関しまして、1つ、処分が決定された経過、根拠等について説明をお願いいたします。

2つ目、処分の内容は妥当だったのか、決定に当たって問題点の調査は十分なされたのかどうかということをお尋ねします。

3つ目、一般にですね、退職した職員が在職中にまあ違反行為等があったことがですね、後から退職後に判明した場合、その職員に支払われた退職金はどのようになるのか。退職金が支払われた後ですね、返還を求めることは可能であるのか。また、退職時にそのような事態があらかじめ想定される場合ですね、退職金の支払いを一時的に差しとめることは可能であるか。

以上3点についてお答えをお願いいたします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。近藤議員より1点、職員の懲戒処分ということについて御質問いただきました。お答えをさせていただきます。

処分が決定された経過、根拠等についての説明ということでもありますけれども、処分に当たりましては、監査委員さんの事務執行監査の結果、職員などへの聞き取りなどの調査をもとに、懲戒処分の基準に照らし、処分を決定したものであります。

次に、処分の内容は妥当であったか、決定にあつての調査は尽くされたかということでもありますけれども、該当の職員が退職間際ということもあり、当時の資料をもとに処分を行ったものであります。処分の内容が妥当であったかということでもございますけれども、懲戒処分にあわせ分限処分も行っており、重い処分であったと考えております。

退職した職員が在職中に懲戒免職に相当するような非違行為があった場合で、退職後に判明した場合、その退職金はどうか、返還を求めることが可能かと、また、退職時にそのような事態が予見される場合、退職金の支払いを一時的にとめることが可能かという御質問でありますけれども、まず、退職した職員が在職中に懲戒免職に相当するような非違行為があった場合、退職後に判明した場合がありますが、在職中の行為に対して禁錮以上の刑に処せられたとき、在職中の行為に関して退職手当管理機関が懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとときなどの場合、その退職金の返還を求める処分を行うことが可能となっております。

次に、退職時にそのような事態が予見される場合、退職金の支払いを一時的にとめることが可能かということでもありますけれども、これにつきましても退職手当支払い前に在職中の行為に関して刑事事件で起訴されたとき、在職中の行為に関して退職手当管理機関が懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑う相当の理由があると思料したときなどの場合、支払いの差し止めを行うことは可能となっているところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。再質問をさせていただきます。

当該職員はですね、まあ、あの、昨年11月以降、新聞でも再々報道をされておりますけれども、役場のまあ担当の管理職である一方ですね、あの、NPO法人の理事をしていて、平成28年まで8年間の間でですね、八千数百万円、大山町から委託事業を発注することにかかわったと、一方で、理事の立場でですね、その八千数百万を受け取っていました。その中で、事業費の中で少なく見積もっても1,200万円以上、何に使ったかわからないお金が発生しております。このことも問題ですし、まあこのNPOの問題に関しては、本当に問題点がたくさんあって、一個一個上げていくと切りがないんですけれども、今回はですね、特にその中でも、あの、その八千数百万の委託事業のうち3,657万円が、そのNPOの口座から、役場の担当課長ですね、当該職員の個人口座に移されて管理されていたと。3,657万、8年間で、大変な金額なわけですけれども、これ大変な問題だと私は思っておるわけですが、町長の御認識はいかがですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。町としては、監査委員さんの報告のほうにもありますけれども、NPO法人のほうに委託事業として出させていただいて、その法人の中での事業展開というふうに認識をいたしております。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 私ね、あの、このNPOの問題を説明するときは一々、

あの、監査委員さんに、あの、調査してもらったということを何か枕言葉にしてですね、自分の責任逃れのようにして、あの、監査委員さんを引き合いに出されるのは、私、ひきょうだと思っているんです。その3,600万を、その、役場の職員の個人口座に移したということがですよ、NPO法人でなされたことだということも町長の御認識としておかしいのではないかと。もしNPO法人がやったことだとするのであれば、その職員Aはですよ、NPO法人から3,600万賄賂をもらったんじゃないかと言われても仕方がない今の説明だと私は感じるわけですけども、町長、御認識どうですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 責任逃れというぐあいにおっしゃいますけども、一つの筋道の中でお話をさせていただいたところでもありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思いますし、特にお金の問題ということについては、監査委員さんに御指摘をいただいて、本当に時間限られる中で監査をしていただいて、町のほうへの事務改善というテーマでの御指摘と、そしてお金の部分での経理の関係ということも提示をさせていただいたところでありまして、その中で判明をしたのがこの事実であるというふうに思っております。金額的なことについては、議会のほうで調査特別委員会があって、こういった数字を把握しておられるのかなというふうに思うところでもありますけれども、先ほど来申し上げておりますように、NPO法人としてそれぞれの事業を進めていく中での取り組みであるというふうに私は考えております。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 監査委員さんの報告が昨年暮れに出されてですね、まあそこからでも2カ月以上たっていて、その後、町のほうとしても独自の調査がしっかりできてないと本来おかしいはずなんですけれども、職員の懲戒処分に当たってはですね、国のほうの人事院が懲戒処分の指針というのをまあつくっていて、これがまあ一つの指針に、指針というかね、あの、町村でも参考になるのではないかと思うんですけども、公金ではなくてもですよ、公務以外のことであっても、まあ横領ということでは、自己が占有する他人のものを横領した職員は免職または停職とすると。本来であれば、その当該職員AはNPO法人の通帳を預かっていた。資産を預かっていた。そこからですね、理事長なりなんりの許可も得ずにそのお金を自分の個人口座に移しかえる。移しかえたということ、移しかえたその時点でですね、まあ当然横領が疑われるというふうにまあ考えるわけですけども、町長はそんなふうには考えられませんか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） そのような判断をされるというのは、NPO法人の中でそれぞれが判断されていくということではないのかなと。私も法的なところは詳しい人間であ

りませんので、その点については十分承知してないところがありますけども、まずはNPO法人内での対応ではないかなというふうに思うところであります。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） NPO法人内といってもですね、まあ理事長は、その、大山町が発注していた事業の内容についてほとんど把握していなかったというふうに議会の特別委員会でも発言をしておられるところなんです。その3,657万の内訳を見ていくとですね、まあ例えば平成27年、大山町がNPOに委託した事業費の総額は約940万円です。940万円のうち、この年にですね、NPOからその職員Aに資金移動された金額が630万円なんですよね。NPOの事業の一部を個人口座でクレジットカード等で決済していたというような説明もされているようですけども、940万の事業費のうち630万も本当に決済したのか。平成25年はもっとひどいです。470万円の委託事業費のうち、ごめんなさい、470万円の委託事業費のうち457万円をNPOの口座から個人の口座に資金移動していると。もう事業費ほとんどを1回自分の口座に入れているわけですよ。これ、役場の職員がこんなことをすると、どう考えても理解できない。それを、町長、かばわれるんですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） かばうつもり一つもありません。町としてNPO法人に事業委託をして、その事業をNPO法人のほうで事業を進めていく。今は監査委員さんのほうから御指摘をいただく、いただいた中でのお金の経理について、担当のほうで調査をしているという現状であります。議員のほうで、特別委員会のほうであって、こういった数字の把握をされているのかなというふうには思うところではありますが、そういった数字の状況ということについては、時間があれば担当のほうで述べますけれども、それが不必要ということであれば、現在そのように承知をしているところでもあります。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 私が今、あの、話ししたところの数字について、まあ議会で調べられたんでしょうとおっしゃるんですけども、実は今まで上げていた数字というのは全て監査委員さんの報告から拾っている数字です。そうですね。それをね、今そんなふうに町長言われるというのはね、町長、あなた御自身が監査委員さんの報告、ほとんど目を通してないでしょう、あなた。目を通してたらね、わかるはずですよ。その上で、まあいいです。どうせ見たと言われるんでしょうけれども、あの、NPOの口座から個人の口座に何百万円と資金移動していると。この時点で、個人の口座で、ある意味金利が発生しますよね。金利収入が得られる。本来であればNPOの口座で金利が入るところが個人の口座で金利が発生していると。金利なんてたかが知れとるわと思わ

れるかもしれませんが、議会に提出された資料を見ますと、当該職員の口座は常に赤字になっておりました。銀行に支払い利息がそのNPOの口座を一時的に資金移動されることによって支払う金利が免れているとしたのであれば、NPO側が役場職員に対して便宜を図っていたということにもなろうかと思えます。

また、クレジットカード等で出張費用などを決済していたということであれば、当然クレジットカードにはポイントがついたり、マイルがたまったり、さまざまな経済的なメリットがあります。それは本来であればNPO側に入るべき経済的メリットが担当職員、職員Aの側に経済的メリットが発生したということであればですね、やはりこれは横領に値するのではないかというふうに思われるわけですが、担当課長、その辺どう思われますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当よりお答えをさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 今言われている話はですね、NPO内部の話ではないかと思しますので、あの、そういうものをNPO内部で許しておられるのかどうなのかという話になってくると思っておりますけれども。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。NPO内部で許していたかどうか、まあ多分そういうことを今に至っても執行部は調査をされてないですね。恐らくされてないと思うので、次に行きたいと思いますが、あの、まあこの職員については、午前中からの議論もあっておりますけれども、最近になって担当していた商工会への委託事業についても不適切な会計処理をしていたと。1年以上前に本来であれば町の会計に入っていなければならない345万円を自分がつくった口座に振り込ませて管理していたということでございますけれども、これについて、あの、町長は午前中、告訴する方向で検討しているというふうにおっしゃったわけですが、改めて、告訴しなければならない理由、どういう罪状で告訴を検討しているのか、御説明ください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 最終的なところについては、資料を収集をして、弁護士さんのほうからいろいろな資料収集の提示があります。そうしたものを集め、情報の収集をした上でですね、資料を積み重ねた上で、その上でどういう罪状になるのかというところには至るといふふうに思っています。確定したことはありませんので、今の段階で、恐らくというような想定の中であるわけでありまして、そこについて具体的にここで

申し上げることはないとは思ってますけども、いわゆるその案件で値していくというものの中で、今、告訴ということの準備を進めているというところでもありますので、よろしくお願い申し上げたいと思いますし、特にそれを進めていくということになりますれば、司法に委ねていくということでもあります。いろいろな資料、情報ということについては、これから捜査の案件ということになってくると思いますので、そういったところに委ねていくという情報として、慎重に捉えていかなければならないというふうに思っています。片一方あるいは一方的な見識での情報収集ではいけないと思っておりますので、求められていくのは、それぞれ双方のいろいろな情報を求めながら、積み重ねながら、訴状の資料提示という形になるんじゃないかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 慎重に対応しなければならないというふうにおっしゃるわけですが、ということ、あの、場合によっては、告訴しない可能性もあるということでしょうか。お答えください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 可能性はないということではなくて、告訴をするという方向性で進めています。行います。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 告訴する方向でいく。再度聞きます。どういう罪で告訴するお考えですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 先ほど申し上げましたように、その内容については、いろいろな資料を収集して、集めていく中で、弁護士さんといろいろと協議をし、相談をし、そこで明らかになってくるものというふうに思っております。ここで申し上げる段階ではないというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 大山町、一般会計でまあ100億円超えますし、特別会計を合わせればまあ二百数十億の税金を扱っております。そういう非常に大きな自治体の一番の責任者として、町長の見識を伺いたいと思うんですけども、今回ですね、委託事業にかかわるお金をですよ、本来であれば剰余金が発生すれば速やかに町の会計に入れるべきお金を自分が、職員が、個人が管理する口座に振り込ませ、それが1年以上も

そのまま放置されていた。この行為を管理者として、町長、どのように考えられますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） この事案について、2月の下旬ごろだったと思いますけども、副町長のほうから、特にこの精算金の内容について知っておきたいなということがあって、それが必要だろうというところから、この案件について私自身が把握をすることになったということでもありますので、よろしく願い申し上げたいと思いますし、それをもって重要な案件だということの判断の中で、弁護士さんのほうに行かせていただいたり、相談をさせていただいたりということでもあります。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 以前の説明ではですね、あの、この案件については、11月中に、11月の上旬ごろでしたかね、総務課長は担当課から報告を受けたと、それについてはその後速やかに町長、副町長に報告したというふうに説明を受けとったわけですが、今、あの、町長は、つい最近まで自分は知らなかったかのように言われたように聞こえたわけですがけれども、この案件については、町長も副町長も11月中には御存じだったんじゃないんですか。事実関係を教えてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） この案件については、米本議員さんのほうで、後で質問がっておりますので、同じ言葉に重なるかもしれませんが、まあ11月の下旬ごろに副町長のほうから報告がありまして、その事業が28年度で終了するという、最終的な精算をまとめてこの9月の、12月、29年の9月の議会に補正を組んで処理を行いたいという旨の報告を受けたというところでもあります。私が承知しておりますところはそういったところでもあります。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 29年度で処理をしたいと報告されたということですが、11月中に副町長はそのようなことで町長に説明されたということで間違いはないんでしょうか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 間違いございません。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 何度も言いますが、本来であれば、そういうことが

わかった時点ですすね、速やかに町の会計に入らなければならないお金を29年度以降にすると。預かっていたのは3月末で定年退職を迎える予定の管理職でありました。その管理職が退職してから28年度分も一緒に、いやあ、ちょっとおくらせてしまいましたみたいな感じで町の会計に入ると、誰の責任だったか、そういうやり方だとわからなくなっていたんじゃないでしょうか。副町長、どうですか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 詳細、先ほども申し上げましたとおり、事務の流れとしては不適切というふうなことがあります。しかしながら、事故が起こった案件について、公金として扱う場合、それなりに手続を踏みながら処理するということが必要だというふうに考えております。そのために、あの、まあ私の考え方で、平成26年度分は既に、までの分は既に精算は行ってあるというふうに思いますが、それ以降の分がまだ処理していないというふうに考えまして、28年の3年間の事業完了後に全て皆さんのほうに報告させてもらって、処理させていただこうというふうな考え方でございました。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 自分でも不適切であったと認めておられますが、不適切ですよ。確認します。本来であればそういうことがわかった時点で速やかにこういうミス、ミスがありました、そういうことを公表して、町の会計に速やかに入れる。それが適切な方法ですよ。副町長、どうですか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） そういうふうな方法もあるし、まあミスはミスとして皆さんのほうに報告して、その上で入金する方法もあるというふうに考えました。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） ミスはミスとして報告してって言われますけども、副町長の任期も来年、来年じゃない、ことしの7月まででしたですかね。28年度の出納閉鎖を待つということであれば、早くても6月以降ですわ。御自分の任期満了にごまかして、副町長、隠蔽される最初からおつもりだったんじゃないんですか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 私一人がその事情を知っているわけじゃございませんので、担当課長も含めて、そういう内容を報告を受けたものですから、そういう内容につきましては、お金はきちっと保管しながら、担当課長のほうに引き継いで、きちっとさせるような考え方でございました。もともと隠蔽するような考え方はございません。

- 議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。
- 議長（野口 俊明君） 近藤大介君。
- 議員（10番 近藤 大介君） 担当課長も知っていたと、しかも担当課長も、ねえ、総務課長もこの3月で退職される予定であるわけです。退職してしまえばもう知らないよということにもなるわけでございますけれども、どうですか。
- 副町長（小西 正記君） 議長、副町長。
- 議長（野口 俊明君） 小西副町長。
- 副町長（小西 正記君） 担当課長と申しあげましたのは、商工観光課長でございますので、彼はまだ任期がございます。
- 議長（野口 俊明君） 近藤大介君。
- 議員（10番 近藤 大介君） 事務処理をするのはまだ、ねえ、定年まで何年もある担当課長かもしれませんけれども、不適切な処理をしたということで、本来、不適切な会計処理した職員が処分を受けなければなりませんよね。まず一つは、自分がつくった口座に振り込ませたという不適切な処理をしています。それから、その通帳で何年もお金を預かっていたと、しかも、聞くところによると、何回かに払い出しされてですね、そのお金は通帳には入ってなかったと。その間の現金がどこでどう保管されていたかわからないと。これ、形だけ見ると、まあ間違いなく横領ですわ。ねえ。そういうような会計処理をした職員が処分されないというのは問題じゃないですか。
- 副町長（小西 正記君） 議長、副町長。
- 議長（野口 俊明君） 小西副町長。
- 副町長（小西 正記君） 職員の処分につきましては、NPOの問題もございましたけれども、全て解明しないとやはり、まあ処分が甘かった、軽かったという議論も皆さんのほうでしていただいておりますか、これについても十分解明してからというふうな考え方でおるところでございます。これにつきましても、先ほどから言いましたように、資料集めのほうを一生懸命やりながら、弁護士の先生と協議しながら進めておるところでございます。問題が解決、あの、定まる、定まったというか、明確になった場合については、処分できる3月末までにできれば3月末までにやりたいですし、できなければそれなりに考えていきたいというふうに考えております。
- 議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。
- 議長（野口 俊明君） 近藤大介君。
- 議員（10番 近藤 大介君） 11月、問題が発覚した時点ですわね、副町長が、その案件については、28年度も継続してやっている事業分もあるので、まああわせて29年度に会計処理しようと、まあ町長に提案されたということのようですけども、町長、先ほども言いましたようにですわね、まあ二百何十億のお金を扱うトップとしてですわね、副町長にそういう説明を受けたからといって、そうか、わかったで済むんですか。形の上からいくと、これは横領が疑われる案件です。横領なのか、そうでないのか、至急調

査して、どっちか報告しなさいと指示するのがトップの役目だと思いませんか、町長。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） このまあ案件があって、11月の下旬ごろという新聞のほうにも出とったりということだったように思ってますけども、このころ、自分自身の状況がどんな状況だったかなということを少しまあ振り返ってみる中で、実はちょうどこの11月の中下旬というのは、上京して、特に国のいろいろな分野の中での要望活動であったりとか、全国大会であったりとかということで上京している期間が長いところであります。また、11月の末ごろにも上京するという事の中で、特に地方創生の関係の事業、大山寺のにぎわいプロジェクトを含めてですけども、そうした案件もあったりということで、こちらのほうに上京から帰ってきて、また上京していかざるを得ないということの中で、NPO法人の協議のことであったりとか、また、そういった地方創生の事業の取り組みであったりとか、いろいろ協議をしたり話し合いをしていく流れの中で、この案件についても報告を受けたというふうに感じている、報告を受けたというふうに存じているところであります。おっしゃるような思いの中の視点というのは本当にその時点では認識をしていないというところでありますので、御理解をお願いしたいなというふうに思います。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 忙しかったので、そういう……（「はっきり」と呼ぶ者あり）おかしかったということが、まだ頭が及ばなかったというようなことだったですけども、まさにね、町長……。

○議長（野口 俊明君） ちょっと待ってください。今ちょっと伺った、傍聴席のほうから発言があったということではありますが、傍聴者の皆さんは発言はできないことになっております。ましてや、もちろん議員もそうではありますが、発言を許されてる者だけするのが発言でありますので、ひとつ傍聴者の皆さんも御理解をして傍聴していただきますようお願いいたします。もしもだめなら退場をお願いいたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

それでは、続けてください。

○議員（10番 近藤 大介君） 今、1分引いてもらってますかいね、お願いしますよ。

去年の11月ごろは、まあ忙しくてですね、そういう公金の適正な管理について考えが及ばなかったというような話でした。どんなに忙しい状態でも、やっぱり公のお金を預かる人間は常に公ということの意識が頭の中になれば、私は、そもそも町長たる、トップたる資格がないようには感じるんですけども、しかもですね、忙しかったのは地方創生の事業だとかNPOの処理だとかって言われましたけども、両方とも実はその問題のあつとる当該職員に関係する事業で、まさにその当該職員と室長も一緒に行動さ

れたりということもどうもあったようですけれども、そういう中ですね、きちんと町長御自身から聞き取りする時間もあったはずなんですけれども、どうしてそういうことされなかったんですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。私自身このたびのような、2月に事案として事件として認識をさせていただいたところでありますけれども、本当にその当時についてはそういった認識を持っていないということの中でありますので、いろいろと御示唆、御指摘はあるかと思っておりますけれども、先ほどはその状況ということをお話をさせていただいたことでもありますので、言いわけでもありませんし、このことについてお話をさせていただいたことでもあります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 5年ほど前だったですかね、支所に勤務している職員が窓口で預かった税金をすぐに会計処理しなかったということで、その問題が後日発覚してですね、その職員は懲戒免職になっています。刑事事件にはならず懲戒免職処分になる前に、その本来納めるべきだったお金は後からちゃんと町の会計に入れられたということですが、まあ懲戒免職処分になっております。今回の事案も大体似た案件ではないでしょうか。何年も町の会計に入るべきお金を自分が持っていたと。恐らくその間、自分の、私のことで使っていたことが十分類推されます。2月末に町の会計に入れられたということでもありますけれども、果たしてそれで許されていいのか。さっきの職員は懲戒免職処分になっております。当該今回の職員も同様に懲戒免職されなければ公平性が保てないのではないかと考えますが、いかがですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） そういう事案でありますので、司法に委ねていくということで今準備を進めていき、実施をしていくということでもありますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひますし、そこの状況が確定しない中で処分という、おっしゃるような形でなかなかとれないものではないかなというふうに思うところであります。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 今、町長おっしゃったですわ。懲戒免職になってもしようがない事案だと御自分で今おっしゃいましたが、警察にまだ告訴する段階でもないというようなことでしたが、さっき言った5年前の件も刑事事件にはなってはいないと。なぜなら、もうお金返して、許してくださいということで刑事事件にまではならなかったけれども、懲戒免職にはなったということなわけです。今回の職員も3月末で定

年退職になります。それ以外の面では一生懸命仕事していただいた部分もあるにはあるんですけども、やはり悪いことをしたらそれ相応の罰を受けなければなりません。在職中に懲戒処分されなければならぬと思うわけですけども、在職中に懲戒処分されますか、されませんか、お答えください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 5年前の件ということですが、プライバシーのこともありますので詳しくは申せませんが、横領の構成要件としてですね、4件ほど構成要件があるということで弁護士のほうに聞いておまして、他人のために事務をする、処理する地位にある者がですね、自己の所有する他人のものを、所有者でなければなし得ない行為をし、不法利得の意思があるという要件が必要だそうです。特に最後の不法利得ということですね、私的な利益追求のために使うという部分が横領の構成要件として大事な部分だそうできて、そのあたりがですね、案件の中ではちょっと違うという状況であるというふうに理解しております。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 不当利得ですかね、法律論争していると時間がなくなってしまいますのであえて触れませんが、普通の町民感覚からいってですよ、ね、公のお金ですわ、どう言ったって。しかも三百何十万、商工会から預かっておいて、それをすぐに町の会計に入れなかった、1年以上も。途中で通帳から引き出している。現金で保管していたということになってるそうですけれども、そういうことが果たして信じられるでしょうか、町民の感覚として。それはもうその時点で横領です。少なくとも横領だとして町は対応しなければなりません。でなければ、住民の行政に対する信頼は失われます。それが本当に不法な利得を得る目的だったのか、目的でなかったのか、それは裁判で明らかにしてもらったらいいいじゃないでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）おかしな事務をした。住民の皆さんに疑われるような事務をした。それだけで今回の案件からいえば懲戒免職にしなければならない、そういう案件だと思います。町長、町長の御意思として今年度中にそういう決着のつけ方をするかしないか、お答えください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほどおっしゃいますように、信頼ということもあります。司法に委ねて事実をはっきりと明らかにしていくということ、このことが議員のほうからも求められていると思いますし、町民の皆さんも、そして私どもも同じ思いだと思っています。司法の段階でしっかりと内容を捜査、調査していただいて、そこで結果を出していただく。そのことを今一番求められていることではないかなというふうに思っておりますし、そのために今準備を進めているということでもありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 司法に委ねてと言いながらですね、どういう罪で告訴するかということも、まあまともに答えられない、調査には時間がかかるというようなことを言っておられて、本当に告訴するお考えがあるのか、まあ正直、私は信用できません。少なくとも3月中にはされないんでしょう。となるとですね、まあ当該職員には退職金が支払われます。一旦支払われた退職金、後で返してごせということもできますけれども、まあ使っちゃったらもうどうしようもないですわな。

そういうことも含めてですね、最初の質問にも答えがありました。在職中の行為に関して、まあ懲戒免職等の処分が、まあ相当だろうと、疑うに足る相当の理由があると考えたら退職金を支払わない場合もあると。そういう場合があれば、町のほうから退職手当組合のほうに報告してごせよということでもあります。町長が今言っとられるようにですね、司法の場で明らかにせないけんというふうにもしおっしゃるのであれば、当然、退職手当については一時的にですね、支払いを差しとめるよう退職管理組合に手続されますね。お考えをお聞かせください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。先ほど来から、まあ近藤議員の思いと、また想像性ということの中で、まともに答えられないというような発言をいただいたり、信用できないというような発言をいただいたりということで、とても本当に近藤議員らしい質問かなというぐあいに感ずるところでありますけれども、先ほど述べられました退職金の関係、現在告訴する準備を進めているところでもありますので、退職金の支給、これはとめる措置をとってまいります。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。じゃあ退職金については支払いをとめる措置をとると。もし仮に、まあ懲戒免職に当たらないというような裁判なり事件の内容になればですね、退職金が支払われるわけですけども、とりあえず疑いがある間は差しとめる手続をとるというふうに、まあおっしゃいましたので、その部分については信用した

と思いますけどもですね。信用できない信用できないと近藤が言うというふうに、まあ今指摘されましたけれども、こういう重大な案件をですね、去年の11月にわかっていながら2カ月も黙っていたと、報告しなかったと。外側で議員がちょっと感づいて騒ぎ出したら、急に何かばたばたと手続されたと。そういう執行部が信用されると思うほうが、まあ間違っていると私は思います。

副町長がですね、29年度に処理をするというふうに町長に説明されたわけですがけれども、いいですか、町長、刑事事件にもなりかねないような、横領かもしれないような事件をそういうようなことで片づけようとした副町長の判断は、やはり誰がどう考えても不適切だったわけです。副町長のその不適切な判断によって大山町の信頼が今失われている。そのことについて、町長としての責任ですね、どのようにお考えになりますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） この事件についてですね、本当に告訴をしていく手続を進めていく、そういったことの中でどういった司法の判断が出てくるか。資料を集めるにおきましても、さまざまな視点から情報を集めていかなければなりません。いろいろな経過の中で取り組みを進めていくところでもありますので、そうした状況の中から判断していくということであると私は考えております。

○議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 問題を起こした当該職員ばかりではありません。繰り返し申し上げますけれども、11月、去年の11月の時点では、副町長も総務課長も商工会からの345万円の不適切な会計処理については承知をしておられました。本来そういう会計管理の仕方はあってはならないことです。これは間違いありません。こうしたですね、まあ職員Aの違反行為ですね、違反行為を知っていたにもかかわらず、この数カ月、そのことを理由に職員Aに何も処分をしておりません。先ほど申し上げました人事院の懲戒処分の指針の中でですね、管理者の監督責任の関係でも記載があります。非行の隠蔽、黙認について。部下職員の違反行為を知っていたにもかかわらず、その事実を隠蔽し、または黙認した職員は、停職または減給とすると。これについては特別職は当たらないのかなとも思いますけれども、総務課長、これ当たりますよね。職員Aだけの処分ではなく、そういった問題案件を把握していながら何ら対応しなかった総務課長の責任も、これは何らかの対応が必要なんではないでしょうか、町長、どう考えられますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 法制の関係のほうについては、ちょっと担当のほうから述べさせていただきますと思います。（発言する者あり）

- 総務課長（酒嶋 宏君） はい、議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） はい。処分についてはですね、それぞれの委員会というのが要綱でつくってありますから、その中で調べて、該当するというのであれば処分をしていただくということになるというふうに思います。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 当人からの答弁ということで恐縮しました。そういったことで、手続については進めていくということでもあります。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。
- 議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。
- 議長（野口 俊明君） 近藤大介君。
- 議員（10番 近藤 大介君） そういうことで進めていくと今、町長おっしゃいました。じゃあ総務課長の処分についても検討するということですか。どういう形で処分を検討進めて、事務処理を進めていかれるんでしょうか。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 担当より述べさせていただきます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） はい、議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 当事者ということですので、自分でかかわるわけにいきませんので、どなたか適切な方を選んでいただいて調べてやっていただくというような形になるというふうに考えてます。
- 議員（10番 近藤 大介君） はい、議長。
- 議長（野口 俊明君） 近藤大介君。
- 議員（10番 近藤 大介君） NPOの問題も違反行為が相当見逃されている、まあ隠蔽されている疑いが非常に強いという中で、商工会の事業の案件については、誰がどう考えたってこれは隠蔽したと言われても仕方がないし、副町長御自身も新聞の取材にそのようにお答えになっておられます。そもそもが、副町長御自身が不適切な指示を出されて事態を隠蔽しようとなさった。なおかつ町長もそのことに気づかなかったとしたら、公金の意識が著しく低いなと思いますし、副町長の意図を知って納得されたのであれば町長にも隠蔽の責任が当然あるでしょう。総務課長も、本来であればそういった町長、副町長の間違った判断を指摘しなければならない立場にありながら、副町長の指示に、本意か不本意かは知りませんが従っておられたという中でですね、本来、町長、副町長、総務課長、皆さんに処分があるというか、責任があるのに、誰がこのお三方の処分について、あしなさい、こうしなさいって言えるんですか。あなた方組織ぐるみで

隠蔽したと言われても仕方ありませんよ。みずから、それこそ町長御自身は午前中のどなたかの議員の質問の中で、職員のコンプライアンスが個人の問題として欠落していると、職員にコンプライアンスを徹底していかなければならないというふうにあなた個人でおっしゃるわけですが、町長、副町長、総務課長のコンプライアンスがですね、まさに欠落している状況の中で、職員にそんなこと言たって職員に笑われるだけですよ。あなた方3人、みずから高いモラルを持って御自身の処遇について厳しい決断をそれぞれなさるべきじゃありませんか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） この件についても、先ほど申し上げてるように、告訴、告発をしていく過程の中で取り組みをしていくところであります。不適切事務ということについては、先ほど申し上げたように取り組みをしていかなければならないというふうに考えておりますし、ここは私も含めて、このことについての取り組みの指示をしていきたいと思っています。

あわせて、先ほど来から、隠蔽、そういったことをお話をするところであります。

1点だけ、議長より、反問権を使わせていただきたいと思っておりますのでお許しを願いたいと思います。

○議長（野口 俊明君） はい、許可します。

○町長（森田 増範君） はい。特に先ほどもNPO法人含めての隠蔽といったこともお話をされました。議会の全協のほうでもいろいろと、このことについて議員のほうからも同僚議員のほうからもやりとりがっておりますけれども、NPO法人の問題は、職員がNPO法人の理事を務めているという状況が大きな要因であります。近藤議員におかれましてもNPO法人の立ち上げのときから理事を務めておられ、そして議会の議員という立場でもあります。同様に、同じような形で両方にかかわっておられる立場があったと思っています。まさにそういった取り組みの中で、NPO法人の理事としてもこの状況というのは知っておられたのではないかな。逆にそれであるならば、議員としてその当時からしっかりと指摘をしていただければ、こういった大きな事案にはならなかったんでないかなというふうに思うところであります。本当にいつやめられたのか、それを聞かせていただきたいと思います。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） お答えさせていただきます。

私は、立ち上げのほんの2年もいたでしょうかね。長くても2年だったと思います。ですので、問題の不正経理が始まったような平成21年の時点では、私はもう既に理事ではございませんでした。そういったことをですね、ある意味、人に責任転嫁する前にですね、町長、御自分の責任をまず厳しく問われるのが筋じゃないですか。言っときま

すけど、私はNPO法人からですね、三千何百万円もお金を受け取ったことはございませんから。はっきりと申し上げておきます。その上でですね、そういった論点外しをされること自体が、町民に対して、町長、誠実な姿勢だとはとても私は思えない。この1時間の議論の中でもですね、職員が不適切なことをしたということに関して、私にはない、画面越しの町民の方に向けて誠実なお言葉も、私は何ひとつなかったように聞いております。町民の貴重な税金を使って事業をしているわけですから、その税金の使われ方については本当に高いモラルで臨んでいただかなければならないし、それに違反するようなことがあったのであれば、やはり厳しい自己判断で自分の出处進退を明らかにされるべきだと私は思います。いかがでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 反問権を使わせていただいておりますので、答えていただきたいと思います。2年前というぐあいにおっしゃっておりますけども、実際何年でしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議員（10番 近藤 大介君） 2年……。

はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） はい。随分昔のことなのではっきり覚えておりませんが、NPO法人の立ち上げが平成10何年だったのかな、16年前後だったと思います。そこから私は長くても2年間しか理事しておりませんから、平成20年にはもう既に理事ではなかったと記憶しております。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） NPO法人とのかかわりというのは、平成18年からあります。このNPO法人自体の体質であったり状況というのは、近藤議員、設立の当時からよく御存じじゃないのかなと思っています。そうした状況をよく御承知であるからこそ、こうしたNPO法人についても逆にいろいろと御指摘を、指摘をされたり、内容についてのかなりの踏み込んだことがされるんじゃないかなと、これは臆測でありますけれども、思うところであります。まずはNPO法人自体のこういった状況についても知らないではないと思っております、まさにそういったところを御承知であるならば、議員として本当に早い時期に指摘をされる責任もあったんじゃないかなというふうに思うところであります、このたびの発言をさせていただいたと、質問させていただいたところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

私どもの責任については、皆さんのほうでいろいろと御示唆をいただくところだと思いますけれども、私自身はこれから任期が切れるところであります。今後の中でまた町民の皆さんの御判断をいただくということは、一番厳しいところではないかなというふ

うに思っているところであります。

○議員（10番 近藤 大介君） 以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で近藤大介君の一般質問を終わります。

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は14時40分といたします。休憩します。

午後2時27分休憩

午後2時40分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、12番、吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。それでは、通告に従いまして、2問質問いたします。

まず1問目、学習指導要領の改訂の準備はということで、教育委員長に質問いたします。

文部科学省は、去る2月14日に学習指導要領の改訂案を公表しました。それによると、能動的に課題を探求し、協働して解決に取り組む授業法、前はアクティブラーニングと言われましたが、その理念に位置づけ、小学校5、6年生の英語を正式教科とするなど、教育現場に大きな変革を迫る内容となっています。早目の対応、準備が必要ではないでしょうか。

○議長（野口 俊明君） 教育委員長、伊澤百子君。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。吉原議員さんからの、学習指導要領の改訂の準備はとの御質問にお答えをいたします。

御質問の中で触れていただきましたとおり、2月14日に学習指導要領の改訂案が示され、3月15日までパブリックコメントが行われております。この学習指導要領は、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施となる予定です。ですが、議員が今御指摘されましたとおり、このたびの学習指導要領の改訂に向けて、大山町におきましても、特にしっかりと準備や対応をしていかなければならない幾つかの課題があるというふうに考えております。

まず取り上げたいのは、特別の教科道德の実施です。平成27年の3月に学校教育法施行規則及び小・中学校の学習指導要領の一部改訂が行われまして、従来の道德が特別の教科道德として新たに位置づけられました。そして小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から全面実施されることになりました。考え議論をする道德への質的な転換も求められていますが、それ以上に対応を考えなければならない点が、評価

をどのようにしていくかということでございます。これまでは、一人一人の児童の生徒の道徳性などについての評価を指導要録等に記録するようなことはありませんでした。しかし、特別の教科道徳では、児童生徒の学習状況や道徳性にかかわる成長の様子について評価をし、指導要録等にも記述をするということになりました。児童生徒の内面をどのように見取り、どのように記述をしていくか、国の専門家会議の報告などをもとに研修を行うなどしながら、今各学校で対応を進めているところです。

次に、特に学校現場に最も影響を及ぼすと思われるのが、先ほど吉原議員さんも触れられました小学校における外国語教育の改訂です。グローバル化が急速に進展をしていく中で、外国語によるコミュニケーション能力というものがこれまで以上に必要とされることが想定をされました。その能力の向上に向けた改訂となっております。しかし、御存じのように、小学校3年生から6年生においてはこれから年間35単位ずつ授業時数を増加するということになり、その時間をどのように確保していくか、各学校の工夫が今求められているところです。また、中央教育審議会答申でも触れられていますように、英語の免許を持つ教員が今小学校は少ないんです。そこにおいて指導者をどのように確保していくかということや、また、効果的な教材を開発するといったことも大きな課題として上がっております。国のほうも教科化に対応した教材を開発し、平成30年度には先行して活用できるようにするとのことで、大山町ももう教材配布には手を挙げておりまして、段階的に先行実施していこうと考えているところです。また、県も各学校から指名をされた中核教員を対象とした研修会を開催し、中核教員を介して今度は各学校で研修会を実施するよう計画をしています。

大山町では、これまでも文部科学省が作成した次期学習指導要領に向けた補助教材などを積極的に活用しながら、アルファベット文字の認識に関する学習を取り入れたり、それらの教材を活用した授業研究会を町の教育振興会の研修として開催したりしています。また、今年度は、28年度ですが、西伯郡の小学校教育研究会の外国語活動部会研修会を中山小学校が引き受け、自作のワークシートを使われて各活動というものを取り入れた提案授業も行っています。また、来年度からは、町内の小・中学校の教職員と教育委員会の事務局の教員とで構成する教育振興会の重点課題の一つとして外国語教育を取り上げ、完全実施に向けた準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

そのほかにもさまざまな内容について対応すべき課題があろうかと存じますが、教育委員会といたしましては、これらの対応を学校任せにすることなく、学校と連携をとりながら適切な情報提供や助言に努め、円滑な教育課程実施のための条件整備や環境整備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。丁寧な答えがございましたけれども、まず道徳についてですが、これもなかなか大変な問題ですね、教科になるとしますと、やはり先

生の質の確保といいますか、あと先生の考え方の統一感というものが必要となると思います。これについて、大山町としてはどのような先生像を描かれて、どのように教科化に対応して道徳を、先生の個性だけでなく大山町としてどのように持っていくのかということをお尋ねします。

それから英語ですけど、問題の、英語も大山町はもうこれまでに毎年一千何百万使いましてですね、ALTを強化されております。そうはいつでも、5、6年生から教科化になりますと、また随分様相が変わってくるのじゃないかと思っています。英語が教科化になりますとですね、結局週45分増になることと思っています。その辺の確保をですね、中山小学校、特別にされるようでありますけれども、これは予算の中に出ていたけれども、多分土曜授業という体制かな、違いますかね、とにかく特別にされるわけですけど、私が一番懸念するのは、とにかくどこの地区の子であろうとどの子であろうと、大山町の子供の英語の力をつけていただきたいと思うんです。というのはですね、特に塾に通っている子はですね、もう小さいときからすごく、もともと格段の差がついているわけです。で、結局、義務教育になるからには、やはり5、6年生では、塾に行っていない子供も苦手な子供も何とか引き上げていただかなければいけない。その辺の対応策でですね、きちんと準備、どのようにされるのかお聞きしたいと思います。とりあえずそのところ。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。では、ただいまの御質問につきましては、教育長のほうからお答えいたします。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。非常に時宜を得た御質問をいただきました。ありがとうございます。

おっしゃられるとおりです。まず一つ、道徳のことですけれども、来年度、教科書採択が始まって、特別の教科道徳となりますと、要するに教科書ができるということになります。ことしの8月末を目途に、調査員を西部地区全部で検討して採択協議会を設けてやっていこうと思っています。その中で教科書、今までは道徳は副読本というのはあったわけですが教科書なかったわけですが、どんなもんが出てくるのか事務局に聞きますと、まだそういうのが出ておるということをお聞きしていませんけれども、いい教科書が出てくることを願っておりますし、それからもう一つは、議員御存じのように、議論する教育、読み物教育から議論する道徳だというような方向性も出ております。やっぱりその、おっしゃいましたように、先生の質の向上ってというのはやっぱり一番大事な要素でありますし、もちろんそれぞれ小・中学校ともそれに向けて今も努力しておるわけですが、例えば中山小・中学校で

は、兵庫教育大学の谷田教授を講師にして、考え議論する道徳について本年度研究しておりますし、一番なのが、委員長が答弁いたしましたように評価をどうするかっていうのも、またこれも大事なことです。課題はいっぱいことありますけれども、今のところ前向きに、道徳はとても大事でございますので、前向きに頑張っていこうと思っております。

それから、新しい指導要領でございますけれども、これはもともと2030年の世界、世の中はこうなるとかっていうことが一番の基本でございますので、そのために、もうあれも必要だこれも必要だという形で、出てきた指導要領の、正式なのは今月末に出てくるわけですが、出てきたのを見ますと237ページもあるようなですね、とてつもなく厚くて、あれも必要だこれも必要だっていう形でいっぱいことふえております。

その上に、議員御指摘のとおり、英語が教科になってきます。その中で小学校は、3年生、4年生、5年生、6年生は週1時間ふえてくるということです。普通、文部科学省でもやるときには週の日課表でってのがありますけれども、それに入るようにきちんと出てくるのが今までだったと思うのですが、それがプラス1で入るところがないというような形で出てきます。小学校の先生方、日本全国の今の小学校の先生方が一番課題になるとするのはそのことだろうと思います。どう1時間をひねり出すか。ただこまねいておってもどうしようもない。それで出てきましたのが、各学校の創意と工夫によってやれというような形の答申でございます。やっぱりそれは、本当に議員おっしゃいましたように、少なくとも大山町ではこういったことでやろうという統一的な方向性を持ってですね、やっていきたい。

で、幸い英語につきましては、ことしの6月に改訂の方針やらいろんなもんがきちんと出てきます。で、来年度、再来年度が移行期間になりますので、そのときに英語につきましては先行実施してですね、大山町は、教科書も出てくるということでございますので、それを先行実施してやっていこうというふうに思っております。いろんな課題がいっぱいことありますけれども、いろんなのを待っててもどうしようもありませんので、いろんな知恵を絞りながら。文部科学省は15分ごとの短時間の学習をやればいいだないかなということをやっておりますけれども、大山町の小学校、中学校は、御存じのようにモジュール学習でありますとか、朝間は、それから朝読書でありますとか、いろんな形にもう使っておるわけでございますので、ならそれをみんななくしてそれをやるのかというようなことも含めですね、本気になって考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

ここに、全部学校の先生にいろんな、例えば外国語活動の必修化でありますとか、特別支援教育でありますとか、アクティブラーニングだとか、道徳の教科化だかということで、先生方が疲弊してしまわんようにですね、教育委員会としてはバックアップしていきたいというふうに思っております。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） 確かに余りにも多くてですね、国の要望がですね、現場は大変かと思っています。ただ、私が先ほど来言ってるのは、英語の差をどうするのか、学力差を。そのことがね、気になるところでありまして、社会教育の中でされるのか、やはり授業が今なかなか大変、全部詰まってるということですので、その45分をどのように生かすのかわかりませんが、英語が苦手にならないように、逆にですね、そういう問題もあると思うんですね。ですので、そういう創意工夫されることが必要かと思うんですけども、教員の余りにも多忙で、それこそブラック企業になり得るような状況ではないかと思っています。ですので、その辺の教員の確保とか問題は山積みですが、まあとりあえず外国語活動については中山小が先に行かれるということですけども、名和、大山の、外国語教育を取り上げて重点課題とされるのはいいんですけども、やっぱり名和、大山にもやはり何か工夫が要るんじゃないかと、そのように思います。

これ以上は、なかなか先のことですので追及はできませんが、先ほど来アクティブラーニングについては余り触れておられません、国のほうとしてはずっと言っておられます。で、研究型授業というのがありましてですね、そこで10年前から秋田県が挑戦しておられます。ですので、私も大山町の教育は自慢でもありますし、よく頑張っておられると思うんですけども、先行的なことについてね、もう少し頑張ってもらいたいと思うわけでありまして。で、このアクティブラーニング、何でか急に今度は日本語になって、主体的、対話的で深い学びということになりますが、これもすごく先生に負担を強めますし、やり方とかやっぱり研究が必要ではないかと思うんです。そのことについてもやはりなかなか、研修などされているのか、先生方が、そしてこのアクティブラーニングをしようと思ったら、今度は教科の本当の勉強というか、学力に結びつく勉強がまた難しくなるというふうに聞いておりますので、大変かなと思っています。というそのこと、いろいろと教員に対しての配慮というか、そのことが大事ではないかと思えます。

2つ、英語の嫌にならない、全町の子供が英語が好きになるような工夫と、授業時間の確保と、それからアクティブラーニングとか教員の負担についての研修とその対応をお聞きします。

○教育委員長（伊澤 百子君） 議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。初めに、では、英語の教科化に向けて中山がいち早く取り組んでるということで、これは研究校の指定を受けてやったということであって、決して中山だけが進んでるわけではなく、名和も大山も同じレベルでございますが、この大山町は幸いにALTを取り入れていただいたということで、他町村よりは早目に英語に親しむ、触れるという機会が幼児期から、今保育園にも行っていただいておりますので、幼児期からできております。

このたびの教科化になったということは、中1ギャップということで、非常に中学1

年生になって初めて、それまでは楽しいゲームの英語が、突然に読む書くということがふえてきたということで挫折をする子供たちがいるということで、その前倒し、これからは英語が単なる特別な業種とかそういうところで求められてるわけではなく、人生全般にわたってこの英語の能力というのは、話していくコミュニケーション能力というのが非常に求められる時代になってく。自分の考えを英語で伝え、相手の考えもまたそれを理解し受け入れることのできる力というものが人生全般にわたって必要になってくるということで、このコミュニケーション能力というのが非常に重きを置かれるようになるかと思います。

小学校の教科化になるときの前に大山町はいち早く、今、今までは聞くことと話すこと、楽しいゲームを通してそれをやっていたが、その段階から教科に入る前から少しアルファベット、読んだり幾らかは書いたりということで段階的になれて教科に入っていくという意味では、大山町全部の中学校、小学校がみんな同じレベルで歩んでいくということになっております。ただ、個人差はやはりありまして、今、議員がおっしゃいましたように、確かに英語はね、早くから塾に通っている子供たちというのは、その段階では差が、入ったときには、さっと差ができると思います。個人的なことを申し上げますと、私も中学に行って初めて英語というものに出会った。それまでは分校で何にもしていなかった。全くちんぷんかんだったことをよく覚えておりますが、でも1年たつと、割とこう、みんなそういう子供たちもみんな割とついていけるようになりますので、そのことについては大山町内どこも同じレベルで頑張っていく、先生方もそういうふうに配慮をしながらやっていくということになると思います。

それから、アクティブラーニングのことをおっしゃいましたけど、12月議会でも何かお答えをしたような気がいたしますが、これは何か改めて取り上げられて、非常に新しいものが入って現場で先生方御苦労なさるといふうなちょっとニュアンスが感じられたんですが、そうではなくて、小学校の段階から子供たちは今本当に自分たちで課題をグループごとに一生懸命議論をして、議論を深めていって、そこから、こういうふうな議論を深めたところから問題を解決していく力というものをつけて、今小学校ではつけてきております。それが、結局はそれがアクティブラーニングであると、主体的に能動的に取り組んでいく。何を学ぶか、そしてそれをどのように学んでいくかということがアクティブラーニングの基本的な考え方、捉え方ですので、今既に小学校でも行っていることがそうであろうと。今そして中学校でも割とそういう時間もふやしてきています。自分の考えだけでなく仲間とともにいろいろ議論をし合って、そこから議論を深めて問題を解決する力をつけていくということで。というふうに認識しておりますので、それでお答えになってるかどうか、もし足りませんでしたら教育長のほうから。いいですか。

○議員（12番 吉原美智恵君） よろしゅうございます。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） いろいろ対応を検討されているということですが、これだけに時間をとっておられませんけれども、なるべく皆さんが英語を身近に感じられるようにですね、前提案しましたけれども、やはり公民館活動でもいいですから英語村というところをつくってですね、英語の苦手な子供も得意な人も、大人も子供も、英語でいえば赤ちゃんの人もいるでしょう、そういう英語村というところを部屋をつくっていただいて、もう英語だけしか使えない。そこでは誰も恥もかかないし、そういうところからちょっと始められると、塾に行かなくても英語に触れられる。ですからALTの何かつながりがあれば、そこの先生方と一緒に楽しく時間を過ごす。単なる英語の会話ができる。英語が下手な人もできない人も参加してって、そういう英語村っていうのを環境大学でやってるんですけども、すごくそれが気になりましてですね、そういうところを開設してもらおうと塾に行けない子も行ける可能性もありますし、触れることができる。とにかく英語に触れないと、私も何十年英語をしてますけど全然なかなかぺらぺらにはなりません。ですので本当に何か工夫をしてほしいということが、最後に一つお聞きします。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい、議長、教育委員長。

○議長（野口 俊明君） 伊澤教育委員長。

○教育委員長（伊澤 百子君） はい。どこの学校かどうかはちょっと記憶に正しくないんですが、私の行った訪問した町内の中学校では、休憩時間だったかな、をALTを中心に英語の、それこそ今環境大がやってるシャワー、英語のシャワー、英語だけしかしゃべらない時間、部屋の中で、そういう時間をつくって、大山町内の中学校でも、短い時間ですけどもそういうのをやっております。英語に親しむ、ALTの先生を囲んでそういう時間を持つということもしております。

教育長が詳しく、はい、教育長からちょっと補足いたします、はい。

○教育長（山根 浩君） 議長、教育長。

○議長（野口 俊明君） 山根教育長。

○教育長（山根 浩君） はい。誤解があっはいけませんけれども、英語の時間っていいですか、それは学校の担任の先生が原則やるということですので、ALTがやるわけではありませんので、そこのところは押さえていただいていたほうがいいかなと思います。外国語活動が3年生、4年生から入ってくるということになりますと、3年、4年は聞くこと話すことが主になりますし、5年、6年てってのは読むこと書くことが入ってくるという形になります。大体小学校で600字から、600語から800語を使うというようなのが指導要領として出ております。やっぱり、まあそういった形がなってくるでないかなと思います。

それから、委員長言いましたように大山町では3名のALTをお願いしておるわけで

すので、いざとなったらやっぱり夏休みとか、吉原議員さんのおっしゃいましたように、そういう3名が足らなければまた来ていただいて5名でも6名でもなればよいと思いますが、その英語村みたいな形がことしの夏ぐらいはぜひやってみたいなというふうには、イングリッシュスクールと実はもうそげな面も話はしておりまして、できたらいいなというふうには思っております。

それから、アクティブラーニングで一つだけつけ加えさせてもらいますと、やっぱりもともとアクティブラーニングという言葉自体が大学教育から出てきた言葉でございます。義務教育では、やっぱり基本を学ばせる、あるいは覚えていく、やっぱりそれは義務教育ではとても大事なことで、それを忘れてしまったアクティブラーニングというのはあり得ないだろうと。やっぱり基本を押さえた上でやっていくことが必要なんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。一つだけ、ALTについてですけども、存じております。指導は先生であります。そうじゃなくて、英語村のときにそういう外国の方を、交流してお茶を飲んだりして普通の日常会話ができるという話でございました。

では、次に移ります。2問目、地域自主組織の行方ということで、町長に質問いたします。

地域自主組織は、現在10地区のうち7地区が設立され、それぞれの活動を行っている。その状況は、平成24年度の設立以来、最近設立されたところもあり、内容も活動もさまざまであります。また、設立されていない地区も3地区あり、活動の差、活性化の差などが広がってきたように見えます。国のほうでは今後の地域のあり方を問う検討がなされているが、地域の課題解決のための組織づくりが求められています。その中で地域運営組織という言葉もあらわれてきているが、これからの自主組織の行方を問います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。吉原議員から2問の質問いただいております、2番目の質問としていただきました。地域自主組織の行方という御質問についてであります。

御承知のとおり、現時点で、大山地区が高麗、そして大山の2地区、名和地区が庄内、御来屋の2地区、中山地区が逢坂、上中山、下中山の3地区の合計7つの地域自主組織が設立されているところであります。

議員おっしゃいますように、地域自主組織によって取り組んでいただいている内容や活動はさまざまなものとなっております。幾つか例を挙げますと、大山地区、まちづくり大山では、草刈りや除雪作業などの地域の困り事を手助けするまちづくり大山お助け隊

制度を設立され、活動されているところでもあります。御来屋地区、支え合いのまち御来屋では、海に面している土地柄から、津波に対する防災対策や空き家問題を課題とする移住定住に力を入れておられます。庄内地区のかくわの里庄内では、地域の高齢者が家の外に出かけるとき、出かけるきっかけや地域内外の交流の場となるよう、旧庄内小学校のグラウンド芝生化に向けた検討をされているところでもあります。逢坂地区、やらいや逢坂では、集落との連携を強化するため、集落に出かけて交流をする逢19（アイキュー）プロジェクトに取り組んでおられるところでもあります。このように、地域自主組織によって活動はさまざまにありますけれども、それぞれの地域の課題に合った活動をしていただいているところでもあります。

国のほうで言われておりますところの地域運営組織でありますけれども、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内のさまざまな関係主体が参加する協議組織が定めた地域運営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織と定義をされておまして、まさに本町が進めております地域自主組織のことであると思っております。

地域自主組織の行方はということでございますけれども、地域自主組織は、住民の皆様が主体となってそれぞれの地域の課題を把握していただき、地域の皆様で解決への取り組みやそれぞれの地域を活性化する取り組みを進めていく、その中で行政と連携をしながら協働したまちづくりを実践する大変重要な組織であると思っております。今後、人口減少や高齢化が急速に進む中で、地域自主組織の役割、活躍はさらに大きくなる、大きくなっていくものと考えておまして、地域のにぎわいの維持や支え合い活動の強化、また集落内や集落間の交流が活発化することに期待をいたしてるところでもあります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。ただいま答えをいただきましたけれども、そのとおりで、7地区ができております。そして今、3地区が今のところ地区会議ということでありましょう。この間、皆さんも御存じのように、広報だいせんにですね、この組織のいろいろな活動が載せられています。これ載せられているところはそうでしょうけれども、じゃあ3地区の方がこれを読まれたときにね、やはり誰がどういうふうにしていくのか普通の住民さんはわかりませんし、やはりちょっと寂しい思いをされるということもあろうかと思うんです。自分たちのところはどげんなっとうだいやとか、私たちがこういうの参加してみたいわと思うことがあるじゃないでしょうか。

ですので、自主自主と言われてその地区ができ上がるのを、何かそういう感じがするんですね。自主ですので自分たちがつくらないって、つくってもらわないって言われるんですけれども、じゃ、行政は一体何をするのか。やはり私は、これだって補助金いろいろ使われているわけですから、皆さんに公平にやはり同じ気持ち、温かい気持ち、

してもらっている気持ち、また自分たちが参加することができる場所が欲しい、そういう気持ちは大事にせないけんと思うわけであります。

ですので、これについて立ち上げからいろいろと努力されているのはわかっていますけれども、本当にこの自主組織というものがどういうものなのか、きちんと認識を、共通認識を持っていないといけないと思うんです。やはり自治体がですね、いかに自主組織をあるべき姿に導いていくか、そういうのは行政の役割だと思うんですね。そのあるべき姿というのは、やはり課題解決でもあり、ですので、ここに地域の課題に合った活動をしていただいていると書いてあります。じゃあ全てこのでき上がってる自主組織もですね、地域の課題に合ったことができているのか。やはりできなかったり、そのメンバーによったり、できることしかできないんですよ。ですので、私がいいなと思ったのは、大山のまちづくりで大山お助け隊ができた。これって全町に広がらないとおかしいですよ。やはり中山間地域で皆さん御高齢の方とか皆さん困ってる、困ってるんですよ、雪かきとかいろいろと。それを、大山のまちづくりはいいなと思うだけではだめなんです。やはり政治というのはですね、公平公正を期するなら、やはりそれについてまちづくり大山お助け隊のようなところがその自主組織の中で、ほかのできたところでもできてですね、中山間地域の住んでる人が同じようにそのサービスを受けられるということならんといけん。ただ、それは行政の、自主組織でない、行政のこういう役割がはっきりしてないから、自主組織と行政の。だから、そこでややこしいんですよ。ですので、今はにぎやかになったり防災を考えてみたりということになってると思うんです。ですので、やはり設立に向けて、また活動について、あるところでは、全国の中であるところでは行政職員がきちんと支援してるところもあります。立ち上げから3年ぐらまではそのようにやっています。ですから集落支援員さんともまた違うという面があります。その辺について、まず町長にお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。いろいろお話をいただいて、最後に集落支援員さんの話があったので、何がテーマだったかいなど、ちょっと今感じ取れてないんですけども。

それぞれの活動があつてですね、今現在それぞれ活動のテーマを持って事業を展開していただいているというところであると思っています。それぞれの事業をしておられる中でモデル的にでも進んでいるということがあつて、それを全体に広げていかんといかんじゃないかなというようなお話だったのかなというふうに思っていますが、それぞれ設立をされていく中で、いつもお話をさせていただくんですけども、事業計画を立てて、こういった計画で私たちの自主組織は取り組みをしていこうということの中の一端として、それぞれの個性のある取り組みになっているというふうに思っています。ただ、これから進めていく中では、御指摘があつたように、そういったそれぞれの自主組織の活動を交流を深めていただくような取り組みを進めていく中で、それぞれのやり方を自分

たちのところも勉強して吸収したりしていく、そうした形の中での広がり展開できていったらいいのではないかなというふうに思っているところであります。

ただ、いずれにしても、やはり最終的には人材、かかわっていただく人の問題があったりしておりますので、その部分については、それぞれの自主組織の中での状況によっていろいろな取り組みの形があるんじゃないかなというふうに思っているところであります。

十分答弁になってないかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） なかなかかみ合わないんですけど、根本的にですね、ですからこの地域自主組織、また国でいえば運営組織についての継続についてどう考えるか。また法則についても、よその町の名前を出すのもあれですけど、結局こういう「ガバナンス」という皆さんが読まれる本の中にですね、南部町の取り組みも入っています。初めのころは大変だったみたいです、理解を得るのが。ですけども、きちんとそのように捉えてですね、財政支援もされ、また人的支援が2名ぐらい初めに送っておられるんですね、行政から。やはり今も自主と言われますけど、つくったからにはきちんと発展させ、継続させなければいけない。その点でやはり、そしてまた、全部の地域がなるべくできるように努力しなければいけない。ですから、発足のときにきちんと職員を配置されております、専任で。そこまでせとは言いませんけど、その考え方できちんとやってきて、今10年を迎えているわけです。そして理解を得て、で、きちんと財政処置もされております。だから大山町はどういうふうに向かうのかなと尋ねているわけです。

やはり、この中にですね、運営組織についてですね、私の考えではないので読ませていただきますけれども、島大の教授が述べておられますが、地域運営組織を設立したり組織を維持したりすることは手段であり、持続可能なですね、持続可能な地域づくりと地域住民の幸せを実現させることが目的である。各自治体は組織をつくって終わりとするのではなく、地域住民と対等な立場で未来永劫にわたり責任を持って歩み続けていく必要があることを忘れてはならない。そして個々の地域が光り輝くことによって、市町、まち全体の価値が高まることを常に意識する必要があるというふうに、まさに私も同じことを思うんですけど、書いてあります。そのことについて、町長、どう思われますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。私もそういった思いで、この地域自主組織の取り組み、あるいは経済的な支援という形での事業、交付金事業等々を入れさせていただいておりますし、人的の部分についても張りつけという形で最初から、南部町のような形ではありませんけれども、企画情報課のほうでいろいろなまちづくり地区会議の取り組みであ

ったりとか、そういったことの中での立ち上げに向けてもかかわりはやらせていただいたりということの中で、現在の自主組織の立ち上がり、あるいは展開ということにつながっているというふうに思っているところであります。

継続性という話もちよっといただいたところでありますけれども、いずれにしても、それぞれ地域地域によって、課題あるいは取り組みということは異なってくるかなというふうに思っておりますし、そこにかかわっていただいております方々のまたお考えであったり、かかわり方もそれぞれ異なっている場面もあるかなというふうに思っていますが、いずれにしても、その地域にあって本当に大切な存在として今活動をどんどん取り組んでいただいているというところでもありますので、その取り組みを継続していくことによって、これからまだまだ見えてくる、あるいはしていかなければならない課題等々について、行政も一緒になってかかわりを持たせていただいて、課題解決に向けて展開していけたらというふうに思っています。

あわせて、特に県のほうでもいろいろなこういった支え合い事業等の事業予算も組んでいるというところもありますので、地域自主組織によっては、県の事業も別にこうチャレンジしながら、取り組みをしながら取り組んでいただいているということもございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。結局、今できているところとできていないところがあるわけですがけれども、できていないところにどのような手当てをするのかもはっきりいたしませんけれども、名和とかも保育園がありますけれども、なかなか設立に至ってません。ただ、個々の町民さんはいろいろと不便を感じておられます。ですので、その解決するために具体的に、じゃ、設立はどなたがどのように支えるのか、職員、どなたがっておかしいですね、職員をきちんと相談としていつも窓口で置いておかれているのか。

また、継続ですけれどもね、継続も3年間が過ぎると結構マンネリ化してすごく大変になっているんですね。その辺もモチベーションがないからでしょうけれども、やはり情熱がある人だったり、何とか事務局長が一生懸命まめにやるとか、そういう状況なんです。ですので、3年過ぎたときにメンバーの疲労感とかも出てきています。だからモチベーションがはっきりしないからだと思うんですね。結局、行財政改革の役に立つんだと、自分たちが。で、自分たちが自分たちの課題を解決することは、例えばその自主組織に必要であってほかの自主組織には必要でない行政の役割を担う、そういうようなことをはっきりすると、またこれは継続せないけんというふうに思うわけです。

例えば、ある村で私ね、自主組織では、草刈りの人が足りんでそっちの予算をもらってきて自分たちでやるとか、それから活性化するために、こっちは女性のボランティアが多いから見守りの事業をするとか、今二重になってる福祉行政とかいろんなことの役

割を少し担って、そしてモチベーションを持ちながらやると、次、事務局長も次の人見つけないけんなどということになるわけですが、今の体制は、会長さん、事務局長さんやっていますけども、今、熱意とかね、そういう感じでなってるんですよ。

ですので、私が言いたいのは、どこまできちんと行政が自主組織の運営を認めるのか、そしてモチベーションはどうなのか。きちんと行財政改革の一端を担うぐらい責任持ってやってもらうんだ、そして任せるんだというところがないと、いつまでも行事だけで終わったり、例えば庄内もですね、行事もやっておりますし、また芝生化も取り組もうとしていますけれども、実際に維持とかせないけんしということで悩んだりもしております。ですのできちんと、前も言いましたけれども、行政も、裏づけといいますか、維持管理についてのね、そういう、どういいますかしらね、分担というか、行政の分担で、教育委員会のかわりに庄内の運動場、グラウンドを管理しているということがはっきりするのかどうかとかね、何かいっぱい今、自主組織のただのやることに任せてるんですよ。そこが問題だと思っています。

ですので、きちんと行政が財政的措置をきちんと見て、大山町のいろんな役割を担うんだというところを、そういうところが見えないと、ただやっているだけということになってしまわないでしょうか。それが見えると、前も言いましたけれども、ほかの地区も必ず自分たちもつくってやっていこうやという、そういうことになっていくと思うんですね、職員さんの支援を受けながら。その辺がどうしてもかみ合わないんですけど、いかがでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それぞれの活動等について担当から述べさせていただきたいと思いますが、町の部分を担うことが必要ということのお話ありました。町のほうとしてもいろいろな課題はあっておりまして、特に空き家対策の関係であったりとか、いろいろな提案もそれぞれにさせていただいたりというところでもあります。ただ、そのことが強過ぎることによって、いわゆる町の下請機関というような発想にはならないように、これだけは特に気をつけていかなければならないというふうに私自身も思っておりますし、担当のほうもそのことは認識していると思っています。

少し担当のほうから、今取り組みをしておりますことについて述べさせていただきます。

○企画情報課長（井上 龍君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 井上企画情報課長。

○企画情報課長（井上 龍君） 失礼します。地域自主組織ですけど、昨年ごろから委託可能事業ということで、役場の業務でありますものを少しずつ担っていただけませんかということでお願いをしております。今現在で担っていただいているのが、逢坂の農産物加工所。今まで、金額はあれですけど、100万ぐらいかかっていたのが、担っ

ていただけることによって少し町のほうも負担が減った。また、自分たちでそこを管理していただけるというような形で、少しずつそういった取り組みがふえていけば、町のほうも財政負担というのは減っていきますし、自主組織についても自分たちの財源になっていくというような形で取り組みを進めております。以上です。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。一例を言われましたけれども、そういう事例もあったり、結局、だからその自主組織ができていないとそういう思いがある人も実現しないわけで、ですから自主組織の設立についてももう少し行政が力を入れる、そして自主組織ができた場合に継続するためにはモチベーションが要するというので、やはり、別に私は、下請という言葉はおかしいですけど、別に行政の財政が助かって住民みずから自分たちの課題を解決するために頑張るのはいいことだと思っています。ですので、そういう方向性というものを見つけていかないと、部分最適ではいけないんですね、結局、全体最適にならんと町全体が発展しない、そう思いますが、いかがですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） そういった思いで取り組みを進めているところであります。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。今のままでは、まだなかなか組織ができないと思います。人員の張りつけとか、張りつけといいますか、今1人で対応してると思うんです。ですので、まあ忙しいでしょうけれども、結局地域とともに、行政の職員さんもですね、一緒に悩みとか聞く中で行政の職員の資質も成長するんじゃないかと思いますが、それについての、きょう、これまでどおりでいいのか、それとも設立についてももう少し力を入れるのか。あと、それからですね、継続についてもですね、今、集落支援員が2人いなくなっておりますが、それについて何とか対応をとられるみたいですが、集落支援員さんだけでも別にその活動が、1人分を2人分にするみたいですが、いろいろな面で、最後ですけれども、その集落支援員さんの活動についてもいま一步はきりしない。もう少し、本当に村の中に入って支援員さんとしてやっていく人が出てくるのか、その辺も悩みですね。そういうことを、まず基本的なことがまずできないのに、そうできたところばかり言われてもと思うんですけれども。やはり皆さんがその気にならないといけない。ですので、その全体最適に持っていくためにどのように努力されるのか、町長と担当の方にお聞きします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 集落支援員のことを中心かなと思っております。新しい取り組

みということで集落支援員の位置づけをさせていただいて、28年も進めていますけれども、そうした取り組みの中でもまだまだ実態になかなか合い切れてないというところもあったりして、新しい形での集落支援員さんの位置づけということも、今29年度に向けて検討し、進めているところであります。これも、こういう形が一番望ましいということは今本当に手探り状態かなというふうに思っています。特に町のほうでも、以前からずっと話をさせていただいておりますけども、公民館活動と、それから地域自主組織のコミュニティー活動、支え活動、いろいろな防災活動、そうしたものをつなげていく中で事業展開をしていくということが、これから特に求められているところであると思っています。公民館の生涯学習活動ということと地域のコミュニティー活動といったものをあわせていく中での展開、これが将来へ向けての非常に求められていくニーズであると思いますし、また課題であり、取り組んでいく必要である案件だと思っています。担当のほうから少し述べさせていただきます。

○企画情報課長（井上 龍君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 井上企画情報課長。

○企画情報課長（井上 龍君） 失礼します。町長の答弁のとおりでして、平成29年度に向けて、新たなちょっと体制で集落支援員さんの支援を検討してる最中でございます。以上です。

○議員（12番 吉原美智恵君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 吉原美智恵君。

○議員（12番 吉原美智恵君） はい。この答弁にありますように、人口減少や高齢化が急速に進む中で、地域自主組織の役割、活躍はさらに大きくなっていくものと考えておりというふうに書いてあります。これに伴ってきちんと人的支援なり財政的支援を考えないと、結局はきれいなことを書いてあるということになってしまうと思うんです。それについてきちんとやはり、先のことはわかりませんが、大山町はずっと続くわけありますから、そういう、どういうふうにやっていくのかきちんともう少し具体的にですね、本当に行政の一端を担って自主組織が活動していくのか、自分たちの課題を見つけて行政の中のある事業を引き受ける、そういう可能性があるのか、そういうことはつきり少しはしていただきたいと思いますが、どうでしょうか、最後に。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。地域自主組織の活動というのは、毎年計画を立てられて、その計画を持ってまた1年間進めていかれるということであると思っています。行政のほうでも、そういった活動に対する支援というものの事業予算も組ませていただいて、議会のほうでも通していただいたりというところでもあります。そうした予算も伴いながら今日来ている現状があると思っております。

御指摘のような、新しい取り組みであったり行政を巻き込んだ形の取り組みであった

りということも、我々のほうの課題からしてもありますし、また、地域自主組織の皆さんのほうから提案されていく案件も多々あると思っています。先ほど担当のほうから述べましたように、自主組織自体の財源を確保したり、自分らで自分らの町の地域の中で予算が出ているものを自分たちで受けてやっていこうと、身近な活動にしていこうというような提案やアイデアも出てきたりしています。そうしたことを一緒になって検討していく中で展開できたらなというふうに思っています。

継続性という意味合いについては、議員御指摘のように、私自身も、これはとても大切な自主組織、団体でありますし、特に地域の課題、集落でなかなか解決できない課題等々について、広域的にそれぞれの校区の地域自主組織が取り組んでいただく、そこに予算的なものであったり新しい課題や取り組みがまた生まれてくるということであると、しっかりとそういった取り組みについても町としても対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議員（12番 吉原美智恵君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で12番、吉原美智恵君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は15時50分、3時50分いたします。休憩します。

午後3時37分休憩

午後3時50分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、6番、米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。6番の米本です。よろしくお願いいたします。私は2問通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

1問目です。新聞報道の真実はということでお聞きしたいと思います。

昨年11月、昨年ですけれども、11月初めに新聞報道で発覚しました職員による不可解な事務は、いまだ釈然としておりません。町民からも同じような声を漏れ聞いております。監査委員さんによる監査報告から2カ月が過ぎようとしていますが、その後、監査委員さんの報告を受けて行政としても調査するとのことでしたが、真実を知らせる義務が行政にはあると考えています。現在の調査状況をお聞きしたいと思います。

もう1点ですが、答弁書についてでございます。12月14日に提出されました大山王国からの弁明書の内容を十分理解しないまま、職員Aの作成したものを提出したと議会特別委員会では石村理事長は話されました。それならば、監査委員さんの調査報告書と町との委託契約の実態を根底から覆すものと思っております。これにつきまして、今後どう対処されるのかを伺いたいと思っております。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。米本議員から、2点質問をいただいております。また、私と、それから監査委員さんのほうに1番目の新聞報道の真実はということですので、まず私のほうからお答えさせていただきます。

監査委員さんによりますところの報告を受けて、その後、行政としても調査を行うということであったが、現在の調査状況はということについてであります。今回の事件につきましても、昨年の11月に監査委員さんに事務執行監査のお願いをし、12月22日付で結果の報告をいただいております。事務執行監査の際には、NPOからの提出された証憑書類について、一部において証憑書類が不足している状況でございました。その後、NPO側において証憑書類を捜されたと聞いております。税務署においてもNPOに対して税務調査に入られましたが、本町におきましても追加資料の提出を求め、現在調査を行っているところであります。

弁明書についての前提が崩れているのではないかとということでもありますけれども、現在行っている調査では、監査報告の結果を受けまして、町の委託した事業の内容が行われていたかを調査いたしているところでございます。NPOの理事長は、委託契約について十分把握していなかったと述べられているようでありますけれども、一方、納税についてはNPOとして調査に応じておられるようでございますので、町とNPOとの契約として行われていたものと考えているところであります。

また、新聞報道によりますと、県のNPOを管轄されている部署が調査に入られたようでもありますけれども、今後出される税務署の判断を勘案して対応されるように推察されるところでございます。また、現在、住民監査請求も提出されているというところでございますので、それらの状況も見守りつつ、町としても判断を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上で私のほうの答弁にかえさせていただきます。

○議長（野口 俊明君） 代表監査委員、後藤洋次郎君。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 今、大山王国の関係で質問がございましたので、お答えします。

大山王国の理事長が議会特別委員会で話した内容というのは、先般の事務執行監査の報告書に示された町との委託契約の実態を根底から覆すものであり、今後どう対処するのかという質問の趣旨でございましたので、お答え申し上げます。

大山王国の理事長が議会特別委員会において、12月14日に提出された弁明書の内容を十分に理解しないまま職員Aの作成したものを提出した旨の発言をしたということですが、代表監査委員として議会特別委員会に出席してないため、同委員会において大

山王国の理事長がどのような発言をしたのか承知しておりません。したがって、議会特別委員会における大山王国の理事長の発言に関してのコメントは差し控えさせていただきます。

ただ、平成28年12月22日付の報告書でお示しましたように、契約の当事者につきましては、当該弁明書に記載されている理事長の陳述内容だけではなく、大山町に提出された書類の内容とか職員Aの陳述内容とか、あるいは各業務委託に係る取引先が発行している領収書等の宛名の内容とか、大山町が委託料を振り込んだ預金口座と大山王国の他の預金口座との間で預金間取引が行われている事実とか、あるいは大山町が委託した事業に関連してハローワークにおいて大山王国名で従業員を募集している事実といった事実関係を総合的に踏まえて、大山王国の取引であると判断したことを御理解願います。

次に、この議会特別委員会における大山王国の理事長の発言に関してどのように対処するのかということですが、既に報告書を提出したところであり、また、大山王国の理事長に直接お会いして大山王国内部のことについて事実関係の監査するとか質問する、あるいは質問、検査をするといったことは地方自治法上できないと考えておりますので、大山王国の理事長発言に関連した対処は今のところ考えておりません。以上です。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 監査委員さんの言われることはよくわかります。内容を聞いてないんだからそれ以上のことはできないということはわかります。

では、今もう一度お聞きしたいんですが、監査委員さんにお聞きしたいと思います。今の報告書の中で、今の現在では、12月22に出された報告書で契約の当事者は大山王国であるということでもありますね。

で、もう1個聞かせてください。午前中の圓岡議員の言われました、これがですね、代表権がないということになったときに、例えば代表権がない方が契約をされたということになってくると、その契約というのは実際には有効になるのかということですね。これは推測であります。ただ、代表監査委員さんがこの辺のことは詳しいので、それがどういうふうになるのかということ、もしお知らせいただけるのであれば知らせて、教えていただきたいと思います。この2点お願いします。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤代表監査委員。

○代表監査委員（後藤洋次郎君） 私が詳しいと申されましたけど、私は法律の専門家ではございませんので、そのあたり、代表権のない方がその契約をしたのか、代表権のない方が契約したのか、あるいは王国が契約したのか。そのあたりは私のほうとしては、その当時出てきた書類から見る限りにおいては、大山王国が契約してるのではないかと判断をさせてもらったわけです。ただ、代表権のない理事が契約したのということにな

れば、それは有効か無効かという判断はまた別途あるとは思いますが、ただ、そこからですね、大山王国が追認してるのかとかですね、あるいは事実上認めてるのかといったいろんな諸条件を判断するといったことになると思いますけれども、私のほうとしては、報告書の書いた時点においては、そのときに出た証拠で見える限りにおいては、理事が契約したのではなくて王国が契約したというふうに考えてるところでございます。そういったことで報告を取りまとめさせていただいたところでございます。以上です。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 今、代表監査委員が言われました。もしこれをしたら別途いろいろな考え方が出てくるということでございました。これにですね、仮にですよ、仮にですよ、仮に代表権がない方が勝手に王国の名前を使って契約をされたっていうことが、これが本当の契約とならないってことになってくると、逆に言えば、これはですね、有印私文書偽造というふうになるかというふうに考えます。そうしますと、やっぱりこれはですね、町が職員にだまされたというふうにつながるわけでございますけれども、これについて町長の見解をお願いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。午前中に圓岡議員のほうから話をいただいて、初めてちょっとこの案件については把握をしたところでありますが、事実関係については、実際のところまだ確認をしていないというところであります。仮にということではなくって、やはりその状況を把握をしていって、その部分ではまた弁護士さんのほうにも、やっぱり法制の方々の専門性の中でいろいろと御意見を伺ったり御相談をさせてもらう中で判断していくことではないかなと思っています。いろいろな御示唆があるかというふうに思いますけれども、そのような形で一つ一つ確認をしていきたいと思っておりますし、その中で実際に判断をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） これはですね、もう1点お聞きしたいと思っております。午前中、このもう1個、圓岡議員がですね、質問した中で、町長は今NPOの支出とかそういうことをチェック中、チェックをしてる最中であるということでありまして、返金も求めることもあるというふうな言い方もしておられます。実際にですね、私は町民の皆さんからは、領収書のない支出はおかしいと。本当にそれが有効に支出されているかということをお聞きしますし、返してもらうのが筋ではないかとよくおられます。またですね、監査委員さんも監査報告の中で指摘しておられます。何と申しますかね、契約に沿わないと思われる飲食などの支出、こういったものにもですね、やはり返金を求めるべきでないかなというふうに考えております。これらの監査委員さんの指摘にもござい

ますので、町長として、これをどういうふうに認識しておられるのかお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。今それぞれ担当のほうで一つ一つチェックをさせていただいてるところでありますし、午前中述べさせていただいたように、返金というこの対象になるということでありましたら、それは求めていくということでありました。よろしく申し上げます。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 今、返金の対象になるということでしたけども、返金の対象というような言い方をされるってことは、その対象というのは、どういった事案が対象と認められるというふうに御認識されておりますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当のほうで答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 町長のほうはですね、該当しないものがあればということですけども、そういうものをですね、実際やっていくとなると、弁護士さんとの話の中ではその事業趣旨に沿ったものの中で判断していくということになるので、かなり特定は難しくなるであろう、時間もかかるであろうというのをお聞きしております。ですので、町のほうでこれはこれだと決めるのは簡単なんですけれども、実際にその請求をしたときにですね、それが本当に、何というですかね、お互いの中で合意ができるかどうかという話になれば、これは非常に法律的な問題になってくるというふうにお聞きしております。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） おかしなこと言われますね。合理……。何か法律的なものが要するという、言われますけども、町としてこれだけ返してくださいって言えば済むことなんです。まず最初に、返してください、領収書がない分返してください、ねえ。あと、調べるのが大変でしたら後からでもいいんですよ、あと追加で請求しますよでもいいんですよ。まずわかっとるのは、領収書がないということははっきりわかっとるんですから。なぜこれ返金を求めないんですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

- 町長（森田 増範君） 担当よりお答えさせていただきます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） はい。領収書がないというものについて、全体にないわけじゃなくて、今こちらでつかんでる分では、23年、24年の事業でかなり欠落している。それから21年のものもないという状況であるというのはわかっております。ただ、そういう場合もですね、ないからすぐ返金だというふうにはなかなか難しいと。全体の事業を見てですね、全体的に見てできてるかできてないか、そういうところから領収書がないものについては推測していくというような形になってくるということをおっしゃっております。ですので、こういう経済案件についてですね、実際、裁判等の中になった場合、非常にそこの辺の判断に時間がかかるということはお聞きしております。
- 議員（6番 米本 隆記君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 米本隆記君。
- 議員（6番 米本 隆記君） 時間かかってもいいんですよ。町民の皆さんは、不明なものは返してくださいって言われるんですから、幾ら時間かかってもいいんですよ。明らかにするべきです。それが行政の責任でしょう、違いますか、町長、どうですか。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） はい。そういった思いで今一つ一つ取り組みを進めているところでありますし、担当のほうからもそのことについて述べさせていただきます。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） はい。先ほど言いましたようにですね、時間がかかるものですので、すぐすと今言われますけれども、なかなかそこの辺は難しいということは御理解いただけたらなという、思います。
- 議員（6番 米本 隆記君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 米本隆記君。
- 議員（6番 米本 隆記君） はい。これはですね、これも午前中、一番最初に大杖議員が言われました。コンプライアンスのことです。実はこの法令遵守、大変重要なことだと思いますけども、ちょっと私、余り詳しくないんですが、公務員法でいきますとですね、これ信用失墜行為というのはすごく重い罰というか、あるということで聞いております。ちょっと間違えば、これは懲戒免職にもすぐなるというふうに思っています。午前中、先ほどですか、近藤議員とか圓岡議員が刑法と言いますが、これ以前に、この公務員法はすごく、もうすぐに適用できるように思っておりますけど、この辺については町長の認識はどうなんでしょうか。
- 町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。法制の関係でありますので、担当のほうから述べさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。信用失墜行為という部分が確かに書いてございますが、これにつきましても弁護士のほうにお話を聞きますと、何というですかね、この部分だけを非常に拡大解釈してですね、処分するのは難しいであろうと。最近の判例の状況を見ますと、特に飲酒運転等もですね、大山町もかなり厳しい規則というか、規定を設けております。お酒を飲んで運転してつかまれば、即、懲戒免職というような基準にしておりますけども、ほぼ裁判になるとこれは負けます。信用失墜行為だけではなかなか、現実問題としてはですね、そう大きな判断にはならないというのが現在の判例の流れだというふうにお聞きしております。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） そうですか。公務員法のこの信用失墜行為というのは、別に、ざる法ということですか。わかりました。

それではね、ちょっともう1点お聞きします。町職員の立場の方からですね、ちょっとお聞き、小耳に挟んだんですけどね、実はこのNPOの偽装問題、これについてですね、本当に議会だよりや、まあチラシを出された方がおられましたけども、そういったものを見て初めて知ったというような職員さんもいたようです。こういったね、大きな問題をね、なぜ職員さんにはこういったことだったということが説明ができなかったのかなというふうにちょっと思ったんですが、なぜ、こういったことを職員の方々に説明といいますか、内容を周知されなかったのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 今、職員のほうからというぐあいに、何かあったようでありますけども、管理職会を通じて、あるいは年末であったと思いますけれども、この内容等について区長さんのほうにお話をさせていただいたり、あるいは文書で出させていただいたりというような経過の中で、職員のほうにも話はさせていただいております。そのときに出席がなかったのかなというふうに今感じたところであります。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） いや、これね、実はね、このNPOの調査特別委員会、議会のほうでやっとなんですけど、そのときに、本当にその上司に対して部下の方どう

考えてますかということアンケートをとらせてもらったんですよ。その中にあったんですよ。実際にこういったことがどういうふうに行われて、内容がわからなかったという報告といますか、アンケートを出された方もあるんですよ。ということは、今、庁舎内で何がされてるかっていう共有化されてない。何が起きているのかというのも、知ってる人は知ってる、知ってない人は知ってないというような状況がずっと続いてきたんじゃないかなというふうに推察されるんですけども。そういったところが、やはり、何といいますかね、余り問題を大きくしたくない、中のほうでおさめてしまおう、とにかくなるべく公表したくないというようなところが見え隠れするんですが、その辺はなかったんですよ。ちゃんと公表するという、職員さんにも公表して、きちっと現実、また事実を知ってもらうというスタンスでされてきたわけですね。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） そのように思っております。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 実際にこの一応NPOの問題につきましてはですね、今ずっと先輩議員がいろいろお聞きしてましたんで、私もこのぐらいでちょっとやめようと思います。

最後にね、このNPOにつきましてお聞きしたいんですが、これ町長にお聞きせないけんです。町長、1月に町民の皆さんに宛てて、こういったことですよというふうな文書を出されておりますね。あれ、どこ行ったかいな。あれ、どこ行ったかいな。あら。あ、あったあった。その中でですね、私ちょっとお聞きしたいんです。この文書を出されておりますけども、1点目、大山王国のね、代表印の無断作成ということがありますけども、その大山王国の理事長からね、文書をいただいておりますということであるんですけどもね、これ代表印の印鑑の無断作成についてですね、口座開設は、勝手な開設されてるということではありますがということであるんですけど、実はこれは代表印って最初に言っておりますけど、無断作成についてって言うておられますけど、これ代表印じゃなくて口座の開設印のことですよ、違いますかいね。ですから代表印は2つあるはずないですよ、登録印は。そこんところちょっと、これ書き方ちょっとおかしいかなと思って見たんですけど。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。てんまつ書のほうもですね、多分議会のほうも持っておられるのではないかと思いますけれども、その中でですね、議会の調査特別委員会のほうでも提出されているてんまつ書なんかでも御存じだと思いますけれども、銀行口座及び届け出印は、平成19年の6月1日付で開設していた口座等をそのまま利用していた

ということ。この口座は、町が取得した旧眺海荘を大山ネイチャーツアーデスクとしてモンベル出店が決まるまで暫定的に利用したときの運営用口座としていたものであるということ、そういったことと、王国、NPOのほうでは大きな事業ごとに預金通帳を設けているというようなこと。そういったことで、いわゆるゴム印や銀行通帳もそれぞれ、いわゆる新聞報道にあったような形で独自でつくったり開設したというものではないという報告の中の趣旨かなというぐあいに、今感じさせてもらったところですけど。ちょっと手元がないもんで、ちょっと申しわけないですけども。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 私が言っとるのは、町長が出された、この1月に出された文書ですよ。この中の裏側のね、1点目で、書いてあるんですよ。文書でいただいておりますということですね、書いてあるんですよ。ちゃんとこれは大山王国の意思において開設されたものであるという。これは、開設されたものであるということは口座のことであって、大山王国の登録印のことじゃないんですよ、代表印。だけど、このことについて、代表印は本当に2つあるんですかということをお聞きしたいんですよ。ないですよ、登録印は会社の1個しかないですから。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 代表印は1つしかないというふうに思います。ただ、取引でそのときに印鑑を使うということであれば、別途の印鑑ということで取引使用印鑑というふうな扱いをしました。

○議員（6番 米本 隆記君） はい。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 今、取引使用印鑑と言われました。では、この一番最初、18年に大山のCD使ったとこかな、あれは丸印でした。その後しばらく、21年か2年かな、教育委員会が……。とは契約してないか。ですから丸印が押してあるのはその1個だけなんです。あとは全部四角なんですよ。見てもらったらわかります。それについてはどう答えますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当のほうで資料ちょっと読ませていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 丸印と角印で違っていたということにつきましては、町のほうでのですね、確認が不十分であったというふうに理解しております。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） そうですね、町のほうでもその辺がルーズだったということですね。はい、わかりました。

時間がありません。そこを確認しまして、2問目に移らせていただきます。

内部報告の認識はということでお聞きしたいと思います。

新聞報道でまたまた発覚したんですが、商工会との事案でございます。執行部は、この問題を昨年に報告を得ていたと聞きました。なぜ、みずから調査をそのときにしなかったんでしょうか。また、1月にですね、職員Aの処分も不思議でなりません。この事案を知らながら何も調査しないでNPOだけを、NPOのこの、何といいますか、不可解な事務だけで処分をされました。これについて町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 2点目の質問であります、内部報告の認識はということについてであります。

商工会のほうに委託をしておりました個人用住宅等改善助成制度につきましては、午前中も述べさせていただきましたけれども、11月の下旬ごろに報告があり、この事業が平成28年度で終了するので、最終的な精算をまとめて、9月の議会、29年の9月の議会において補正予算を組んで処理を行うという旨の報告を受けたというところであります。また、1月の処分につきましては、NPOとの委託契約について行ったものでございます。以上であります。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） そうですね、はい。お聞きしたいと思っておりましてことは、なかなか出てきませんね。

それでは、まず確認させてください。平成23年から25年まで行いました個人用住宅修繕改修……。え、改修事業ですか、まあそれと、26年から28年まで行いました自己居住用建物等改修事業、これにつきまして、2つの事業の契約で残った残金ですね、これはどのようにするような契約になっていたのでしょうか、教えてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当よりお答えをさせていただきます。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 対象となる事業でございますが、その年度に、その年度が終了しましたら、もう最後の交付決定後にそのお買い物券を交付しますが、お買い物券の使用期間が半年ございますので、半年経過後に精算して返すということになるというような記述の契約の内容になっております。

- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 失礼いたしました。その3年間の間は、その余った券を翌年度にまた引き続き使用することができるという契約になっておりましたので、最終的に返還するというのは、3年間が済んだ後ということになるということでございます。以上です。
- 議員（6番 米本 隆記君） ちょっともう1個。それ個人用でしょ。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） はい。
- 議員（6番 米本 隆記君） 自己居住用は。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 自己居住用建物等改善助成事業についても同じ、同様の内容です。
- 議員（6番 米本 隆記君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 米本隆記君。
- 議員（6番 米本 隆記君） もう1点お聞きしたいと思います。これも確認です。実はですね、この11月、去年の11月18日に、この問題については総務課長に担当課長より連絡があって、それを副町長のほうに連絡をされた。その後、21日に本人からも聞き取りをされた。その後、月末までに町長に報告をされたということで間違いないですね。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） はい。担当よりお答えをさせていただきます。
- 副町長（小西 正記君） 議長、副町長。
- 議長（野口 俊明君） 小西副町長。
- 副町長（小西 正記君） 前段で言われました11月の18日あるいは21日というのはこちらのほうの記録で確認はできますけども、町長に対する報告というのははっきりしません。メモ書きがちょっと残っておりませんので。ただ、申し上げますのは、11月の下旬には報告したというふうに思っております。
- 議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。
- 議長（野口 俊明君） 米本隆記君。
- 議員（6番 米本 隆記君） 実はこの問題につきましてね、私ちょっといろいろと、小耳に挟んだもんでいろいろと聞いてきました。商工会に行ってもちょっと伺ったんですけど、商工会の方も自分たち悪いことしてないんでということで、すごく献身的に教えていただきまして、全部話は聞いてきました。その中でですね、ちょっとわからないのがですね、この商工会の方にお話を聞いたときにですね、個人用住宅等建物事業、こ

の契約では単年度で残金を返すようになっていましてということをおっしゃったんですけど、今、いいですか、3年間済んだ後と言っておられます。これはどういうことですか。事務費なのか事業費なのか、それとも全てまとめてですか、教えてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 事務費については単年度で精算でございますし、事業費につきましては先ほど申し上げましたとおりでございます。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） ますますね、不思議が不思議になってきました。ちょっと整理しますね、いいですか。総務課長、11月18日にね、担当課長は連絡されましたね。観光商工課長、間違いありませんね、その日ですね、いいですか。

いいですか、ここから大事ですよ。11月18日に総務課長に連絡されとる。ね、いいですか。11月4日に、この、ここに振り込み用紙もらってきました。この口座は閉鎖されております。この口座、閉鎖です。11月4日に閉鎖ですよ、口座が。おかしいじゃないですか。11月18日に担当課が、課担当の課長が総務課長に連絡、副町長と21日に聞き取り調査をしたというのに、11月4日に本人の口座は解約です。で、この口座から出金も、出していただきましたけど、この口座を解約して、このお金はどこにあったんでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 聞き取りをした時点では、現金で持ってるということの確認です。口座のその21日に聞き取りした時点では、口座の解約等は私のほうには、存じておりませんでした。

○議員（6番 米本 隆記君） え、何ですか、もう一回。

○副町長（小西 正記君） 口座の解約の日付というのは、その時点では知りませんでした。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） ちょっと待ってくださいよ。これね、11月4日に解約

したってということは、21日のとき、わからんって言いましたけど、これ11月4日に本人によって口座が解約されたってということは、28日の全員協議会、つまりNPOの特別委員会の中で全協を開きまして、その中で言われたことですよ、11月4日に本人によって口座は解約されたということは副町長みずから言われたんですよ。どうなんです。（「解約したの」と呼ぶ者あり）解約を言われたんですよ。

○副町長（小西 正記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 後から解約の事実は知ったわけですが、その時点では知りませんでした。それから、米本議員が今持っておられるのは解約という書類だったみたいですが、その書類はどこから出たものでしょうか。普通、口座のそういうふうな内容というのは、一般的には本人以外には出ないような書類だというふうに思っておりますが、ちょっとその辺が私どもは不思議でなりません。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 解約って、口座を閉鎖って、かな、おかしいけど、言われたのは副町長本人が言われたんですよ。私ちょっとそこに、ちょっとノートがそこあるんですけど、ちょっとええですか、席離れても。

○議長（野口 俊明君） はい、許可します。

○議員（6番 米本 隆記君） いいですか、私、メモですわ、11月11日、4日、口座解約、本人によると書いとるんですよ。私のメモですけど。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） それは全協のときに申し上げた内容でございますが、11月の18日あるいは21日の時点では知りませんでした。現金を持ってこさせてきた時点で通帳も一緒に提出がございましたので、その提出の状況を捉まえて、皆さんのほうに解約の情報をお知らせしたところでございます。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） もう一遍聞きます、いいですか。ここで、9月……。ごめんなさい、29年2月24日、この日にですね、現金と利息を合わせて会計課に入金、まあ雑入で入れたとあるんですが、これは誰がどういった形で持ってこられたんですか。で、どういうふうにして入れたんですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 本人がですね、現金と通帳を持参してきましたので、預かって、こちらのほうが入金をしたという形です。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 何かすごくこれ不明なんですけど。ということは、いいですか、もう一回整理しますよ。NPOの問題が発覚したのが、新聞に出たのが11月1日。その後、4日の日に口座を解約して現金を自分で持とった。その現金を持とったんですけども、2月24日午後、持ってきて、それを入れたということですね。間違いないですね。

いいですか、ここからがちょっと聞きたいところなんですけど、2月28日の全協のときにですわね、ときには、副町長は、NPOのものとは別に現金を管理していたのでよいと考えていたと言われたんで、これ誰のことを言っとられますか。職員Aのことを言っとられるんですか、言われたんですか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 職員Aです。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） それと、つまりですね、そういったことになるそうですね、現金を持とって、言われるまで自分で管理をしとった。

で、いいですか、ここからが問題。本来であるならば、21日とか11月の段階で、これは絶対に公金として、今預かり金かどうかわかりません、雑入かもしれません、もうその場、時点で入れてないといけないはずなのに、1月までずっと持たせておいた。で、それは、いいですか、執行部が持たずに本人に持たせとったんですよ。これ、どう考えますか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 現金ということで保管してるということでございました。確かに私どもが預かって処理すべきというふうな考え方もございましたけども、ただ、どういうふう処理するかというときの判断がそのときにはつかなかったために、とりあえず持とってくれというふうに私が指示したものでございます。

○議員（6番 米本 隆記君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 副町長が指示されたと、持ってる。わかりました。

しかしですね、実際に……。もうちょっとちっちゃいと言います。これで大体大き

っぱなところは、皆さん、前の方もされましたから、今の現金がどういうふうになっていたかということは理解してもらえと思うんですが。いいですか、344万7,000円、約ですね、現金と合わせて会計課に入金とあります。ところがですね、これは観光商工課長もちょっとこれ同罪かなというふうに思うのが、いいですか、28年5月に入金された金額が41万、2万弱ありますけども、これについては27年度の事業費の残りなんですよ、27年度。課長は、もうそこでは観光商工課長としてこの実態を把握してなきゃいけなかったんですよ。そしてもう1個、27年9月に振り込まれた自己建物のこの事務費24万幾ら、これについても、課長としては担当職員からちゃんと聞かれてなかったらいけなかったんですよ。

副町長が2月28日、この全員協議会の中で言われたのは事務の不手際があったということでありましたけども、その事務の不手際についてお聞きしたいと思います。このときの事務の不手際ということになりますと、担当職員がいたはずですよ。担当職員からは、上司に対してこういった問題がありますよということにはなかったんですよ、担当課長、どうなんですか。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 私が、本来なら27年の4月に観光商工課長で来た段階でこの制度のことを把握して、こういった金額の流れになることを把握していなかったということでもあります。したがって、27年度以降にこういった事務処理が適切になされなかったのは、私が適切な処置の指示を職員に出せなかったということでもありますので、その点につきましては私の責任だというふうに深く反省しているところであります。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 28日の全員協議会の際に副町長が言われたのは、事務の不手際があったと言われたんですけど、私ね、事務の不手際というのね、事務職員の不手際だと思うんですよ、言われたのは。それでこういったことが発生したというふうに私は理解しておりました。

副町長に聞きたいんです。この事務処理の、何ていいますかいな、間違いというのは、どこから始まったんですか。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） すいません。23年から25年度分の部分を口座のほうに入れてますが、その部分の以降の事務費については、またその事務職員がその口座に入れてくれというふうな指示をしたようです。ただ、制度の中でいいますと、先ほど持田課長のほうが説明しましたように、単年度で決算はするんだけども、余った換金されな

かったものについては、翌年度、お買い物券をまた交換することができるという制度がありまして、ぐるぐるぐるぐる回れば、3年先まで確かに制度としては精算できないというふうなことも言えるというのは確かでございますが、本来であれば実績の中で単年度こういうふうに行出した枚数と、それから不換金で換金されなかった枚数と、これを逆に次の年度にこれだけ商品券もらったというふうなもの、ずっと結果報告というふうな格好で、本来であれば報告を受けるべきであったというふうなことが事務の不手際というふうに考えております。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） しどろもどろの答弁をありがとうございます。

もう1点、間違えてもらっちゃ困るんですけど、この344万7,000円のうち、いいですか、本来でしたら、この中で23年から25年度に事務費として、あ、事業費として振り込まれるのは、本来でしたら263万8,000円。これが3年分の残りです。ただ、ただですよ、この個人用住宅改善助成事業だったかな、改修だ、この事業については単年度でやって、次年度どうしましょうかということで、ある議員の方が延長してくれ延長してくれということは何年か延長した経過はありますが、これを継続して3年間続けてやりますよということをやった覚えはないはずなんです。単年度でやる。そしてその翌年度で精算する。今やっとなる自己居住用住宅は、これは3年間の継続事業でやりました。ですから事業の内容は2つ違うと思っております。それを、さっき一番最初聞きました。3年間、これは精算して、3年済んだ後に精算するようになってたと言われますけど、これは全く違うはずなんです。ここはどうなんです。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） ちょっと今ここに書類を持ってきておりませんが、契約書の中では単年度の事業の枠組みであったけども、次年度にそういうふうには持ち越しをできるというふうな書面になったというふうには確認しておりました。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） その持ち越しというのは、先ほど言われたように年度まで事業をします、そうすると、お買い物券は翌年度の4月1日から半年間有効ですから9月31日まで有効になるんで、そうすると、その決算をするには、その事務をやったらその翌年度の年末あたりまで引き延ばすんですよ。そのことの事業の継続なんですよ。今のようなお金をずっと3年間引き延ばすということじゃないんですよ。なぜ認めないんですか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。認めないかというかですね、確かに米本議員が言われるように単年度事業でやっておりまして、要望があって繰り越した、繰り越してないで継続事業という形でやったと思います。ただ、契約書の書き方がですね、そういう、さっき副町長が言いましたように次年度においても残った分があれば、そのお買い物券でかえられるというような書き方になっておりましたので、職員のほうが継続してやったので、そういう理解で今も引き続いてやってるとというのが現状だというふうに思っております。です……（発言する者あり）あ、今じゃなくて、その当時ですね。ですので、何というですかね、細かく言われると、正確に言うとはですね、米本議員が言われていることが正しいかもしれないです。ちょっとそこはあれなんですけども。

○議員（6番 米本 隆記君） でしょ。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） ですから私が言っとるのは、そこで事業としては継続性はある。今言ったように、単年度では、その年度で終わったときに、3月31日に事業終了してお買い物券もらった人は4月1日から半年間は有効だから使えるから、その後精算して終わるといふのがあるから、次年度にまたがるんですよ、必ずそれは。そこはわかるんですよ。けども、この事業は今26年から28、本年度、28年度やる事業とはまるっきり違った事業ですから、それをやっていかないけんうち、精算しないけんのをしてなかったということは、ここの中で事務担当に問題はなかったんですかということを使うんですよ。

まして、いいですか、これ、きょう聞いたんですけどもね、27年9月14日に振り込まれてると、それから28年5月に振り込まれ、2回振り込まれとるんですけどね、別に。そのときには両方とも商工会からは担当のほうに連絡が行くとるんですよ、どうしようかって。そしたら、ここに振り込んでくれということがあったようで振り込んでおられるんですよ。それがね、その金額が、この263万8,000円と一緒にあって344万で一遍にぼんと入れられるということがおかしいんですよ。事業年度でいけば、まだこれは継続なら継続でやらないけんもん。その辺のところは何にもかんにも一緒になって、とにかく返金だという、なってませんか。その辺のところはね、何か矛盾しとると思うんですよ、どうなんですか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。お金を入れた時点ですでね、どういう対応するかというところだったんですけども、米本議員が言われますように、確かにその金額のですね、内訳を見て細かくして入れるというのが本来の形だというふうに思います。ただ、それをきちんとするにはですね、とりあえずお金をどこかに預けた形で置いておいて、

その、何というですかね、中身がわかってからそれを入れていくというような形になりますので……（「中身がわからんで入れなかったの」と呼ぶ者あり）

○議長（野口 俊明君） 静かに。

○総務課長（酒嶋 宏君） とりあえず、その雑入という形のところに入れさせていただいたという形で対応させていただいております。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） じゃ、最後にしますよ。もう一回聞きます、いいですか。事務がなかなかできなくてこういった結果になったということだったら、事務員さんはおられたわけですよ、この事務担当の方は。ね、おられましたよね、おるんでしょ。ならこの人たちは、この人は必ず、事務ができなかったということですから、いいですか、よく聞いてくださいよ。以前、国勢調査の調査用紙を配るのが配布がおくれて、1週間だったかな、処分を受けられた職員さんいましたね。今回の問題はそれ以上じゃないですか、違いますか、町長。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） 処分の材料としていろんな状況を判断します。これについても処分検討委員会を開いて決めたいというふうに思っています。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） ちゃんとそういう検討委員会開いて処分を検討してもらうということで、よろしいですね、再度確認しときますよ。

○副町長（小西 正記君） 議長、副町長。

○議長（野口 俊明君） 小西副町長。

○副町長（小西 正記君） できるだけ早く開きたいと思います。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 米本隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） 残り少なくなりました。

実はですね、近藤議員も先ほど言われました。要するに、町としてやっぱり町民の皆さんが、私が最初言いましたけど、オープンにして事の全てがどういったことだったということが知りたいんですよ。これ、物のよしあしじゃないんですよ。現実はどうだったんだ。ならそれに対して、じゃあこれを再発防止策どうするんだっていうことをきちっと明らかにしてほしい。それが町民の皆さんの考えだと思います。

今いろいろと出ております。町長、ちょっとお聞きしたいんですけど、今いろいろとね、NPOの問題で通帳はいろいろと出てきたりとかしています。もうこれ以上出てきませんよね。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。いろいろな取り組みの中で、今、司法のほうに委ねていくということでもあります。特に、職員、一人の職員でいろいろなこの案件がかかわっているところでもありますので、これからそうした告訴、告発という手続を進めていく中で、資料、情報収集、進めていきます。そういった中で、午前中にも担当のほうからも述べさせてもらいましたけども、調査を進める中でNPOのほうの関係にも及んでいく場合も出てくるのではないかというようなことも発言もさせていただきました。このたび、こういった司法に委ねていく過程の中で、いろいろな調査を進めていくということになります。特に議会のほうでも、行政のほうで早くしっかりと対応をとということをしていただく中でありまして、やはり、先ほども逆に時間をかけながらもしっかりと状況を把握をして対処すると、するべきであるという御示唆もいただきました。まさにそのとおりでありまして、今回、司法に委ねをさせていただく中で、特に職員のAに対する案件、さまざまな過程の中で調べもまたしていかなければならない、あるいは求められてくるというぐあいに思っておりますので、そういった対応については、精いっぱい司法のほうの協力といいますか、対応を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議員（6番 米本 隆記君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） 以上で6番、米本隆記君の一般質問は終わりました。

○議長（野口 俊明君） 本日は、7番、野口昌作議員まで一般質問を予定しております。間もなく5時になりますが、本日は5時を超えましても、野口昌作君の一般質問の終了まで時間を延長して質問を続行したいと思っております。残りました通告8番以降の議員の一般質問は、あす3月14日に引き続き行いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次、野口昌作君の質問であります。ここで休憩をいたします。再開は15時といたします。休憩いたします。（発言する者あり）失礼、15時でなしに17時。午後5時ということでもあります。休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後5時00分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、9番、野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） はい。9番、野口でございます。きょうは2問について質問いたします。

最初に、平成27年度決算の財産に関する調書の修正面積の調査結果とその背景についてということでお尋ねいたします。

9月議会の一般質問で、調査するとの答弁で終わっております財産調書についてお尋ねしますが、これは27年度中修正高として、公園が1.2ヘクタール、その他の施設35.1ヘクタール、山林が7.3ヘクタール、田畑、雑種地で22.5ヘクタール、合計で131.8ヘクタールがですね、どうかしたものでございます。

調査結果の答弁とこの面積の修正問題の背景についてお尋ねするところでございますが、この背景といいますか、これが、何かさっきの米本議員さんがですね、いろいろと議員が質問されましたような、何といいますか、この職務に対する真摯な態度が少し見られないでないだろうか、その辺からこういうことも起きるでないだろうかというような気がしております、この辺の考え方についてもですね、町長にお尋ねするところでございます。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。野口議員より2点質問をいただいております。その1点目であります。27年度決算の財産に関する調書の修正面積の調査結果とその背景ということについて、お答えをさせていただきます。

平成27年度決算の財産に関する調書につきましては、平成26年度及び平成27年度にかけて作成、整備した固定資産台帳をもとに面積の修正を行ったものになります。固定資産台帳作成につきましては、公会計制度への対応のため、所有する全ての財産の把握をする目的で全ての市町村での作成が義務づけられたものになってございます。これまでの財産に関する調書につきましては、合併時に旧町ごとの数値を合算したものからスタートをし、年度ごとに異動があった場合にその増減を示してきたものになりますけれども、今回の27年度決算の財産に関する調書につきましては、税理士法人に固定資産台帳作成業務を委託をし、従来の財産台帳、土地課税台帳、その他過去の工事、事業資料等のあらゆる面からの資産状況を調査をして、かつその突合作業を行い、一から積み上げて全財産を把握するべく作成したものをもとに作成した調書になります。

しかしながら、野口議員さんから御指摘ありました増加の原因につきまして調査をいたしましたところ、区分、山林におきまして、立ち木の面積を加算していたことがわかりました。この件に関しましては、現在、原因調査中であり、来年度決算に向け、修正作業を行いたいと考えているところであります。

また、御質問にありました公園が1.2ヘクタール増加につきましては、合併前の旧中山町の財産に関する調書においては面積ゼロとなっておりますけれども、今回の調査で、中山地区においては約4.7ヘクタール、公園土地があることとなっております。これはその他の施設の区分仕分けでも言えることでもありますけれども、これまでの区分仕分けは基本的に登記地目で行ってございましたが、今回からは固定資産台帳の主目的である土地の目的別勘定科目ごとの仕分けをしたことにより、それぞれの区分での入れかわり、

増減が発生したところでございます。

また、区分、田畑、雑種地の増加につきましては、様式上、田畑、雑種地という表現になっておりますが、田畑、雑種地以外の原野、宅地など、そのほかに属する土地を計上いたしております。これは旧町時代での計上はまちまちであったように見受けられますけれども、町の所有する土地を当然に全て記載、計上する必要がありますので、今回の調査で判明をした土地につきまして追加をいたしているところであります。

なお、議員さんのほうから懸念されておりました赤線、青線などは、目的別区分の段階で道路用地として仕分けしておりますので、財産に関する調書には上がってきておりません。ただ、さきに御説明いたしました立ち木計上のミスもありますので、今後、面積増減の原因を引き続き調査をし、来年度決算の報告ではきちんとした修正を図りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、土地だけで見ましても今回の調査で1万筆以上あることがわかり、財産に関する調書に関する土地でも約4,600筆ありました。この全てが正しいものであるかどうかの確認をすることは時間と労力がかかるやもしれませんが、来年度決算にきちんと修正報告ができるよう努力してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

職員は業務の遂行に向け一生懸命努力しておりますけれども、至らぬ点がありましたことも事実であります。間違いが生じないように、職員一人一人に一層の指導を行ってまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 今、答弁いただいたわけですが、その中に、山林におきましてはですね、立木の面積が加算されていたということでございますが、立木の面積というのを、どういう意味かということをちょっと教えていただきたいですな。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。財産のですね、調査をするときにですね、僕も立ち木であれば本数ではないかなと思ったんですけれども、どうも押さえが面積であるということで押さえるようになってるということだそうです。ですので、今回ちょっと単位が違ってたんですけれども、立ち木のところに面積で計上してありました関係で、職員の、委託はしてございましたけれども、調査と、そのくくりごとの仕分けの資料をつくるころまでを業者に委託してございまして、最終的な集計をうちのほうでやるという形になっておりました。そのときにですね、トータルしてしまった関係でですね、間違いが

生じたということです。議員さんに指摘いただきまして今回調べた関係でその辺の発見もできましたので、29年、28年度の決算のときには正確な数字を上げさせていただきたいというふうに思っております。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） そうしますと、山林の面積が、まあ出ますわね。それと立木は、何年生以上かわかりませんが、何年生以上の立木はその山林の中で何ぼだということがあらわされるということですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい。すいません、財産調書のほうではですね、木の立ち木の状況ではなくて、ただ、調書に載ってこないんですけども、面積だけで押さえているという形なんだそうでして、ちょっとその、何というですかね、押さえ方のルールというのですか、本数まで数えないという状況だということで御理解いただいたらと思います。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 次にですね、公園がですね、面積ゼロになっていた、中山地区がゼロになっていたのが、4.7ヘクタールの公園土地があったということでございますけども、これは町有地の公園がこれだけあるということで、そういたしますと、ここまで調べておられるんだしたら、その町有地の公園を、4.7ヘクっていったら大きな公園でございますから、4町からの公園ですとね。どこの、この辺の公園だったということをお尋ねいたしますが。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 四季彩園とかですね、ああいう公園がありますので、そういうもののところを公園というふうに捉えたというふうに考えております。合併時のですね、につきましては、この数値しか実は残っておりませんで、それがどこに当たるかというのがあります。なので、合併時と今回合わせた差し引きをしますとですね、中山地区でも9.5ヘク程度、それから名和地区だと10.0ヘク程度誤差が出ております。

ですので、今回は台帳のほうをずっと確認しておりますので、再度その辺を確認させていただいてですね、28年度の決算のときには正確なものを出させていただけたらというふうに考えております。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） わかりました。なら、28年度のね、決算のときにはね、ぜひ正しい数字を出していただきたいと思います。

第2問目に入ります。大山町の発展と土地利用についてということでございます。

本町が今後発展するためには、土地の有効利用を考えていかなければなりません。私はずね、部落のほうで勤めとか高齢化によって農作業ができない皆さんの農地を、貸し借りを通じて荒れ地にならないように耕作しておりますけれども、その耕作地にですね、作業効率の悪い三角田のですね、3畝から5畝ぐらいの三角田が道路沿いにあったりしております、それらを耕作しておりますし、それからまた、このごろですね、土地を持っておられた地主さんが米子のほうに出てしまってますね、米子に住宅を建ててしまわれたということで、それからしばらくなくなりました。

ほいで、まあ私のほうの部落から出た人が亡くなられてしまったというようなケースがございましてですね、それで、この辺、八重のほうの土地、この人が管理しておられる土地をですね、整理したいがというような話がございまして、私も話をですね、聞いてあげて、なら整理するように努力しましょうということでやったわけでございますけれども、その中に農地がございまして。田畑がありますし山林もありますし、宅地も住宅もあつたりするわけでございますが、この農地についてですね、買うと、人が買う、何とか買ってあげましょうという人がありましたもので、ならこれは、農地については農業委員会の許可が必要だということでございまして、農業委員会のほうにですね、ちょっと調査をお願いいたしました。そうしましたところが、その農地についてですね、前から結局ようつくっておられませんでしたから、ヒノキが植わっております山林状態になっているというようなことがあつたりしております、そういうところはですね、農業委員会のほうは売買許可というようなことは出せないということでございまして、それが出せないというのは、農業振興地域に入っているという状況でございますからそういうことだということでございまして、はて、これは困ったもんだがなというぐあいに思ったわけでございます。

これからですね、私が今言いましたような事例というものはたくさん起きてくるでないかなというぐあいに思ったりするところでございます、こういうことですね、いわゆる土地の有効利用ということを考えればですね、そういうような土地についてもしっかりした指導なりということ、まあ一番最初にですね、そのヒノキなんかを植えられたときにしっかりと農業委員会のほうで指導されて、ここの土地は農業振興地域に入るとるから木を植えたりなんかしたらいけませんよと、抜いてしまってくださいよという

ことをですね、しっかりと指導されて、そういうことがない状態であつたらならばいいですけども、もう仕方なし、植えてしまった。農業委員会のほうからもそのまんまになってきているというような状況があるようでございますけれども。

これらについてですね、やっぱりその小さい小面積の土地とかですね、三角形の土地とかですね、これから先、耕作していく上にはですね、なかなか難しいやなことがございますから、そういう土地についてはやっぱりソーラー発電なんかでもですね、どんどん、どんどんって、まあソーラー発電なんかでも許可していくというようなことも考えられたりですね、そういうような、まあ木が植わつとる農地として非常に不適切だなというようなところについてもですね、またいろいろと指導するとかというようなことをしながらですね、この大山町の土地の利用というものをですね、十分に考えていきいただきたいなというぐあいに思ったりするところでございます。

この農地のですね、規制につきましては、この間ごろはですね、地方創生の考え方からですね、地方創生は地方の平均所得を向上させなければいけないということからですね、政府の規制改革推進会議で農業ワーキンググループの会合でですね、山本幸三規制改革担当相が、農地を転用した商業施設の建設を念頭にですね、転用許可の権限を市町村に譲渡するべきでないかというぐあいなことを言っておられるということでございます。農地転用に対する農家の期待はですね、転用許可は市町村に任せなければいけないというようなことですね、まあ農地法では鳥取県なんかは県の許可ということになっておりますけれどもですね、これらをそういうことで市町村が転用許可ですね、そういうようなことをもらってくる。そうしてですね、町長がそういう許可を出してですね、有効な土地利用になっていくようにですね、町道を管理していくというようなことですね、町長として考えていただいてですね、取り組んでもらえないかというような考え方でございまして、この点についてですね、町長がどういうぐあいに考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。2点目の質問であります大山町の発展と土地利用ということについて御質問をいただきました。特に、農地の有効活用という視点での御質問であるというふうに思っております。

農業を基幹産業と位置づけ、農業振興に積極的に取り組んでいる本町におきましても、遊休農地や荒廃農地が数多く存在することは議員御指摘のとおりであります。このようなか中で、条件不利地や荒廃農地などについて農地以外の活用が図れるよう、法規制の緩和などを求める考えはないかとの質問でございますけれども、安易な規制緩和は本町農業の振興を阻害するおそれがあるのではというふうに思うところでございまして、慎重な対応が肝要であるというふうに考えております。

議員が例示されました農地につきましては、将来にわたって農業生産に活用すべき農地として農業振興地域内の農用地区域に指定されている農地でございます、あくまで農業生産に活用することが第一義となる農地でございます。

また、農用地区域からの除外につきましても、全く除外できないということではなくて、除外すべき適切な理由があり、周辺の農業生産に影響を及ぼさないなどの種々の要件を満たす範囲内で個別具体の慎重な審査を行った上であれば、除外することは可能な制度となっているところであります。さらに、農用地区域に指定されていない農地のうち、周辺の宅地化の状況や公共施設の立地状況などの一定の要件を満たす農地は、農地転用が比較的容易に行える取り扱いとなっております。

したがいまして、現行制度におきましても、先ほどのような要件下での農地以外の活用は制度化されており、農業振興を積極的に推進している本町といたしましては、農用地区域の緩和などを求める前に、既にある制度を活用しながら現行法令で対処できる場所に計画的に開発を誘導することで、無秩序な開発を防ぎながら効果的な土地利用を進めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 今、答弁いただいたわけですが、これ全く月並みな答弁でございます、こういうことですね、やられることは、まあ月並みということでございます。そういうような中ですね、やっぱり大山町としては適切なこの土地利用をやっていくんだというような考え方になっていただきたいなというところでございます、私、喜んでおりますのは、中山地域ですね、二本松のほうにですね、農地で、畑でなかったかと思えますけれども、あそこらにも太陽光発電がつけられてですね、非常に狭い農地でございましたから、あそこなんかはああいう状況で使用しなければいけないというぐあいに、まあ思ったりしたわけでございます、ああいう取り組みが非常にいいでないかなというぐあいに思ったりしております。

それから、農用地、農用地ですね、きちんと守って農業振興を図っていかねばいけないということを盛んに言うわけでございますけれども、私、考えてみますにですね、米子市とか倉吉市、鳥取市、市部とかなんとかはですね、水田地帯のですね、とんでもない広い面積をですね、それ商業施設だ、それ、何ていいますか、流通機関の基地だとかですね、どんどんどんどんそういうことに利用して、そうしてほかの産業をですね、発展させるということをやっております。あそこにですね、ああいう面積をこの大山町に持ってくればですね、中山地区全部入ってしまうようなですね、農地をすぐ転用してしまっているというような状況でございますからですね、まあ、それとこれとは別でございますけれども、まあそういうようなことで、農地というものもですね、活用して、ほかの産業のほうに活用している状況でございます。

そういうことですね、まあ今の答弁では本当に月並みですね、こういう答弁だとは思いますが、これから、まあ町長、また立候補しておられます。まだ期間もあるわけでございますし、その後のこともあるわけでございますが、そういう農地についてですね、的確なやはり大山町発展のためにいろいろの利用についてですね、考えていかなければいけないというようなことを考えられるかどうか、町長にちょっとお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。後ほど担当のほうからも述べさせていただきますけれども、特に議会のほうの皆さんにも報告をさせていただいたり御相談をさせていただいたりということで、農地の活用という部分の中で、特に1種農地の転用というのは非常に難しい状況があります。そういった中で、特に移住定住、宅地分譲といったことの必要性ということは特に考えておるところでありまして、まさに地方創生の事業、あるいはそういった取り組みを進めていく中でですね、まあインターチェンジから300メートルの範囲内の民間事業者の方々によって宅地造成ができるような道筋の規制緩和の取り組みを進めてきたりというところを、実はさせていただいております。特にいろいろな農地法等々のルールがある中でありまして、関係機関の協力や御理解がないと進めれないところでもありますけれども、そういったところを進めているところでありまして、このことについて少し具体的なところを述べさせていただきたいと思っております。担当のほうで用意ができればということで、お願いします。

○企画情報課長（井上 龍君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 井上企画情報課長。

○企画情報課長（井上 龍君） 失礼します。先ほど町長の答弁の中で、インターチェンジの周りの活用ということがございました。そういったことで農地転用のほうにも、農地転用しながら移住定住のほうを進めてるという現状がございます。以上です。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 観光商工、商工関係ではどういう捉え方をされますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 観光商工関係ではないというふうに承知いたしております。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） そうすればですね、商工関係なんかもないという捉え方でございますから、そういうようなことは、まあ考えられないということですね。まあ言うならば、そういうような政策ではですね、だめだと思いますよ。やっぱり、きょう

も教育関係でも英語の改革がございましたりですね、いろいろな改革があります。そういうようなことはですね、十分考えていかなければならないと思ったりしますが、町長、その点はどうですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 少し質問の趣旨がちょっとわかりかねるところがあって、どういった具体的な事例の中でのお話かなというぐあいに少し感じさせてもらってるところでありまして、すいませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 終わります。（発言する者あり）

○議長（野口 俊明君） これで……（発言する者あり）静かにしてください。

これで野口昌作君の一般質問は終わりました。

本日の一般質問は以上で終了し、残りました4人の議員の一般質問は、あす3月14日に引き続き行います。

○議長（野口 俊明君） 本日はこれで散会いたします。

午後5時30分散会
